

健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

令和 2 年 10 月

ま え が き

この報告書は、令和2年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（健康保険法第3条第2項被保険者）を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

令和3年11月

厚生労働省保険局調査課長

西岡 隆

統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数を表章することが不適切な場合
- 計数のない場合

目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/100） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3.	全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）	259
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、 平均標準賞与額及び平均総報酬額	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準報酬月額	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均標準賞与額	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均総報酬額	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均標準賞与額	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数 及び平均総報酬額	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数 及び平均年齢	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数及び平均年齢	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別 ・船舶種別、被扶養者数	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、 被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <https://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組保管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、令和2年10月1日現在の被保険者並びに令和2年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、令和2年9月30日現在の被保険者並びに令和元年10月から令和2年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。なお、結果の概要における一部の図・表では10月1日時点の被保険者として表章している。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、令和2年9月30日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険については、令和2年10月1日現在の被保険者並びに令和元年10月から令和2年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からはいなくなる。

3. 調査時点

被保険者は、組合健保及び船員保険は令和2年10月1日現在、協会（一般）及び協会（法第3条第2項被保険者）は令和2年9月30日現在である。異動者は、組合健保は令和2年10月中、協会（一般）及び船員保険は令和元年10月から令和2年9月までの間とした。

4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局調査課において行った。

年齢階級については、令和2年9月30日現在の年齢に基づいて集計している。

「前期高齢者」は、「65歳以上74歳以下の者」及び「75歳以上の者（船員保険を除く）」を集計している。

なお、健康保険の75歳以上被保険者については、制度上は存在しているものの少数であるため、本調査での主な分析対象にはしていない。



政府統計

統計法に基づく国の統計
調査です。調査票情報の
秘密の保護に万全を期し
ます。

令和2年度

健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 _____

適用区分	1. 強 制		2. 任 意		3. 任意継続		4. 特例退職				
事業所	都道府 県番号		業態番号		事業所の 被保険者数			人			
被 保 険 者	性 別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月			
	資格取 得時期	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降				標準報 酬月額		千円			
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ()				基準収入額適用申請		1. 該当 2. 不該当			
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳									
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者									
被 扶 養 者	性 別	生 年 月				続 柄		扶養開始時期	介護保険		
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()
8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭	4. 平 5. 令		年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和元年9月以前 2. 令和元年10月以降	1. 該当 2. 適用除外 ()	

事業所番号		調査客体番号	
-------	--	--------	--

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会一般】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨標準報酬月額 |
| ⑩標準賞与額 | ⑪介護保険の該当有無 | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分 | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号 |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別 | ⑥生年月 |
| ⑦被保険者等の区分 | ⑧資格取得時期 | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ①性別 | ②生年月 | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 | |

船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険者等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 被扶養者の性別
- ⑭ 被扶養者の生年月
- ⑮ 続柄
- ⑯ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑰ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）24,866,020人、組合健保165,918人、法第3条第2項被保険者11,253人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）9,335,876人、組合健保6,969人）について集計を行った。

なお、令和2年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	24,866,020	24,866,020	1.0
組合健保	16,557,251	165,918	99.8
法第3条第2項被保険者	11,253	11,253	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成は、総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると概ね60歳未満までの割合が高く、さらに55歳未満における組合健保の年齢割合は、協会（一般）よりも高い。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は40歳以上の割合が高い。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の19.3%に対して協会（一般）21.3%、組合健保24.2%とともに高く、20～39歳でも、75歳未満総人口の24.9%に対して協会（一般）28.0%、組合健保30.7%とともに高い。同様に、40～64歳でも、75歳未満総人口の39.4%に対して協会（一般）42.5%、組合健保41.6%とともに高いが、65～74歳では、75歳未満総人口の16.3%に対して協会（一般）8.1%、組合健保3.5%と、ともに低い。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満及び20～39歳ではそれぞれ10.4%、21.1%と、ともに75歳未満総人口に比べて低いが、40～64歳及び65～74歳ではそれぞれ42.5%、17.9%と、ともに75歳未満総人口に比べて高い。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、協会（一般）については65歳未満、組合健保については60歳未満まで、75歳未満総人口を上回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成割合については、45歳未満においては75歳未満総人口を下回っているが、45歳以上では逆に75歳未満総人口を上回っている。

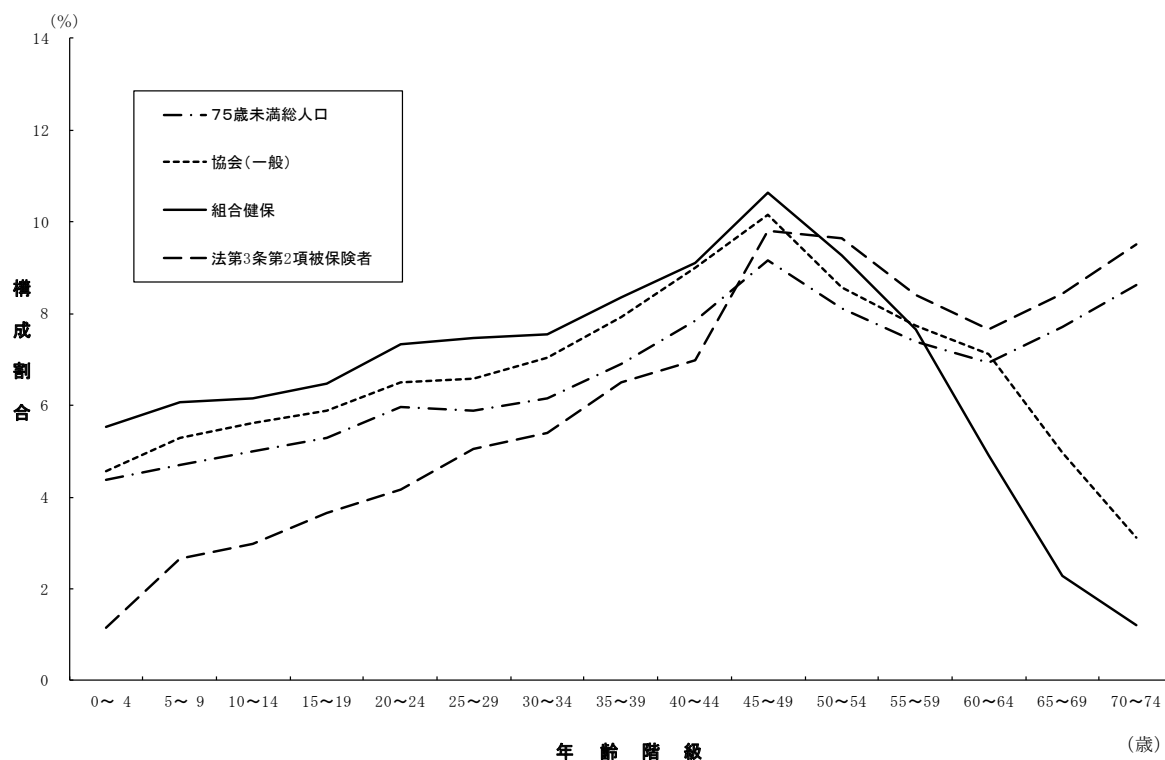
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（令和2年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	3.7	4.4	4.6	5.5	1.2
5～9	4.0	4.7	5.3	6.1	2.7
10～14	4.2	5.0	5.6	6.2	3.0
15～19	4.5	5.3	5.9	6.5	3.6
20～24	5.1	6.0	6.5	7.3	4.2
25～29	5.0	5.9	6.6	7.5	5.0
30～34	5.2	6.1	7.0	7.6	5.4
35～39	5.9	6.9	7.9	8.3	6.5
40～44	6.7	7.8	9.0	9.1	7.0
45～49	7.8	9.2	10.1	10.6	9.8
50～54	6.9	8.1	8.6	9.3	9.7
55～59	6.3	7.4	7.7	7.7	8.4
60～64	5.9	6.9	7.1	4.9	7.6
65～69	6.6	7.7	5.0	2.3	8.4
70～74	7.3	8.6	3.1	1.2	9.5
75歳以上	14.9	・	0.0	0.0	8.0
（再 掲）					
0～19	16.5	19.3	21.3	24.2	10.4
うち未就学児	5.0	5.8	6.1	7.4	2.0
20～39	21.2	24.9	28.0	30.7	21.1
40～64	33.6	39.4	42.5	41.6	42.5
65～74	13.9	16.3	8.1	3.5	17.9
平均年齢（歳）	—	41.5	38.4	35.5	48.7

（注）「総人口」は、総務省統計局「令和2年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（令和2年10月1日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成27年～令和2年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、令和2年には協会（一般）0.6%、組合健保0.8%である。また、法第3条第2項被保険者については、平成29年から概ね減少傾向にあり、令和2年は0.6%である。

20～39歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、令和2年には協会（一般）34.7%、組合健保41.0%である。法第3条第2項被保険者についても減少傾向であり、令和2年は18.7%である。

40～64歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向にあり、令和2年には協会（一般）55.7%、組合健保54.3%である。法第3条第2項被保険者については減少傾向にあり、令和2年には50.0%である。

65～74歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向にあり、令和2年には協会（一般）8.9%、組合健保3.9%である。法第3条第2項被保険者については、令和2年は21.2%である。

次に、令和2年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性で最も割合が高いのは45～49歳の13.6%であり、続いて40～44歳の12.1%である。協会（一般）の女性で構成割合が最も高いのは45～49歳の13.6%、続いて50～54歳の12.0%である。一方、組合健保の男性では45～49歳の割合が最も高く14.2%、次いで50～54歳が12.6%である。組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く13.9%、次いで45～49歳が13.5%である。また、法第3条第2項被保険者の男性では50～54歳の割合が最も高く12.2%、続いて45～49歳の11.7%、法第3条第2項被保険者の女性では75歳以上の割合が最も高く24.0%、続いて70～74歳の17.3%であり、65歳以上で全体の半分以上を占めている。

最後に、被保険者の平均年齢は、協会（一般）、組合健保ともに上昇傾向にあり、令和2年には協会（一般）45.8歳、組合健保43.1歳である。また、法第3条第2項被保険者の平均年齢は54.9歳である。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が46.7歳、女性が44.5歳、組合健保の男性が44.2歳、女性が41.1歳、法第3条第2項被保険者の男性が53.9歳、女性が63.2歳である。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きく、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高い。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和2年		
						総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7
20～24	6.5	6.4	6.3	6.3	6.2	6.0	5.0	7.5
25～29	9.7	9.5	9.2	9.1	9.1	9.0	8.0	10.4
30～34	10.7	10.4	10.1	9.8	9.6	9.4	9.1	9.7
35～39	11.9	11.5	11.1	10.8	10.6	10.4	10.6	10.0
40～44	13.4	13.4	13.1	12.7	12.3	11.9	12.1	11.6
45～49	11.5	12.3	12.7	13.1	13.4	13.6	13.6	13.6
50～54	10.4	10.3	10.6	10.9	11.2	11.5	11.1	12.0
55～59	9.5	9.6	9.7	9.7	9.7	10.0	9.8	10.4
60～64	8.7	8.6	8.6	8.6	8.7	8.8	9.5	7.7
65～69	5.1	5.5	5.7	5.7	5.6	5.6	6.7	4.1
70～74	1.7	1.8	2.1	2.5	2.9	3.2	3.9	2.3
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再 掲)								
20～39歳	38.8	37.8	36.8	36.0	35.5	34.7	32.7	37.7
40～64	53.6	54.1	54.6	55.1	55.3	55.7	56.1	55.2
65～74	6.8	7.3	7.8	8.2	8.5	8.9	10.6	6.4
平均年齢（歳）	44.5	44.7	45.0	45.3	45.5	45.8	46.7	44.5

(注) 令和元年以前の数値は、男女総数のものである。

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和2年		
						総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
20～24	6.6	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2	6.0	9.6
25～29	11.8	11.6	11.4	11.4	11.5	11.5	10.3	13.9
30～34	12.4	12.2	12.0	11.6	11.3	10.8	10.3	11.8
35～39	12.8	12.4	12.0	11.9	11.6	11.4	11.2	11.7
40～44	14.7	14.1	13.8	13.3	12.6	12.1	12.2	12.1
45～49	12.9	13.7	13.8	14.0	13.9	14.0	14.2	13.5
50～54	10.9	10.8	11.5	11.6	12.0	12.1	12.6	11.2
55～59	8.2	8.4	8.7	9.1	9.4	9.9	10.6	8.4
60～64	5.8	5.8	5.7	5.8	6.1	6.2	7.0	4.8
65～69	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	3.2	1.5
70～74	0.9	0.9	0.9	1.0	1.2	1.3	1.6	0.7
75歳以上	-	0.0	-	-	-	-	-	-
(再 掲)								
20～39歳	43.6	42.9	42.3	41.9	41.5	41.0	37.9	47.1
40～64	52.5	52.9	53.5	53.8	53.9	54.3	56.5	50.0
65～74	3.3	3.5	3.5	3.6	3.8	3.9	4.8	2.1
平均年齢（歳）	42.4	42.5	42.7	42.8	43.0	43.1	44.2	41.1

(注) 令和元年以前の数値は、男女総数のものである。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和2年		
						総数	男性	女性
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.9	1.1	0.8	0.6	0.5	0.6	0.6	0.3
20～24	3.6	3.6	2.8	2.3	1.9	1.9	2.1	1.0
25～29	5.2	5.6	5.2	5.0	5.0	4.5	4.9	0.7
30～34	6.2	5.9	5.8	5.8	5.6	5.4	5.8	1.7
35～39	6.6	6.8	6.7	6.5	6.5	6.8	7.4	2.5
40～44	10.3	9.7	8.8	8.4	7.7	7.3	7.5	5.9
45～49	11.2	11.7	11.8	11.5	11.3	11.4	11.7	8.6
50～54	10.3	10.7	11.2	11.6	12.1	11.9	12.2	9.3
55～59	9.3	9.4	9.4	9.7	9.9	10.4	10.7	7.9
60～64	12.4	11.5	10.7	10.2	9.9	9.0	8.9	9.8
65～69	13.6	13.3	13.0	12.0	11.2	10.0	9.9	11.0
70～74	7.4	7.0	8.8	9.9	10.4	11.2	10.5	17.3
75歳以上	3.0	3.7	5.1	6.6	7.9	9.6	7.8	24.0
(再 掲)								
20～39歳	21.6	21.9	20.5	19.6	18.9	18.7	20.2	5.9
40～64	53.5	53.0	51.8	51.3	51.0	50.0	51.0	41.4
65～74	21.0	20.4	21.8	21.9	21.6	21.2	20.4	28.3
平均年齢 (歳)	51.9	51.9	53.1	53.9	54.4	54.9	53.9	63.2

(注) 令和元年以前の数値は、男女総数のものである。

3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢階級別構成割合について、平成27年～令和2年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和2年には協会（一般）54.7%、組合健保56.1%である。また、法第3条第2項被保険者については32.7%である。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和2年には協会（一般）17.2%、組合健保16.7%である。また、法第3条第2項被保険者については緩やかな増加傾向にあり、令和2年は26.6%である。

40～64歳の割合は、協会（一般）は減少傾向にあり、令和2年は21.2%である。組合健保は概ね減少傾向であり、令和2年には24.3%である。また、法第3条第2項被保険者については、25.6%である。

65～74歳の割合は、協会（一般）については増加傾向にあり、令和2年は6.8%である。組合健保は概ね横ばいであり、令和2年には2.9%である。また、法第3条第2項被保険者については10.5%である。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）

（単位：%）

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.7	12.7	12.6	12.4	12.2	11.9
5～9	13.4	13.6	13.7	13.7	13.8	13.8
10～14	13.8	13.9	14.0	14.2	14.4	14.7
15～19	13.5	13.7	14.0	14.1	14.3	14.4
20～24	6.8	6.8	6.8	6.9	7.1	7.3
25～29	3.3	3.1	2.9	2.8	2.7	2.7
30～34	4.1	4.0	3.8	3.6	3.4	3.3
35～39	4.7	4.5	4.4	4.3	4.1	4.0
40～44	5.1	5.0	4.9	4.7	4.5	4.3
45～49	4.1	4.3	4.3	4.4	4.5	4.5
50～54	3.7	3.6	3.7	3.8	3.8	3.9
55～59	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
60～64	4.7	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5
65～69	3.8	4.1	4.1	4.1	3.9	3.9
70～74	2.1	2.0	2.2	2.4	2.7	2.9
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
（再 掲）						
0～19歳	53.4	53.9	54.3	54.5	54.7	54.7
うち未就学児	16.7	16.7	16.6	16.4	16.2	15.9
20～39	19.0	18.4	17.9	17.6	17.4	17.2
40～64	21.7	21.6	21.4	21.3	21.3	21.2
65～74	5.9	6.1	6.3	6.5	6.6	6.8

(2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	13.3	13.3	13.3	13.5	13.5	13.1
5～9	13.5	13.9	14.0	13.8	14.1	14.3
10～14	13.9	13.8	14.0	14.0	14.3	14.5
15～19	13.4	13.8	14.0	14.4	14.0	14.2
20～24	6.7	6.8	6.9	6.9	7.2	7.5
25～29	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9
30～34	3.8	3.6	3.5	3.4	3.2	3.1
35～39	5.3	4.9	4.7	4.5	4.5	4.2
40～44	6.7	6.5	6.0	5.7	5.4	5.0
45～49	5.8	6.2	6.3	6.4	6.2	6.1
50～54	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.4
55～59	4.0	4.1	4.1	4.2	4.4	4.6
60～64	3.0	3.0	2.9	2.9	3.1	3.1
65～69	1.9	2.0	1.9	2.0	1.8	1.8
70～74	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1
75歳以上	—	0.0	—	0.0	0.0	0.0
(再 掲)						
0～19歳	54.2	54.7	55.4	55.7	56.0	56.1
うち未就学児	17.5	17.5	17.5	17.7	17.8	17.4
20～39	18.4	17.7	17.2	16.9	16.8	16.7
40～64	24.5	24.7	24.5	24.5	24.4	24.3
65～74	2.8	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	7.8	8.2	6.6	5.7	5.1	3.8
5～9	8.9	9.0	8.6	8.8	8.7	8.6
10～14	9.6	9.6	9.6	9.7	9.7	9.7
15～19	10.8	10.5	10.5	10.8	10.5	10.6
20～24	7.7	8.2	8.5	8.6	8.8	9.2
25～29	5.6	5.6	5.7	5.6	6.0	6.3
30～34	6.1	5.7	5.5	5.5	5.2	5.4
35～39	5.8	6.1	6.2	6.3	6.2	5.7
40～44	6.1	6.0	6.3	6.0	6.0	6.2
45～49	4.7	5.1	5.3	5.8	6.3	6.3
50～54	4.0	3.9	3.8	4.1	4.2	4.6
55～59	4.5	4.3	4.3	4.0	4.1	3.9
60～64	6.1	5.5	5.3	5.0	4.8	4.6
65～69	7.1	6.9	6.7	5.8	5.3	4.9
70～74	3.9	3.6	4.3	4.9	5.4	5.6
75歳以上	1.4	1.8	2.7	3.5	4.0	4.6
(再 掲)						
0～19歳	37.0	37.3	35.5	34.9	34.0	32.7
うち未就学児	10.5	10.9	8.9	8.2	7.5	6.5
20～39	25.2	25.6	25.9	26.0	26.2	26.6
40～64	25.4	24.8	25.0	24.9	25.3	25.6
65～74	11.0	10.5	11.0	10.6	10.6	10.5

次に、令和２年における被扶養者の続柄別の年齢階級別構成割合を示したものが表４である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）64.2%、組合健保64.6%、法第３条第２項被保険者55.5%である。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満であり、20歳以上の子の割合は、協会（一般）が9.8%、組合健保が8.7%である。

配偶者の割合は、協会（一般）31.7%、組合健保33.9%、法第３条第２項被保険者40.9%であり、協会（一般）、組合健保は45～49歳の階級が最も多い。法第３条第２項被保険者は70～74歳の階級が最も多い。

直系尊属の割合は、協会（一般）3.2%、組合健保1.2%、法第３条第２項被保険者1.6%である。いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）の割合は、協会（一般）1.0%、組合健保0.4%、法第３条第２項被保険者2.0%であり、いずれも各年齢階級に広く分布している。

表４ 被扶養者の続柄別年齢構成（令和２年10月１日現在）

（１）協会（一般）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	64.2	31.7	3.2	1.0
0～４歳	11.9	11.8	・	－	0.1
５～９	13.8	13.7	・	－	0.1
10～14	14.7	14.6	・	－	0.1
15～19	14.4	14.2	0.0	－	0.1
20～24	7.3	6.9	0.3	－	0.1
25～29	2.7	1.5	1.2	－	0.0
30～34	3.3	0.8	2.4	0.0	0.0
35～39	4.0	0.4	3.5	0.0	0.0
40～44	4.3	0.2	4.1	0.0	0.0
45～49	4.5	0.1	4.4	0.0	0.1
50～54	3.9	0.0	3.8	0.1	0.1
55～59	4.0	0.0	3.8	0.2	0.1
60～64	4.5	0.0	4.0	0.4	0.1
65～69	3.9	0.0	2.9	0.9	0.1
70～74	2.9	0.0	1.3	1.5	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（再掲）未就学児	15.9	15.8	・	－	0.1

(2) 組合健保

(単位: %)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	64.6	33.9	1.2	0.4
0～4歳	13.1	13.0	・	－	0.0
5～9	14.3	14.2	・	－	0.0
10～14	14.5	14.4	・	－	0.1
15～19	14.2	14.2	0.0	－	0.0
20～24	7.5	7.3	0.2	－	0.0
25～29	1.9	0.8	1.1	－	0.0
30～34	3.1	0.3	2.7	－	0.0
35～39	4.2	0.2	4.0	－	0.0
40～44	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0
45～49	6.1	0.0	6.1	0.0	0.0
50～54	5.4	0.0	5.4	0.0	0.0
55～59	4.6	－	4.6	0.1	0.0
60～64	3.1	－	2.9	0.2	0.0
65～69	1.8	－	1.4	0.3	0.0
70～74	1.1	－	0.6	0.6	0.0
75歳以上	0.0	－	－	0.0	－
(再掲) 未就学児	17.4	17.3	・	－	0.0

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位: %)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	55.5	40.9	1.6	2.0
0～4歳	3.8	3.7	・	－	0.1
5～9	8.6	8.5	・	－	0.2
10～14	9.7	9.5	・	－	0.3
15～19	10.6	10.3	－	－	0.3
20～24	9.2	8.7	0.3	－	0.2
25～29	6.3	4.9	1.3	－	0.1
30～34	5.4	3.2	2.1	－	0.1
35～39	5.7	2.5	3.1	－	0.1
40～44	6.2	2.0	4.1	－	0.1
45～49	6.3	1.5	4.7	－	0.1
50～54	4.6	0.4	4.1	0.0	0.1
55～59	3.9	0.2	3.7	0.0	0.0
60～64	4.6	0.1	4.4	0.1	0.1
65～69	4.9	0.0	4.5	0.3	0.1
70～74	5.6	－	5.0	0.4	0.2
75歳以上	4.6	－	3.6	0.8	0.1
(再掲) 未就学児	6.5	6.4	・	－	0.1

4. 年齢階級別扶養率

まず、年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）について、平成27～令和2年までを示したものが表5であり、令和2年の総数をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数の扶養率は減少傾向にあり、令和2年には協会（一般）で0.620、組合健保で0.737である。法第3条第2項被保険者においても減少傾向にあり、令和2年は0.443である。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）は40～44歳で毎年同じだが、組合健保は平成29年までは45～49歳、平成30年以降は40～44歳である。法第3条第2項被保険者においては、ピークとなる年齢階級は平成30年までは40～44歳、令和元年以降は45～49歳である。

また、令和2年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、ピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳であり、令和2年には協会（一般）1.421、組合健保1.562である。法第3条第2項被保険者については45～49歳で0.619である。それ以降は年齢の上昇とともに減少しており、平均扶養率は、協会（一般）0.913、組合健保1.046、法第3条第2項被保険者0.465である。

女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、ピークは、協会（一般）及び組合健保は40～44歳でそれぞれ0.378、0.247、法第3条第2項被保険者は45～49歳で0.571ある。平均扶養率は、協会（一般）0.199、組合健保0.132、法第3条第2項被保険者0.269である。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和2年		
						総数	男性	女性
総 数	0.719	0.700	0.675	0.658	0.631	0.620	0.913	0.199
15～19歳	0.025	0.027	0.026	0.024	0.021	0.022	0.030	0.010
20～24	0.082	0.081	0.081	0.078	0.072	0.068	0.115	0.025
25～29	0.278	0.262	0.248	0.236	0.217	0.211	0.335	0.072
30～34	0.685	0.667	0.640	0.612	0.567	0.542	0.810	0.183
35～39	1.009	0.990	0.968	0.948	0.908	0.891	1.263	0.329
40～44	1.114	1.091	1.062	1.047	1.012	1.004	1.421	0.378
45～49	1.015	0.984	0.951	0.936	0.906	0.900	1.305	0.319
50～54	0.801	0.764	0.727	0.709	0.685	0.678	1.029	0.210
55～59	0.607	0.582	0.549	0.532	0.513	0.502	0.777	0.130
60～64	0.559	0.539	0.512	0.495	0.476	0.459	0.663	0.101
65～69	0.562	0.548	0.529	0.519	0.508	0.498	0.674	0.084
70～74	0.489	0.481	0.477	0.476	0.474	0.471	0.640	0.058
75歳以上	0.325	0.309	0.327	0.318	0.308	0.296	0.431	0.028

（注）令和元年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和2年		
						総数	男性	女性
総 数	0.837	0.804	0.781	0.764	0.757	0.737	1.046	0.132
15～19歳	0.007	0.004	0.015	0.008	0.010	0.002	0.002	0.002
20～24	0.053	0.044	0.045	0.036	0.038	0.031	0.048	0.010
25～29	0.211	0.211	0.188	0.182	0.170	0.159	0.241	0.039
30～34	0.629	0.602	0.587	0.576	0.582	0.555	0.820	0.101
35～39	1.009	0.991	0.974	0.965	0.967	0.957	1.357	0.209
40～44	1.215	1.171	1.148	1.145	1.145	1.120	1.562	0.247
45～49	1.255	1.199	1.164	1.130	1.131	1.116	1.547	0.231
50～54	1.136	1.072	1.035	1.026	1.021	0.974	1.347	0.155
55～59	0.867	0.821	0.797	0.760	0.760	0.758	1.027	0.093
60～64	0.725	0.688	0.664	0.636	0.617	0.602	0.797	0.053
65～69	0.711	0.698	0.685	0.668	0.644	0.642	0.783	0.036
70～74	0.750	0.716	0.695	0.678	0.667	0.648	0.785	0.021
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-

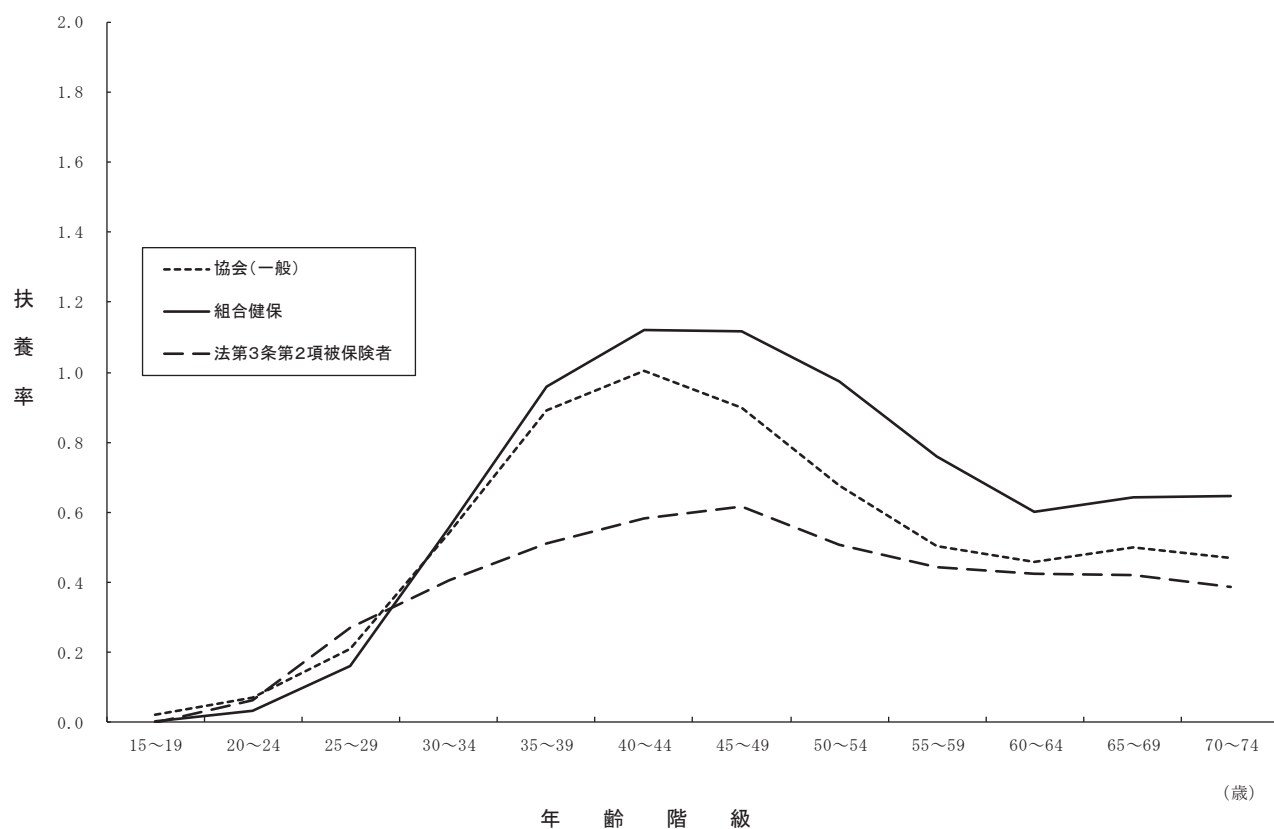
(注) 令和元年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和2年		
						総数	男性	女性
総 数	0.510	0.500	0.473	0.454	0.450	0.443	0.465	0.269
15～19歳	0.069	0.051	0.022	-	-	-	-	-
20～24	0.185	0.140	0.141	0.149	0.109	0.064	0.068	-
25～29	0.350	0.381	0.333	0.269	0.265	0.271	0.274	0.111
30～34	0.589	0.526	0.476	0.446	0.451	0.404	0.408	0.286
35～39	0.633	0.681	0.552	0.536	0.532	0.510	0.526	0.129
40～44	0.734	0.713	0.709	0.627	0.572	0.583	0.605	0.361
45～49	0.626	0.638	0.606	0.614	0.630	0.615	0.619	0.571
50～54	0.590	0.543	0.519	0.531	0.519	0.507	0.521	0.360
55～59	0.482	0.486	0.487	0.433	0.464	0.444	0.458	0.289
60～64	0.452	0.439	0.408	0.414	0.404	0.426	0.457	0.192
65～69	0.448	0.445	0.417	0.404	0.400	0.422	0.438	0.304
70～74	0.382	0.387	0.396	0.397	0.391	0.387	0.412	0.264
75歳以上	0.326	0.316	0.325	0.307	0.315	0.316	0.379	0.149

(注) 令和元年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（令和2年10月1日現在）



次に、令和２年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表６である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.398、組合健保0.476、法第３条第２項被保険者0.246、配偶者は協会（一般）0.196、組合健保0.250、法第３条第２項被保険者0.181、直系尊属は協会（一般）0.020、組合健保0.008、法第３条第２項被保険者0.007、その他は協会（一般）0.006、組合健保0.003、法第３条第２項被保険者0.009である。また、概ね組合健保が一番高く、法第３条第２項被保険者が一番低いが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、その他の扶養率は法第３条第２項被保険者が一番高い。

被保険者の年齢階級別に続柄別の扶養率をみると、子については山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び、組合健保が40～44歳でそれぞれ0.746、0.822、法第３条第２項被保険者が45～49歳で0.425である。配偶者については、ピークは協会（一般）が65～69歳で0.397、組合健保及び法第３条第２項被保険者が、ともに70～74歳の0.577、0.229である。直系尊属については概ね山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保がともに40～44歳でそれぞれ0.048、0.019、法第３条第２項被保険者が35～39歳及び45～49歳の0.016である。

表６ 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和２年１０月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.620	0.398	0.196	0.020	0.006
15～19歳	0.022	0.007	0.006	0.005	0.003
20～24	0.068	0.039	0.020	0.007	0.003
25～29	0.211	0.139	0.056	0.012	0.003
30～34	0.542	0.388	0.127	0.024	0.004
35～39	0.891	0.661	0.187	0.038	0.005
40～44	1.004	0.746	0.205	0.048	0.006
45～49	0.900	0.654	0.201	0.037	0.007
50～54	0.678	0.464	0.197	0.010	0.007
55～59	0.502	0.271	0.223	0.001	0.007
60～64	0.459	0.145	0.306	0.000	0.008
65～69	0.498	0.092	0.397	0.000	0.008
70～74	0.471	0.068	0.394	0.000	0.008
75歳以上	0.296	0.054	0.237	—	0.006

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.737	0.476	0.250	0.008	0.003
15～19歳	0.002	0.001	0.001	0.001	—
20～24	0.031	0.019	0.009	0.002	0.001
25～29	0.159	0.103	0.050	0.004	0.001
30～34	0.555	0.393	0.150	0.009	0.002
35～39	0.957	0.708	0.231	0.016	0.003
40～44	1.120	0.822	0.276	0.019	0.003
45～49	1.116	0.793	0.303	0.016	0.003
50～54	0.974	0.646	0.321	0.004	0.004
55～59	0.758	0.379	0.375	0.000	0.004
60～64	0.602	0.160	0.438	—	0.004
65～69	0.642	0.085	0.552	0.000	0.005
70～74	0.648	0.068	0.577	0.000	0.001
75歳以上	—	—	—	—	—

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.443	0.246	0.181	0.007	0.009
15～19歳	—	—	—	—	—
20～24	0.064	0.032	0.027	0.005	—
25～29	0.271	0.184	0.079	0.002	0.006
30～34	0.404	0.265	0.129	0.005	0.005
35～39	0.510	0.330	0.156	0.016	0.009
40～44	0.583	0.390	0.174	0.015	0.005
45～49	0.615	0.425	0.173	0.016	0.001
50～54	0.507	0.318	0.173	0.010	0.006
55～59	0.444	0.256	0.172	0.009	0.007
60～64	0.426	0.205	0.208	0.003	0.010
65～69	0.422	0.168	0.225	0.002	0.028
70～74	0.387	0.145	0.229	0.002	0.012
75歳以上	0.316	0.076	0.228	—	0.011

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額20万円台から40万円台程度の間で、組合健保は概ね標準報酬月額20万円台から60万円台程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

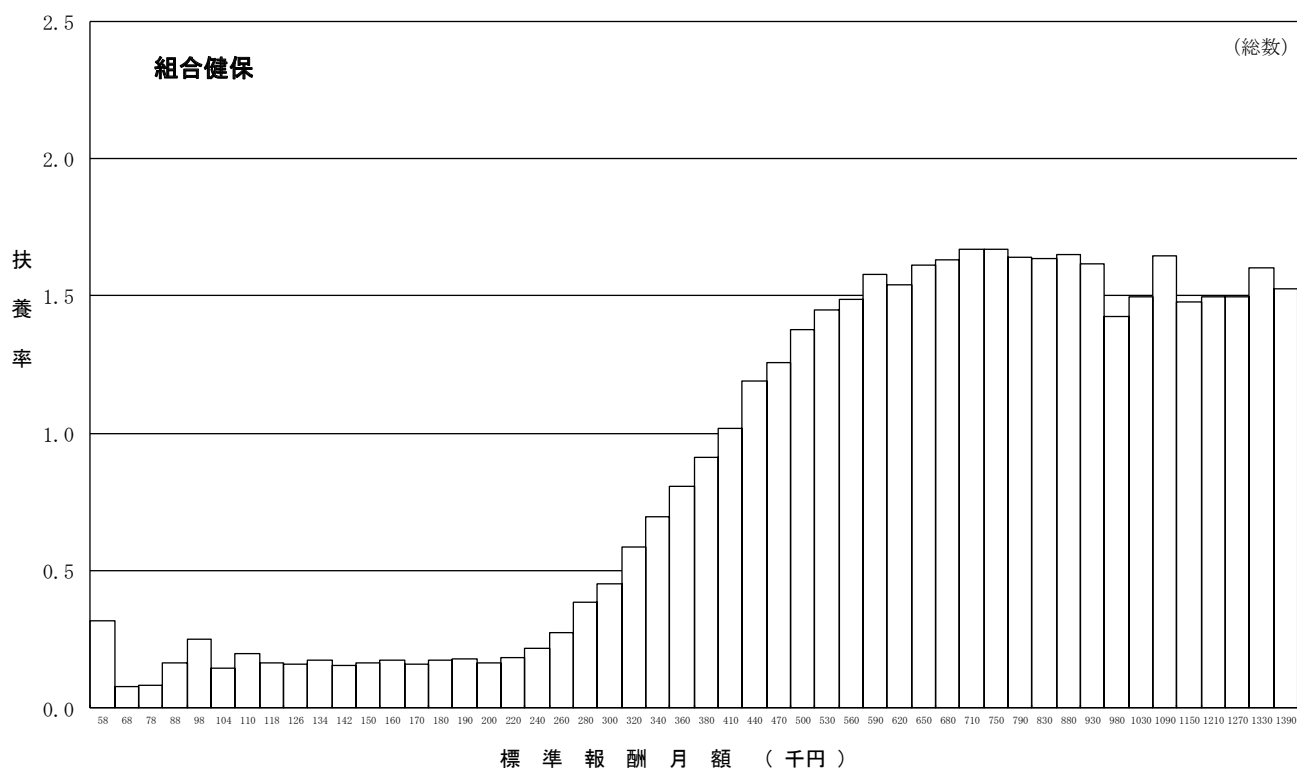
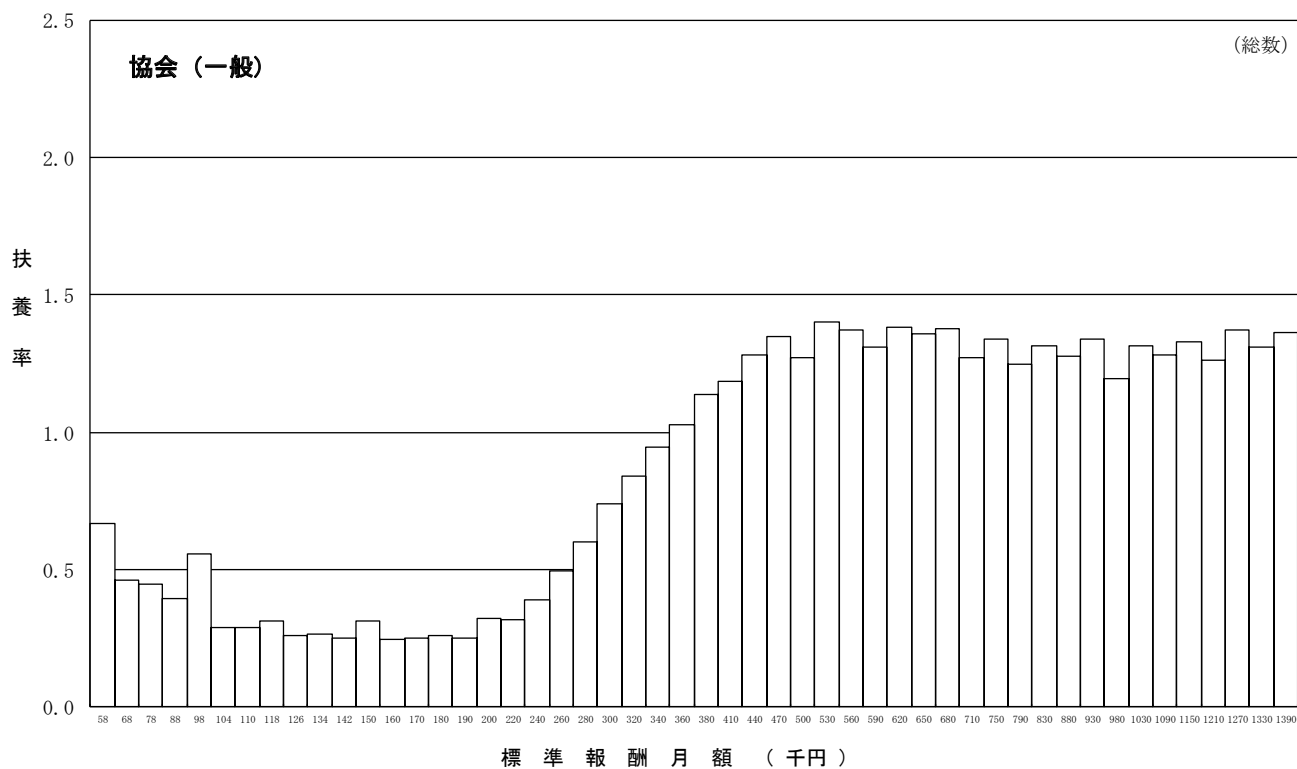
また、男性は標準報酬月額5万8千円から47万円における扶養率について、女性は標準報酬月額5万8千円から62万円の間における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも概ね高い。

表7 標準報酬月額別扶養率（令和2年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総 数	男性	女性	総 数	男性	女性
総 数	0.620	0.913	0.199	0.737	1.046	0.132
58,000 円	0.666	0.909	0.188	0.316	0.524	0.059
68,000	0.461	0.698	0.179	0.077	-	0.105
78,000	0.446	0.735	0.166	0.083	0.050	0.100
88,000	0.392	0.656	0.183	0.162	0.219	0.144
98,000	0.559	0.846	0.175	0.252	0.472	0.183
104,000	0.287	0.504	0.175	0.147	0.254	0.115
110,000	0.290	0.513	0.178	0.198	0.210	0.195
118,000	0.312	0.554	0.186	0.163	0.190	0.154
126,000	0.261	0.453	0.184	0.161	0.261	0.133
134,000	0.265	0.459	0.183	0.171	0.271	0.139
142,000	0.251	0.422	0.182	0.153	0.234	0.129
150,000	0.312	0.549	0.177	0.163	0.323	0.112
160,000	0.247	0.396	0.176	0.175	0.288	0.136
170,000	0.248	0.388	0.175	0.160	0.255	0.119
180,000	0.258	0.396	0.175	0.175	0.277	0.125
190,000	0.251	0.375	0.175	0.180	0.290	0.121
200,000	0.320	0.496	0.177	0.165	0.276	0.096
220,000	0.317	0.465	0.183	0.185	0.283	0.106
240,000	0.387	0.554	0.193	0.217	0.324	0.109
260,000	0.494	0.683	0.206	0.273	0.414	0.101
280,000	0.598	0.797	0.221	0.382	0.543	0.113
300,000	0.741	0.950	0.231	0.449	0.628	0.118
320,000	0.840	1.043	0.251	0.586	0.796	0.123
340,000	0.946	1.145	0.265	0.695	0.911	0.136
360,000	1.027	1.224	0.271	0.805	1.029	0.154
380,000	1.135	1.322	0.289	0.910	1.115	0.167
410,000	1.186	1.379	0.273	1.019	1.220	0.199
440,000	1.278	1.450	0.294	1.190	1.376	0.198
470,000	1.346	1.505	0.300	1.258	1.429	0.214
500,000	1.272	1.473	0.249	1.378	1.541	0.197
530,000	1.399	1.545	0.290	1.449	1.584	0.264
560,000	1.373	1.533	0.264	1.488	1.635	0.225
590,000	1.307	1.498	0.242	1.577	1.711	0.173
620,000	1.380	1.529	0.271	1.538	1.663	0.264
650,000	1.358	1.521	0.247	1.610	1.737	0.283
680,000	1.378	1.523	0.270	1.632	1.759	0.304
710,000	1.273	1.471	0.224	1.670	1.789	0.233
750,000	1.340	1.505	0.256	1.667	1.779	0.149
790,000	1.246	1.453	0.226	1.642	1.756	0.250
830,000	1.315	1.473	0.258	1.634	1.744	0.225
880,000	1.275	1.451	0.241	1.647	1.788	0.224
930,000	1.340	1.494	0.281	1.616	1.766	0.355
980,000	1.193	1.400	0.243	1.422	1.563	0.300
1,030,000	1.316	1.470	0.324	1.495	1.582	0.483
1,090,000	1.279	1.449	0.272	1.642	1.805	0.351
1,150,000	1.331	1.483	0.334	1.478	1.584	0.364
1,210,000	1.262	1.440	0.259	1.494	1.590	0.400
1,270,000	1.373	1.521	0.351	1.498	1.602	0.421
1,330,000	1.309	1.477	0.301	1.602	1.711	0.400
1,390,000	1.361	1.507	0.304	1.525	1.612	0.479

（注）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（令和2年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級200万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級1,300万円未満で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級850万円未満における扶養率について、女性は総報酬額階級950万円未満における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも高い。

表8 総報酬額階級別扶養率（令和2年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総 数	男性	女性	総 数	男性	女性
総 数	0.620	0.913	0.199	0.737	1.046	0.132
～ 999,000 円	0.579	0.845	0.179	0.153	0.244	0.096
1,000,000 ～ 1,499,000	0.403	0.686	0.181	0.177	0.247	0.155
1,500,000 ～ 1,999,000	0.276	0.467	0.179	0.163	0.264	0.130
2,000,000 ～ 2,499,000	0.282	0.442	0.173	0.168	0.266	0.120
2,500,000 ～ 2,999,000	0.313	0.468	0.179	0.195	0.309	0.110
3,000,000 ～ 3,499,000	0.424	0.608	0.193	0.271	0.427	0.109
3,500,000 ～ 3,999,000	0.582	0.790	0.211	0.314	0.467	0.105
4,000,000 ～ 4,499,000	0.735	0.955	0.235	0.404	0.572	0.107
4,500,000 ～ 4,999,000	0.920	1.149	0.254	0.568	0.768	0.125
5,000,000 ～ 5,499,000	1.070	1.297	0.283	0.729	0.943	0.157
5,500,000 ～ 5,999,000	1.190	1.406	0.302	0.888	1.117	0.150
6,000,000 ～ 6,499,000	1.237	1.448	0.289	1.022	1.236	0.196
6,500,000 ～ 6,999,000	1.341	1.529	0.304	1.106	1.302	0.198
7,000,000 ～ 7,499,000	1.341	1.526	0.280	1.240	1.429	0.216
7,500,000 ～ 7,999,000	1.425	1.585	0.288	1.339	1.494	0.236
8,000,000 ～ 8,499,000	1.455	1.602	0.281	1.400	1.548	0.232
8,500,000 ～ 8,999,000	1.376	1.551	0.245	1.499	1.631	0.208
9,000,000 ～ 9,499,000	1.348	1.528	0.239	1.541	1.671	0.151
9,500,000 ～ 9,999,000	1.412	1.560	0.251	1.561	1.672	0.258
10,000,000 ～ 10,499,000	1.494	1.628	0.254	1.638	1.774	0.212
10,500,000 ～ 10,999,000	1.350	1.522	0.235	1.645	1.763	0.232
11,000,000 ～ 11,499,000	1.397	1.548	0.261	1.687	1.793	0.209
11,500,000 ～ 11,999,000	1.222	1.423	0.244	1.654	1.762	0.308
12,000,000 ～ 12,499,000	1.355	1.505	0.315	1.674	1.787	0.247
12,500,000 ～ 12,999,000	1.391	1.532	0.311	1.742	1.868	0.286
13,000,000 ～ 13,499,000	1.291	1.459	0.270	1.729	1.826	0.250
13,500,000 ～ 13,999,000	1.314	1.474	0.311	1.667	1.776	0.269
14,000,000 ～ 14,499,000	1.379	1.516	0.327	1.784	1.865	0.304
14,500,000 ～ 14,999,000	1.251	1.429	0.249	1.688	1.781	0.343
15,000,000 ～ 15,499,000	1.355	1.506	0.338	1.659	1.733	0.200
15,500,000 ～ 15,999,000	1.300	1.471	0.307	1.815	1.930	0.087
16,000,000 ～ 16,499,000	1.441	1.571	0.377	1.793	1.879	0.813
16,500,000 ～ 16,999,000	1.338	1.492	0.302	1.572	1.653	0.340
17,000,000 ～ 17,499,000	1.475	1.602	0.339	1.674	1.823	0.357
17,500,000 ～ 17,999,000	1.460	1.601	0.333	1.746	1.872	0.222
18,000,000 ～ 18,499,000	1.445	1.564	0.302	1.761	1.821	0.857
18,500,000 ～ 18,999,000	1.485	1.598	0.334	1.531	1.653	0.333
19,000,000 ～ 19,499,000	1.530	1.642	0.318	1.698	1.798	0.429
19,500,000 ～ 19,999,000	1.508	1.616	0.342	1.479	1.621	0.143
20,000,000 ～ 20,499,000	1.498	1.606	0.352	1.292	1.452	0.167
20,500,000 ～ 20,999,000	1.483	1.591	0.272	1.521	1.674	0.200
21,000,000 ～ 21,499,000	1.529	1.611	0.379	1.576	1.667	0.667
21,500,000 ～ 21,999,000	1.441	1.547	0.294	1.740	1.844	0.800
22,000,000 ～	1.436	1.522	0.285	1.512	1.600	0.652

（注1）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

（注2）総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表9－1及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは協会（一般）については50～54歳で386,116円、組合健保については55～59歳で534,454円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.06倍、組合健保は約2.72倍である。また、協会（一般）、組合健保ともに50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに増加するが、60歳を過ぎると概ね減少する傾向にある。

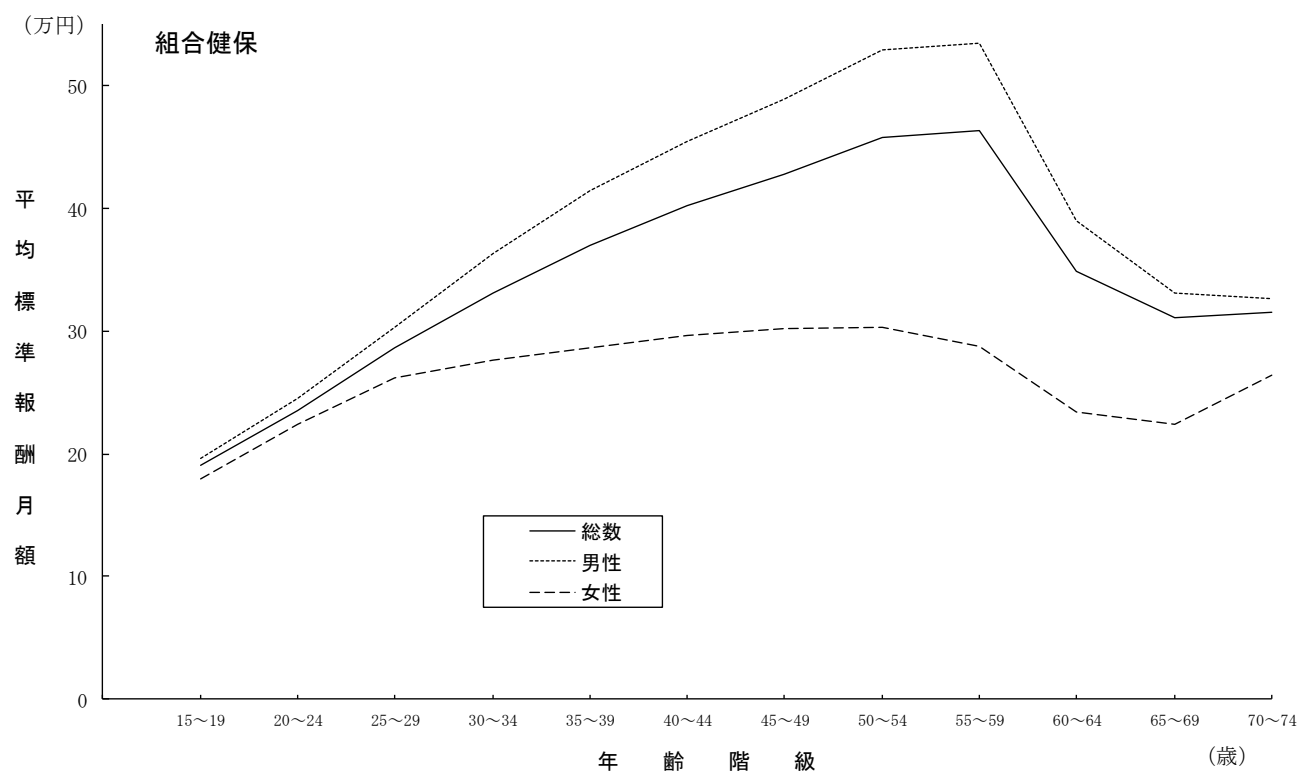
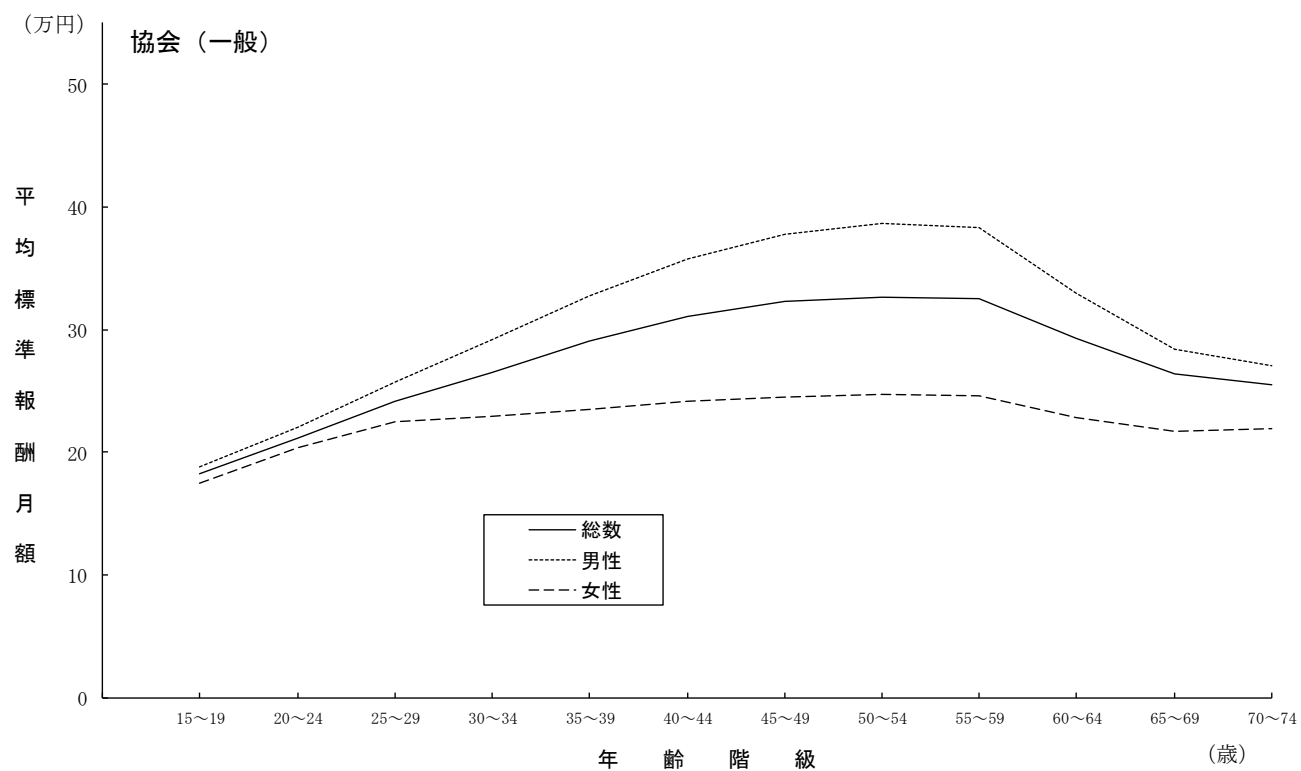
一方、女性の平均標準報酬月額は、男性と比べるとなだらかな分布である。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳、女性が45～49歳の階級で最も大きくなっており、それぞれ約1.40倍、約1.23倍である。また、年齢階級総数では、男性が約1.28倍、女性が約1.18倍である。

表9－1 年齢階級別平均標準報酬月額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	290,274	329,779	233,627	373,235	422,589	276,702	1.286	1.281	1.184
15～19歳	181,969	187,703	174,692	190,403	196,156	179,363	1.046	1.045	1.027
20～24	211,809	220,503	203,569	235,550	244,772	224,223	1.112	1.110	1.101
25～29	241,792	257,519	224,314	286,234	302,802	262,163	1.184	1.176	1.169
30～34	265,025	291,745	229,155	331,029	362,911	276,466	1.249	1.244	1.206
35～39	290,296	327,231	234,538	369,711	414,310	286,187	1.274	1.266	1.220
40～44	310,903	357,020	241,661	401,667	454,987	296,414	1.292	1.274	1.227
45～49	323,148	377,725	245,076	427,921	489,437	301,715	1.324	1.296	1.231
50～54	326,390	386,116	246,769	457,924	528,493	302,806	1.403	1.369	1.227
55～59	324,891	382,970	246,163	463,385	534,454	288,012	1.426	1.396	1.170
60～64	292,699	329,300	228,489	348,944	389,647	234,167	1.192	1.183	1.025
65～69	263,846	283,593	217,537	310,860	331,013	224,265	1.178	1.167	1.031
70～74	255,292	270,263	218,870	315,272	326,472	264,246	1.235	1.208	1.207
75歳以上	245,172	254,319	226,994	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	316,737	367,664	242,609	426,120	486,878	291,848	1.345	1.324	1.203

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（令和2年10月1日現在）



次に、令和２年の平均標準報酬月額の伸び率を示したものが表９－２である。

平均標準報酬月額の伸び率は、協会（一般）の総数で0.87％減、男性で1.04％減、女性で0.26％減、組合健保の総数で1.56％減、男性で1.63％減、女性で0.65％減である。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和元年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表 9－2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	令和元年平均 標準報酬月額 (円)	令和２年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	292,822	290,274	▲ 0.87	▲ 0.99	0.12
男性	333,262	329,779	▲ 1.04	▲ 1.18	0.13
女性	234,242	233,627	▲ 0.26	▲ 0.32	0.06

(注) 総数の伸び率▲0.87%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.08%である。

(2) 組合健保

	令和元年平均 標準報酬月額 (円)	令和２年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	379,132	373,235	▲ 1.56	▲ 1.67	0.11
男性	429,609	422,589	▲ 1.63	▲ 1.68	0.05
女性	278,518	276,702	▲ 0.65	▲ 0.62	▲ 0.04

(注) 総数の伸び率▲1.56%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.17%である。

8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

男性の平均標準賞与額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピーク時の平均標準賞与額は、協会（一般）が45～49歳の596,300円、組合健保が50～54歳の1,908,447円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）が約4.54倍、組合健保が約7.63倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きく、特に組合健保で大きい。

一方、女性の平均標準賞与額は、男性と比べるとなだらかな分布である。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額である。

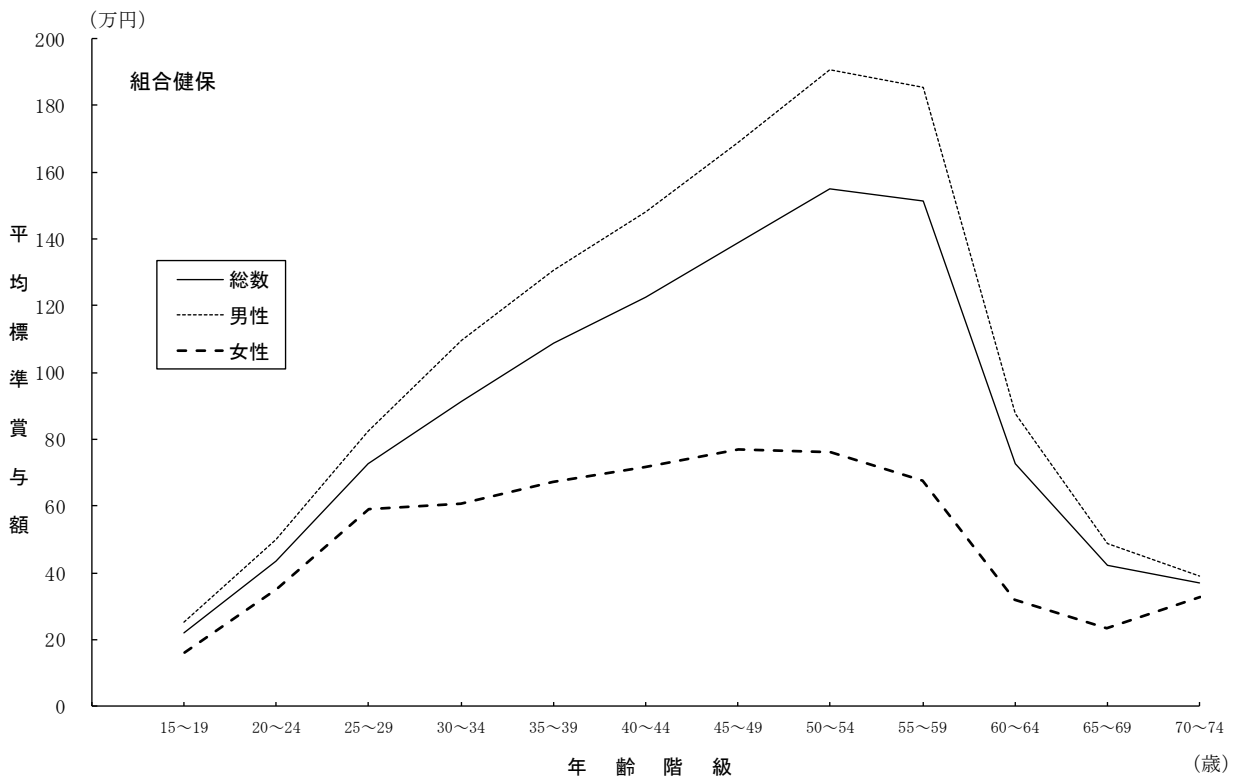
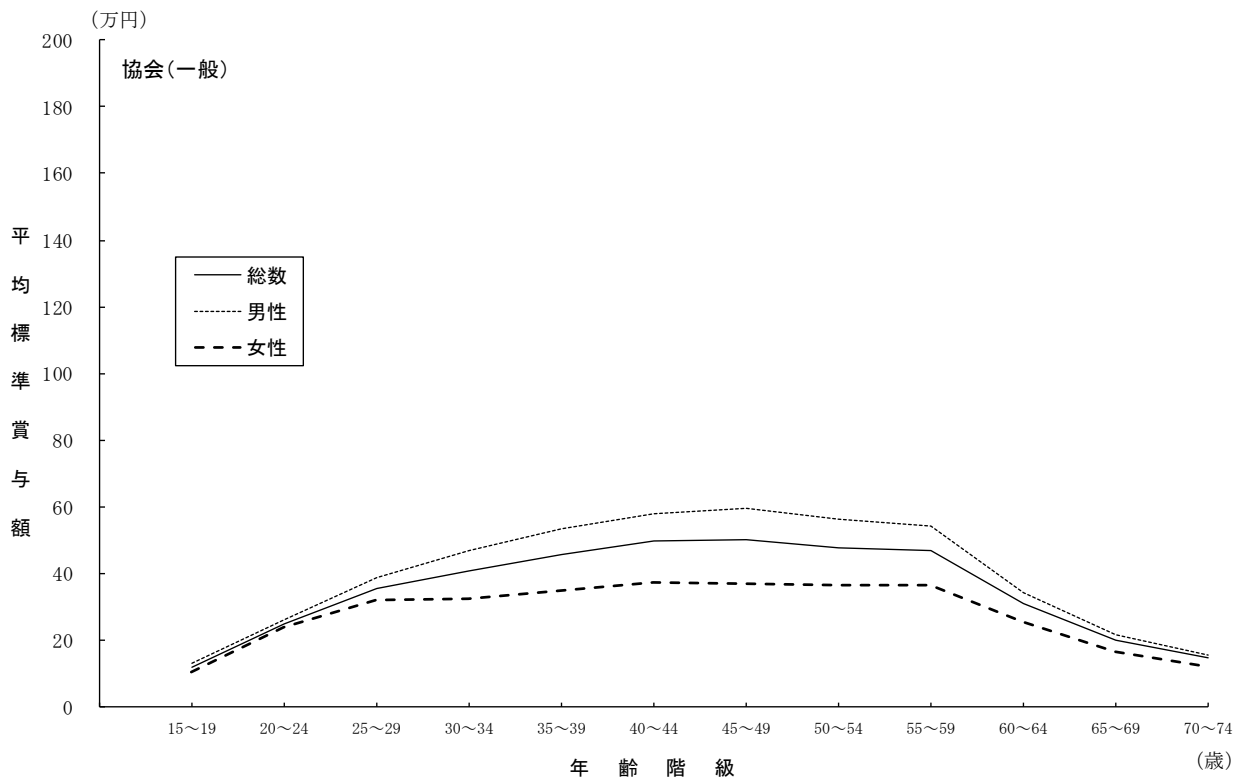
組合健保の協会（一般）に対する比率は、年齢階級総数では男性が約2.87倍、女性が約1.93倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きい。

表10 年齢階級別平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	406,951	465,971	323,012	1,093,282	1,339,007	623,327	2.687	2.874	1.930
15～19 歳	118,925	131,371	103,127	218,759	250,043	158,718	1.839	1.903	1.539
20～24	250,883	261,630	240,695	433,152	499,083	352,107	1.727	1.908	1.463
25～29	355,200	385,940	321,029	727,935	823,382	589,132	2.049	2.133	1.835
30～34	408,447	470,877	324,708	914,486	1,094,221	606,705	2.239	2.324	1.868
35～39	458,558	532,509	347,044	1,086,314	1,306,950	672,310	2.369	2.454	1.937
40～44	496,630	579,309	372,618	1,224,123	1,480,547	718,080	2.465	2.556	1.927
45～49	502,896	596,300	369,390	1,387,022	1,688,010	769,183	2.758	2.831	2.082
50～54	476,615	561,769	363,241	1,548,949	1,908,447	759,958	3.250	3.397	2.092
55～59	468,031	542,514	367,304	1,514,825	1,855,149	677,623	3.237	3.420	1.845
60～64	310,077	342,345	254,043	726,994	876,942	317,351	2.345	2.562	1.249
65～69	199,842	215,419	165,213	423,946	487,872	235,024	2.121	2.265	1.423
70～74	145,426	155,321	122,527	371,215	389,087	326,974	2.553	2.505	2.669
75歳以上	78,359	77,116	80,822	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	459,983	534,167	352,334	1,338,514	1,630,326	697,390	2.910	3.052	1.979

（注）平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.40ヶ月分、組合健保は約2.93ヶ月分である。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が40～44歳の約1.60ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.38ヶ月分である。その後は年齢の上昇とともに減少傾向にある。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）の男性は35～39歳が、女性は40～44歳がピークであり、それぞれ約1.63ヶ月分、約1.54ヶ月分である。組合健保は男性が50～54歳の約3.61ヶ月分、女性が45～49歳の約2.55ヶ月分がピークである。

なお、図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間に大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が女性よりも高い。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和2年10月1日現在）
（1）協会（一般）

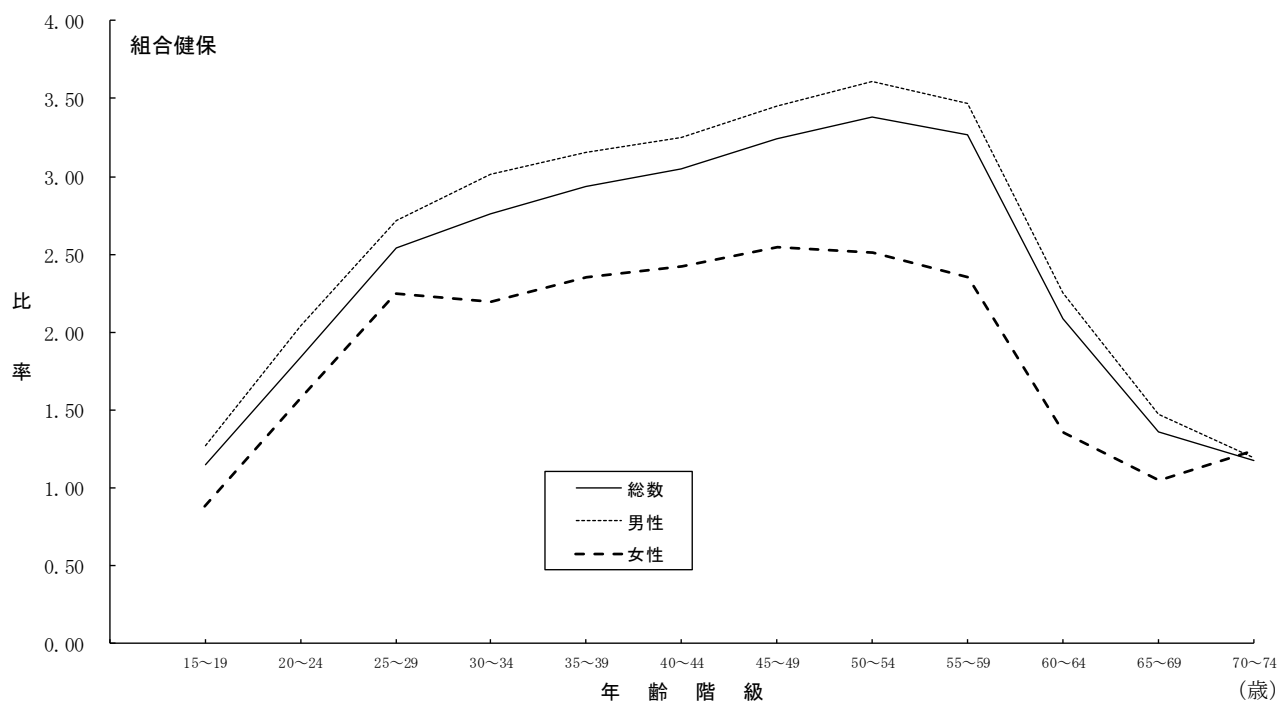
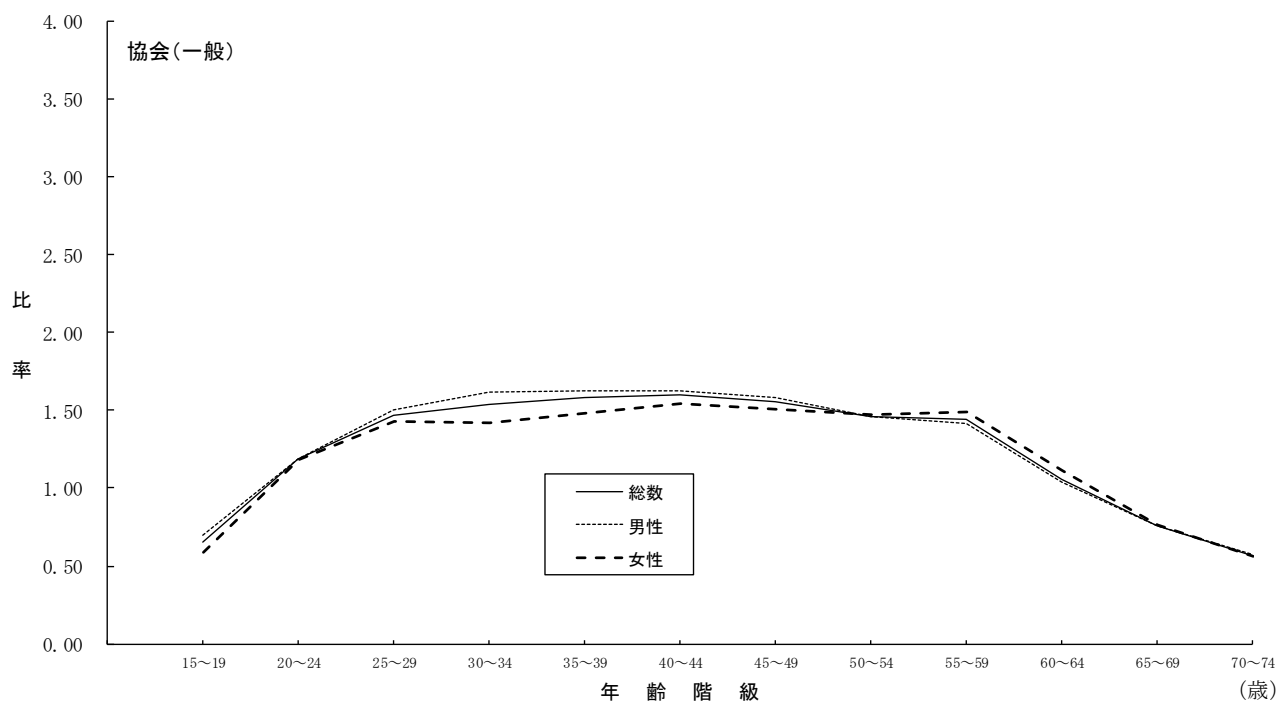
年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	290,274	329,779	233,627	406,951	465,971	323,012	1.402	1.413	1.383
15～19歳	181,969	187,703	174,692	118,925	131,371	103,127	0.654	0.700	0.590
20～24	211,809	220,503	203,569	250,883	261,630	240,695	1.184	1.187	1.182
25～29	241,792	257,519	224,314	355,200	385,940	321,029	1.469	1.499	1.431
30～34	265,025	291,745	229,155	408,447	470,877	324,708	1.541	1.614	1.417
35～39	290,296	327,231	234,538	458,558	532,509	347,044	1.580	1.627	1.480
40～44	310,903	357,020	241,661	496,630	579,309	372,618	1.597	1.623	1.542
45～49	323,148	377,725	245,076	502,896	596,300	369,390	1.556	1.579	1.507
50～54	326,390	386,116	246,769	476,615	561,769	363,241	1.460	1.455	1.472
55～59	324,891	382,970	246,163	468,031	542,514	367,304	1.441	1.417	1.492
60～64	292,699	329,300	228,489	310,077	342,345	254,043	1.059	1.040	1.112
65～69	263,846	283,593	217,537	199,842	215,419	165,213	0.757	0.760	0.759
70～74	255,292	270,263	218,870	145,426	155,321	122,527	0.570	0.575	0.560
75歳以上	245,172	254,319	226,994	78,359	77,116	80,822	0.320	0.303	0.356
（再掲） 介護（2号）	316,737	367,664	242,609	459,983	534,167	352,334	1.452	1.453	1.452

（2）組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	373,235	422,589	276,702	1,093,282	1,339,007	623,327	2.929	3.169	2.253
15～19歳	190,403	196,156	179,363	218,759	250,043	158,718	1.149	1.275	0.885
20～24	235,550	244,772	224,223	433,152	499,083	352,107	1.839	2.039	1.570
25～29	286,234	302,802	262,163	727,935	823,382	589,132	2.543	2.719	2.247
30～34	331,029	362,911	276,466	914,486	1,094,221	606,705	2.763	3.015	2.194
35～39	369,711	414,310	286,187	1,086,314	1,306,950	672,310	2.938	3.155	2.349
40～44	401,667	454,987	296,414	1,224,123	1,480,547	718,080	3.048	3.254	2.423
45～49	427,921	489,437	301,715	1,387,022	1,688,010	769,183	3.241	3.449	2.549
50～54	457,924	528,493	302,806	1,548,949	1,908,447	759,958	3.383	3.611	2.510
55～59	463,385	534,454	288,012	1,514,825	1,855,149	677,623	3.269	3.471	2.353
60～64	348,944	389,647	234,167	726,994	876,942	317,351	2.083	2.251	1.355
65～69	310,860	331,013	224,265	423,946	487,872	235,024	1.364	1.474	1.048
70～74	315,272	326,472	264,246	371,215	389,087	326,974	1.177	1.192	1.237
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	426,120	486,878	291,848	1,338,514	1,630,326	697,390	3.141	3.349	2.390

（注）平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図6 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和2年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

まず、被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12－1及び図7である。

男性の平均総報酬額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは協会（一般）が50～54歳で5,192,723円、組合健保が55～59歳で8,246,827円である。女性についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳がピークだが、男性と比べるとなだらかなり、年齢階級による格差があまりみられない。

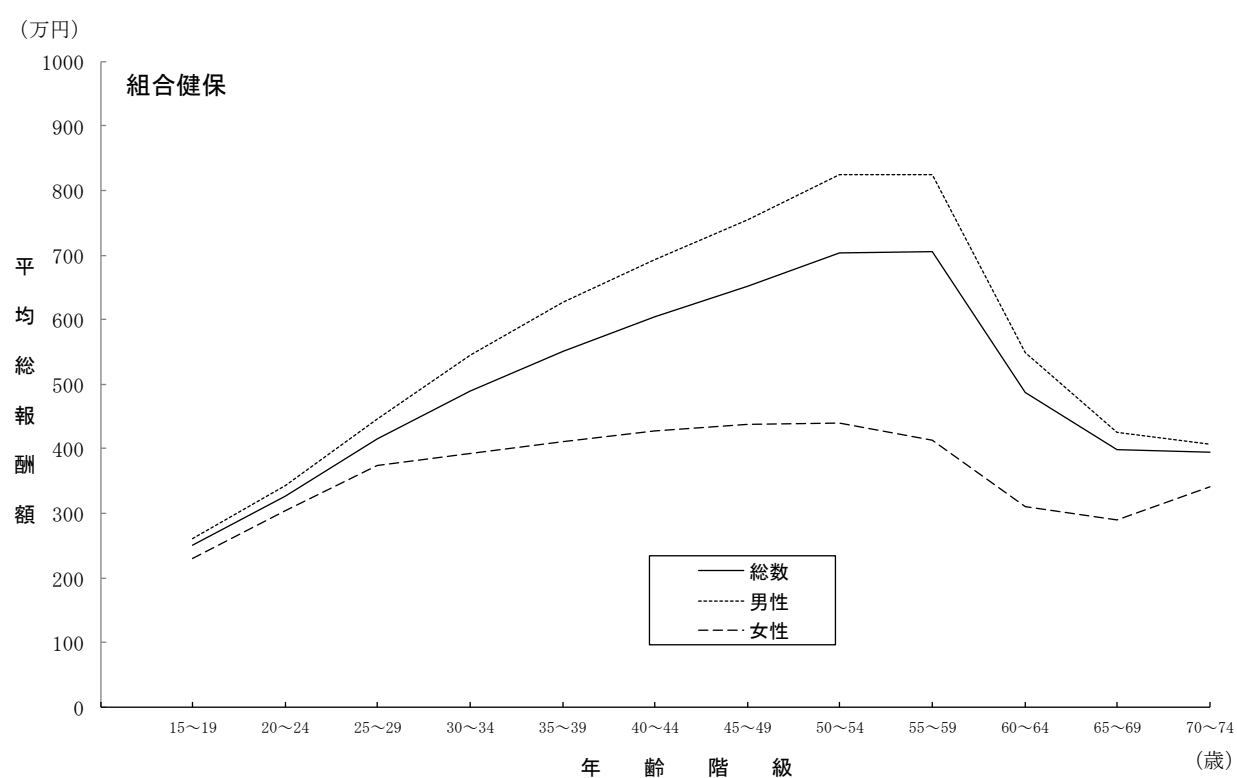
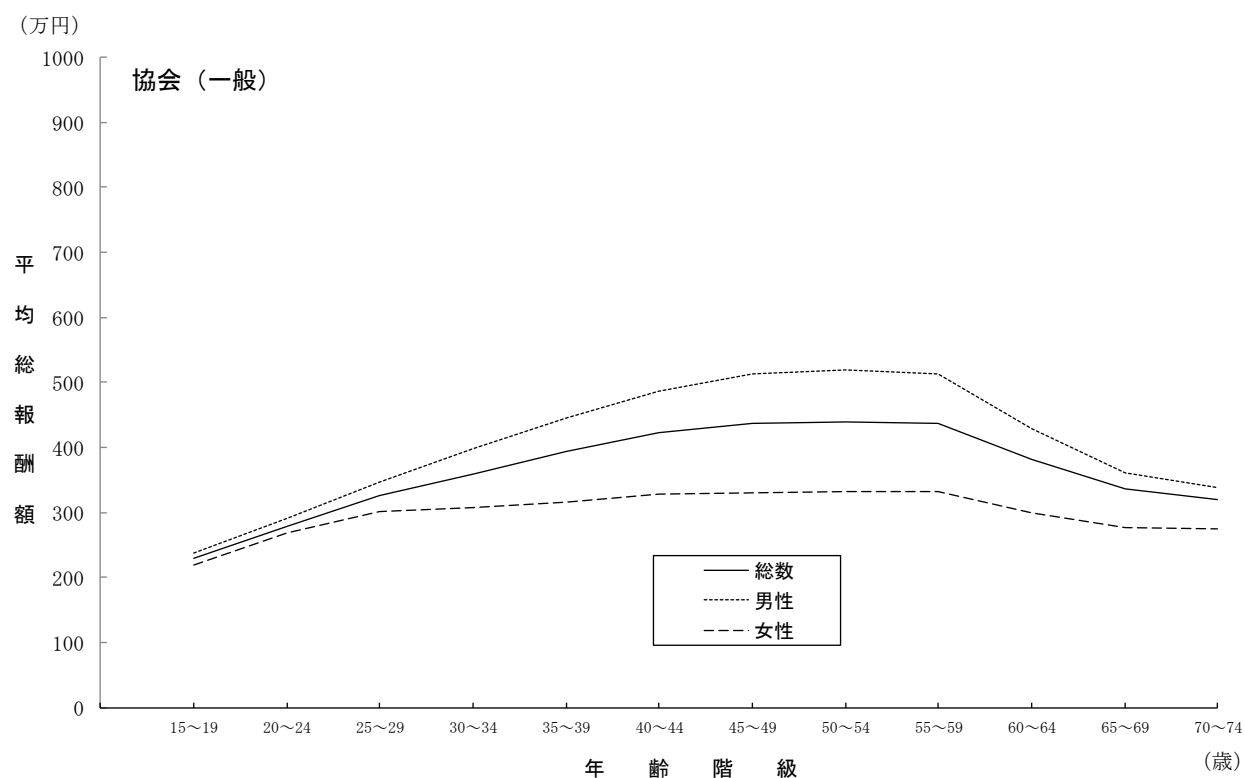
組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳の約1.61倍、女性が45～49歳の約1.33倍で最も大きくなっており、年齢階級総数では男性が約1.44倍、女性が約1.26倍となっている。

表12－1 年齢階級別平均総報酬額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	3,886,221	4,417,179	3,124,888	5,545,441	6,367,478	3,937,615	1.427	1.442	1.260
15～19	2,302,484	2,383,731	2,199,363	2,503,600	2,603,921	2,311,069	1.087	1.092	1.051
20～24	2,792,223	2,907,307	2,683,145	3,258,990	3,435,666	3,042,003	1.167	1.182	1.134
25～29	3,255,757	3,475,188	3,011,897	4,161,074	4,455,404	3,733,424	1.278	1.282	1.240
30～34	3,587,301	3,969,993	3,073,574	4,884,138	5,446,163	3,922,287	1.362	1.372	1.276
35～39	3,940,341	4,456,989	3,160,389	5,519,745	6,275,802	4,103,791	1.401	1.408	1.299
40～44	4,225,634	4,861,194	3,271,395	6,040,296	6,935,629	4,272,920	1.429	1.427	1.306
45～49	4,378,917	5,126,731	3,309,184	6,518,007	7,556,596	4,387,225	1.488	1.474	1.326
50～54	4,391,489	5,192,723	3,323,354	7,037,953	8,241,937	4,391,447	1.603	1.587	1.321
55～59	4,364,368	5,134,883	3,319,904	7,059,011	8,246,827	4,127,891	1.617	1.606	1.243
60～64	3,816,489	4,286,109	2,992,635	4,863,829	5,484,990	3,112,266	1.274	1.280	1.040
65～69	3,353,509	3,601,804	2,771,201	3,997,598	4,255,459	2,889,609	1.192	1.181	1.043
70～74	3,201,143	3,388,003	2,746,556	3,947,796	4,067,451	3,402,631	1.233	1.201	1.239
75歳以上	3,019,226	3,127,684	2,803,678	—	—	—	—	—	—
（再掲） 介護（2号）	4,257,903	4,942,091	3,262,045	6,435,509	7,449,878	4,193,778	1.511	1.507	1.286

（注）総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（令和2年10月1日現在）



次に、令和２年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12－２である。

平均総報酬額の伸び率は、協会（一般）の総数で0.89％減、男性で1.08％減、女性で0.24％減、組合健保の総数で1.56％減、男性で1.63％減、女性で0.59％減となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和元年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12－２ 平均総報酬額の伸び率の要因分解

（１）協会（一般）

	令和元年 平均総報酬額 (円)	令和２年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,920,941	3,886,221	▲ 0.89	▲ 0.98	0.09
男性	4,465,196	4,417,179	▲ 1.08	▲ 1.17	0.10
女性	3,132,536	3,124,888	▲ 0.24	▲ 0.28	0.04

（注）総数の伸び率▲0.89％のうち男女比率の変化分による影響は▲0.08％である。

（２）組合健保

	令和元年 平均総報酬額 (円)	令和２年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,633,600	5,545,441	▲ 1.56	▲ 1.67	0.11
男性	6,472,795	6,367,478	▲ 1.63	▲ 1.66	0.03
女性	3,960,884	3,937,615	▲ 0.59	▲ 0.54	▲ 0.05

（注）総数の伸び率▲1.56％のうち男女比率の変化分による影響は▲0.19％である。

10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.370、組合健保は0.158となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高い。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については、協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳及び35～39歳で0.315、組合健保が45～49歳で0.087である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.676、0.515である。

女性についても、概ね男性と同じような傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）、組合健保ともに55～59歳で、それぞれ0.331、0.202である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.655、0.392となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（令和2年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総 数	0.370	0.375	0.362	0.158	0.123	0.227
15～19歳	0.391	0.372	0.416	0.203	0.137	0.330
20～24	0.373	0.374	0.372	0.205	0.170	0.249
25～29	0.341	0.332	0.350	0.161	0.126	0.211
30～34	0.333	0.315	0.357	0.156	0.111	0.233
35～39	0.328	0.315	0.348	0.144	0.100	0.226
40～44	0.327	0.321	0.337	0.137	0.095	0.219
45～49	0.341	0.339	0.344	0.128	0.087	0.213
50～54	0.358	0.369	0.343	0.127	0.089	0.211
55～59	0.360	0.381	0.331	0.130	0.101	0.202
60～64	0.409	0.429	0.373	0.257	0.240	0.302
65～69	0.530	0.545	0.497	0.395	0.410	0.349
70～74	0.670	0.676	0.655	0.480	0.515	0.392
75歳以上	0.842	0.849	0.827	-	-	-

（注1）標準賞与額（令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われたもの）0円の被保険者数を被保険者総数で除して算出している。

（注2）任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和2年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）が15.8%、組合健保が12.2%である。また、学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者の割合が高くなっており、その後は年齢の上昇に伴って減少する傾向にある。なお、定年後の再就職による加入の影響により、60～64歳の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級の割合と比べて高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和2年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	15.8	84.2	100.0	12.2	87.8
15～19歳	100.0	72.1	27.9	100.0	69.9	30.1
20～24	100.0	37.4	62.6	100.0	37.1	62.9
25～29	100.0	22.8	77.2	100.0	15.6	84.4
30～34	100.0	17.5	82.5	100.0	11.3	88.7
35～39	100.0	14.4	85.6	100.0	9.0	91.0
40～44	100.0	12.9	87.1	100.0	8.5	91.5
45～49	100.0	12.0	88.0	100.0	7.3	92.7
50～54	100.0	11.4	88.6	100.0	6.7	93.3
55～59	100.0	10.4	89.6	100.0	6.2	93.8
60～64	100.0	15.1	84.9	100.0	18.6	81.4
65～69	100.0	13.8	86.2	100.0	9.4	90.6
70～74	100.0	10.4	89.6	100.0	3.8	96.2
75歳以上	100.0	5.1	94.9	—	—	—

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）は20～24歳、組合健保は30～34歳で最も小さく、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で最も大きい。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総 数	235,639	300,561	1.276	292,870	384,395	1.313
15～19歳	177,516	193,484	1.090	182,301	209,253	1.148
20～24	204,086	216,422	1.060	222,300	243,358	1.095
25～29	228,086	245,850	1.078	260,419	290,994	1.117
30～34	242,151	269,865	1.114	308,648	333,872	1.082
35～39	251,088	296,913	1.183	322,835	374,355	1.160
40～44	253,912	319,316	1.258	345,786	406,827	1.177
45～49	253,272	332,718	1.314	351,019	434,004	1.236
50～54	252,340	335,946	1.331	369,084	464,261	1.258
55～59	251,044	333,434	1.328	399,221	467,662	1.171
60～64	241,829	301,764	1.248	312,849	357,185	1.142
65～69	216,084	271,508	1.256	268,842	315,240	1.173
70～74	209,334	260,619	1.245	258,350	317,552	1.229
75歳以上	228,528	246,073	1.077	—	—	—

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額を比較したものが表16である。
 平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では組合健保よりも協会（一般）の方が大きい。年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さく、協会（一般）は20～24歳、組合健保は70～74歳で最も大きい。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総数	58,777	470,170	7.999	270,902	1,209,691	4.465
15～19歳	36,154	332,806	9.205	63,793	579,258	9.080
20～24	37,967	377,659	9.947	78,212	642,679	8.217
25～29	47,686	445,450	9.341	151,918	834,332	5.492
30～34	55,204	482,148	8.734	241,713	1,000,140	4.138
35～39	60,501	524,549	8.670	270,739	1,167,148	4.311
40～44	64,279	559,209	8.700	337,024	1,306,214	3.876
45～49	63,843	561,826	8.800	371,428	1,467,411	3.951
50～54	62,860	528,737	8.411	470,068	1,625,855	3.459
55～59	64,438	513,118	7.963	473,109	1,584,419	3.349
60～64	113,789	342,296	3.008	678,262	738,720	1.089
65～69	49,496	218,252	4.409	144,731	464,216	3.207
70～74	34,255	154,848	4.520	33,554	400,715	11.942
75歳以上	51,197	79,662	1.556	-	-	-

（注）平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

1 2. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は医療・福祉の17.1%、製造業の16.3%、卸売業・小売業の13.4%、組合健保は製造業の31.4%、卸売業・小売業の16.8%、情報通信業の10.8%である。

扶養率の高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で0.892、組合健保は公務で1.240である。逆に低い業態は、協会（一般）は公務で0.286、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で0.414である。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で348,062円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業で518,105円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）は公務で176,752円、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で258,879円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約1.97倍、組合健保が約2.00倍である。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で728,095円、組合健保は公務で2,173,760円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業、飲食サービス業で、それぞれ163,292円、362,496円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約4.46倍、組合健保が約6.00倍である。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.620	290,274	406,951	100.0	0.737	373,235	1,093,282
農 林 水 産 業	1.0	0.696	275,812	349,667	0.3	0.723	325,488	1,015,609
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.843	326,420	529,534	0.0	0.962	399,434	1,588,132
建 設 業	10.5	0.881	341,405	431,791	3.7	0.925	419,224	1,546,746
製 造 業	16.3	0.701	294,095	523,798	31.4	0.910	394,256	1,427,997
食 料 品	3.3	0.525	253,657	365,567	2.1	0.709	341,947	1,044,967
繊維工業・繊維製品	0.8	0.471	241,987	289,043	0.5	0.511	305,638	597,439
木 材 ・ 木 製 品	0.6	0.771	284,739	384,631	0.2	0.863	334,232	896,947
化 学 工 業	1.7	0.748	309,118	660,092	6.1	0.913	411,808	1,538,568
金 属 工 業	2.1	0.816	321,497	586,300	2.2	0.915	368,337	1,159,172
機 械 器 具	5.3	0.764	308,525	624,093	16.7	0.955	405,805	1,542,300
そ の 他	2.6	0.723	301,426	481,393	3.7	0.868	372,751	1,240,993
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	0.892	332,170	728,095	1.2	1.188	518,105	1,321,637
情 報 通 信 業	2.2	0.608	348,062	395,638	10.8	0.616	409,245	904,898
運 輸 業 、 郵 便 業	7.2	0.747	292,661	285,836	7.1	0.826	355,060	881,498
卸 売 業 、 小 売 業	13.4	0.668	295,520	418,699	16.8	0.594	314,423	750,843
金 融 業 、 保 険 業	0.6	0.757	343,033	539,683	7.4	0.669	408,151	1,271,002
不動産業、物品賃貸業	2.7	0.687	314,523	351,059	1.8	0.743	388,913	1,156,335
学術研究、専門・技術サービス業	4.2	0.646	335,801	461,130	1.9	0.716	450,920	1,127,864
宿泊業、飲食サービス業	3.4	0.540	254,285	163,292	1.2	0.414	258,879	362,496
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	0.528	267,668	209,734	1.1	0.467	285,931	568,484
教 育 、 学 習 支 援 業	1.5	0.419	263,473	373,187	0.3	0.637	421,142	1,359,552
医 療 、 福 祉	17.1	0.436	279,818	514,577	4.5	0.435	364,562	770,009
複 合 サ ー ビ ス 業	1.0	0.561	253,090	552,045	0.7	0.650	323,018	969,593
サ ー ビ ス 業	11.7	0.493	263,853	264,264	7.2	0.605	343,790	851,121
公 務	2.5	0.286	176,752	201,732	0.0	1.240	514,000	2,173,760
任 意 継 続 分	1.0	0.799	225,362	-	1.3	0.722	296,627	-
特 例 退 職 分	-	-	-	-	1.1	0.786	290,465	-

（注）平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

1 3．規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の16.7%で最も高く、規模100人未満の割合は約60%である。一方、組合健保では規模1,000人以上の53.8%で最も高く、規模100人未満の割合は約10%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模5人未満で最も高く、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上で最も高くなっているものの、規模の違いによる明確な傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて概ね減少する傾向にあるが、組合健保では、規模5～9人でピークを迎えたのち下降、規模500人以上から再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保ともに規模が大きくなるにつれて概ね高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模300～499人の540,738円、組合健保は規模1,000人以上の1,250,209円で最も高い。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.620	290,274	406,951	100.0	0.737	373,235	1,093,282
1～4人	10.1	0.790	295,626	143,018	0.3	0.612	383,386	350,366
5～9	9.6	0.695	319,055	286,775	0.5	0.608	388,641	512,613
10～19	11.3	0.672	315,885	366,164	1.2	0.656	386,796	604,344
20～29	7.2	0.645	305,166	423,481	1.1	0.680	374,101	639,674
30～49	8.9	0.641	298,648	447,356	2.3	0.664	371,364	709,903
50～99	11.8	0.618	287,869	476,561	4.9	0.688	362,545	773,093
100～299	16.7	0.585	280,592	512,114	13.4	0.696	356,850	877,027
300～499	6.1	0.562	279,718	540,738	8.1	0.691	355,748	959,901
500～999	6.4	0.541	276,842	534,028	11.9	0.727	368,098	1,058,329
1,000人以上	11.1	0.430	254,694	369,858	53.8	0.768	385,237	1,250,209
任意継続分	1.0	0.799	225,362	-	1.3	0.722	296,627	-
特例退職分	・	・	・	・	1.1	0.786	290,465	-

（注）平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

1 4．被保険者数の推移について

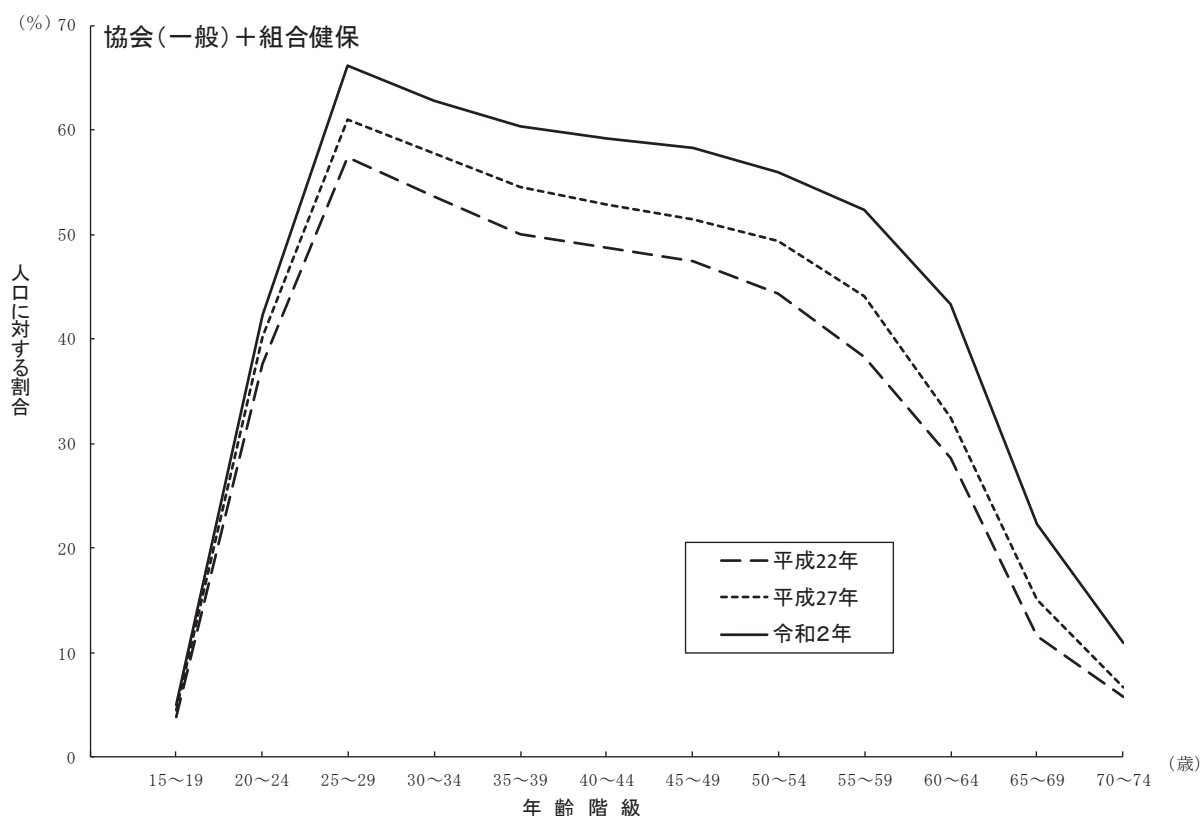
1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を、男女計について年齢階級別に示したものが図8－1、8－2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成22年から平成27年にかけて及び平成27年から令和2年にかけていずれについても、全ての年齢階級で増加している。

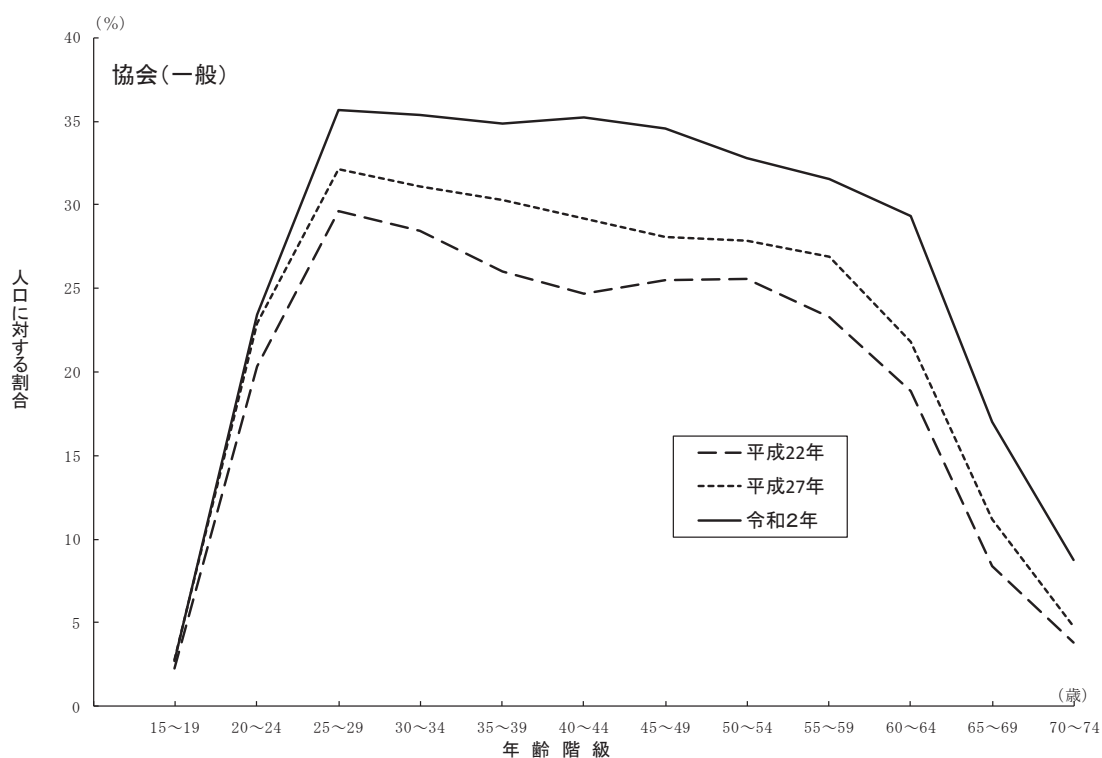
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成22年から平成27年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成27年から令和2年にかけては20代以降の全ての年齢階級で増加している。一方、組合健保は、平成22年から平成27年にかけては、20代前半と40代前半、70代前半を除き概ね増加しており、平成27年から令和2年にかけては、全ての年齢階級で増加している。

図8－1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）

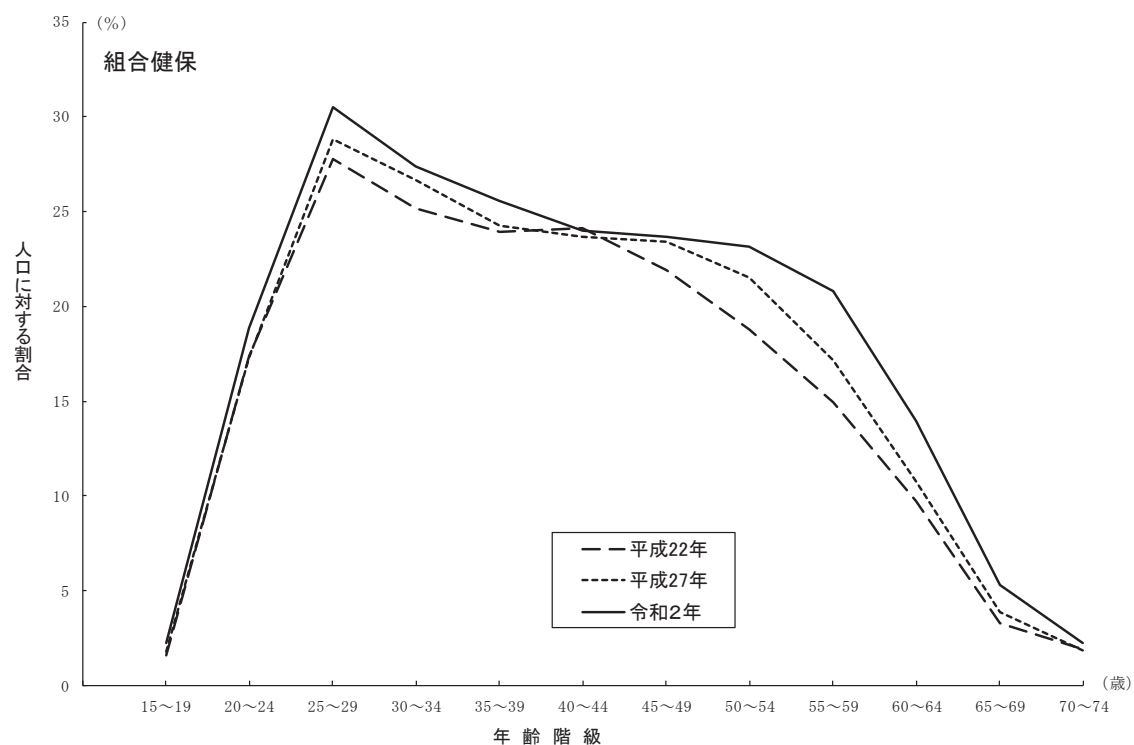


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図 8－2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月 1 日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



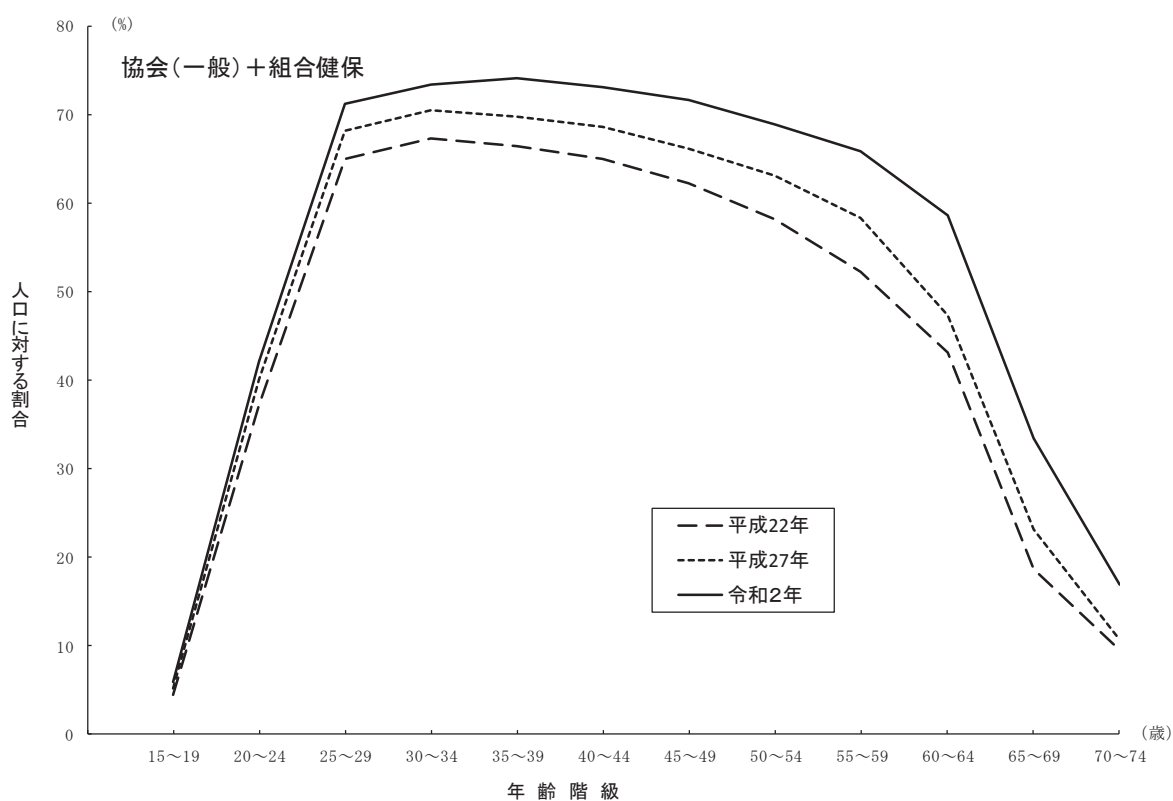
（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図 9－1、9－2 である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成22年から平成27年にかけて及び平成27年から令和 2 年にかけていずれについても、全ての年齢階級で増加している。

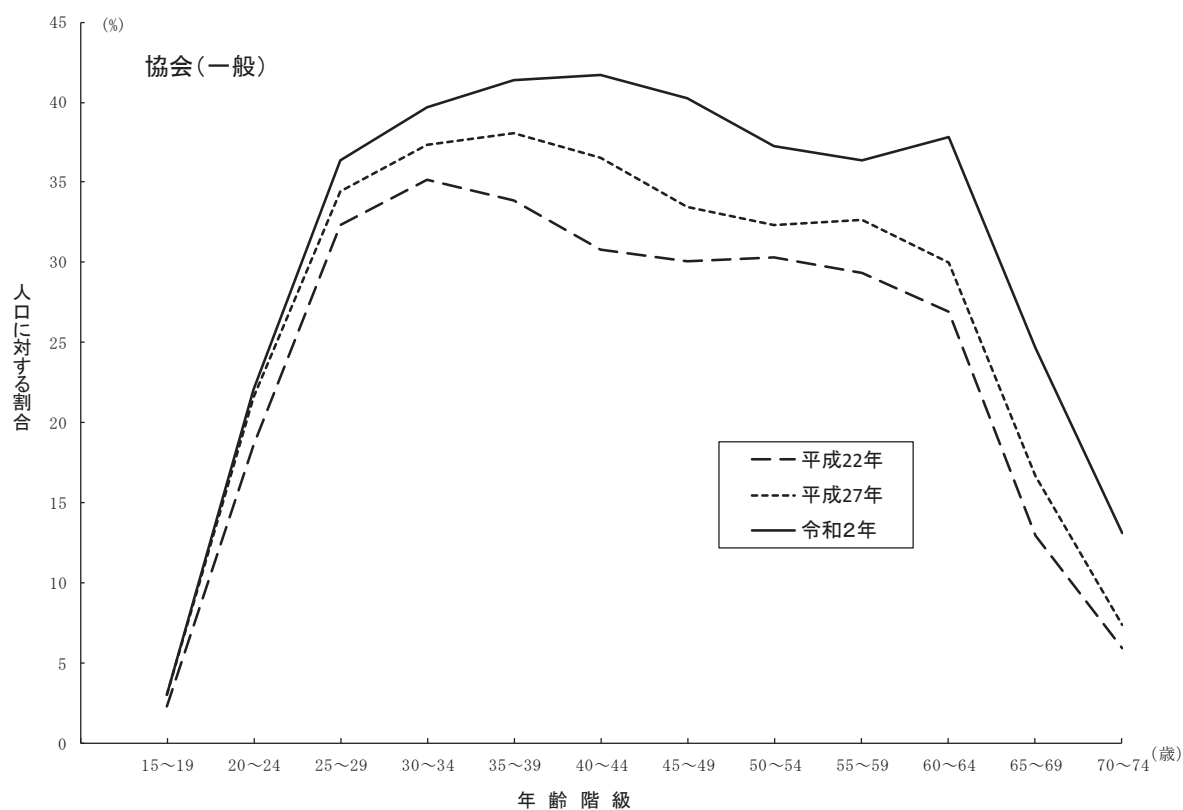
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成22年から平成27年にかけては全ての年齢階級で増加し、平成27年から令和 2 年にかけては、20代以降の全ての年齢階級で増加している。組合健保は、平成22年から平成27年にかけては、20代前半及び30代後半から40代前半及び70代前半以外の年齢階級では概ね増加しており、平成27年から令和 2 年にかけては、40代を除いた全ての年齢階級で概ね増加している。

図 9－1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月 1 日現在)

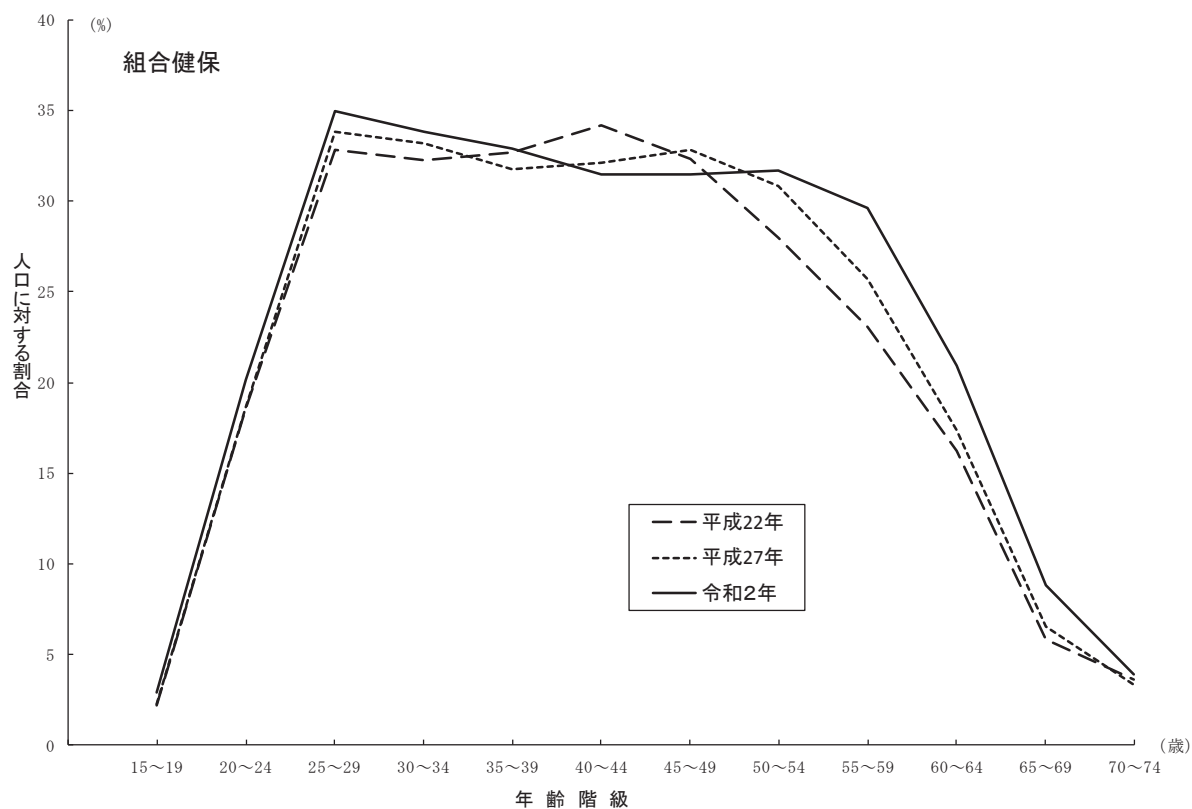


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



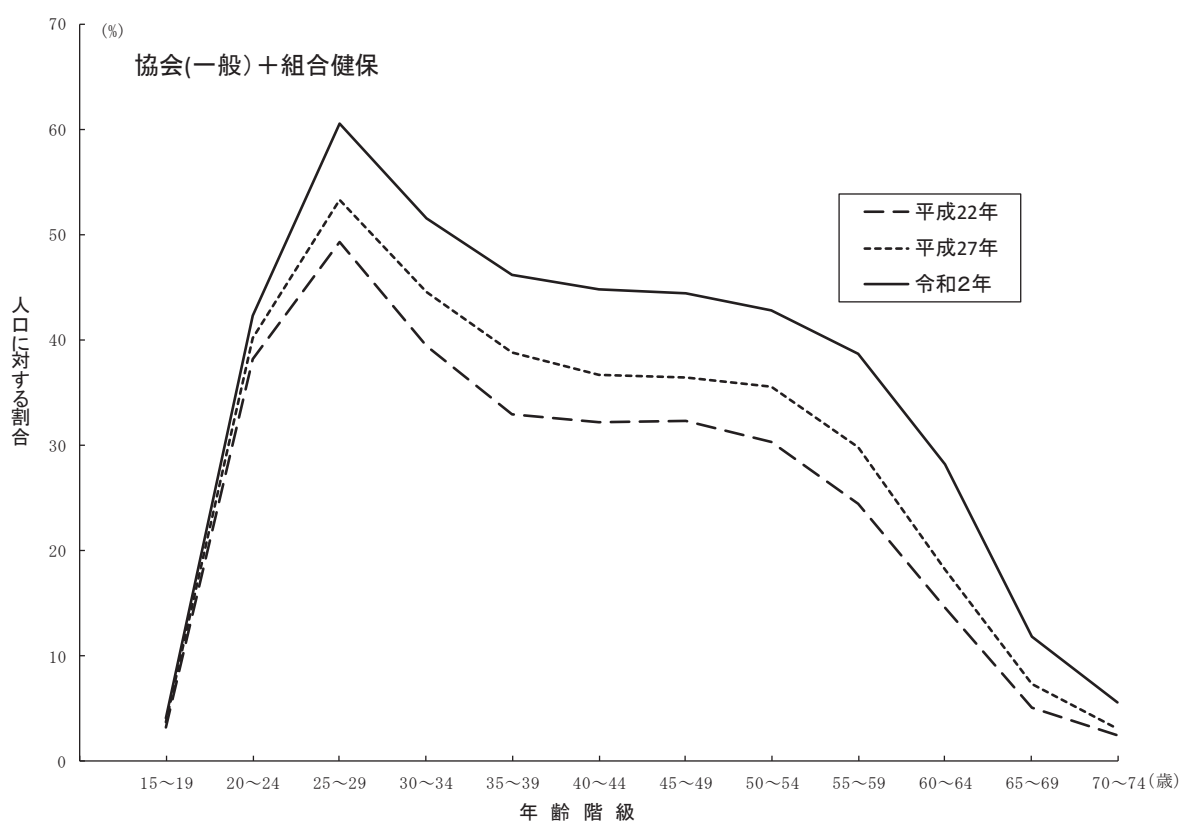
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図10－1、10－2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成22年から平成27年にかけて及び平成27年から令和2年にかけていずれについても全ての年齢階級で増加している。なお、20代後半から50代後半での増加の幅が男性よりも大きくなっているが、これはそれぞれの期間の雇用環境の変化があるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

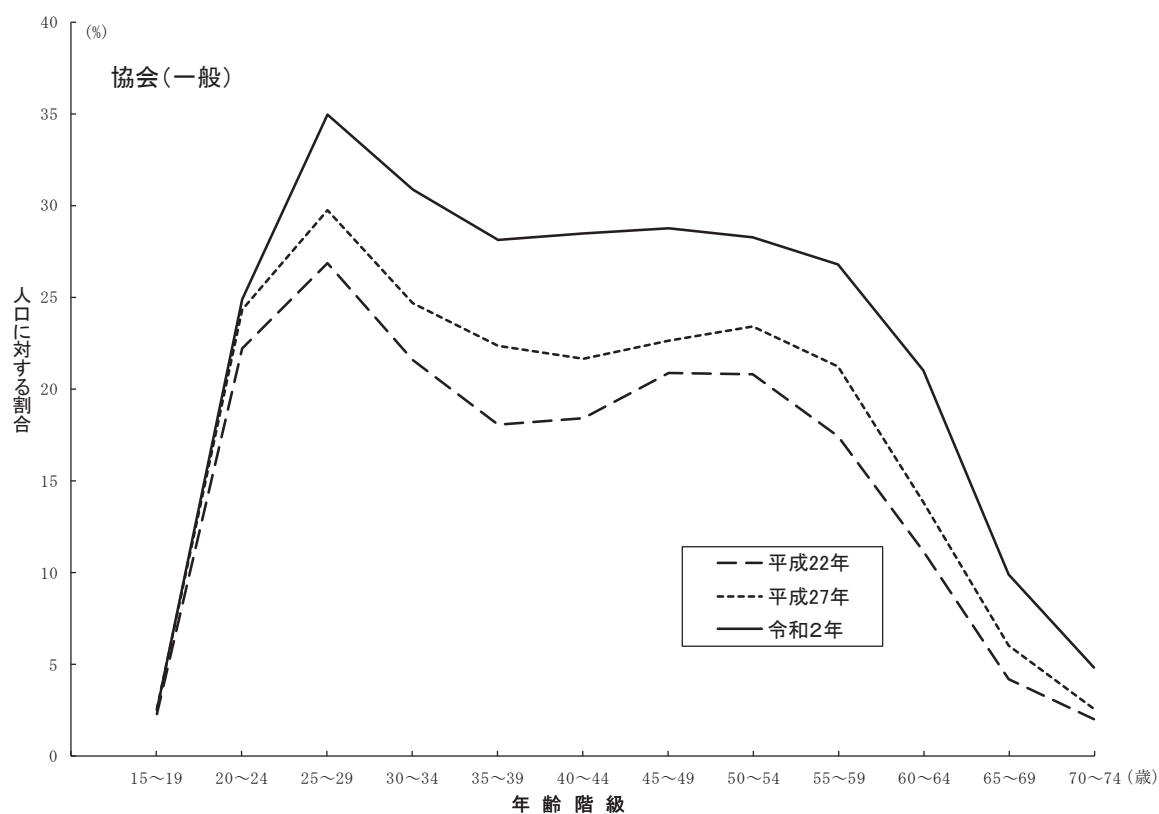
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれを令和2年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対して、協会（一般）は40代前半で再び増加に転じ、40代後半で再びピークを迎えた後に減少している。

図10－1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

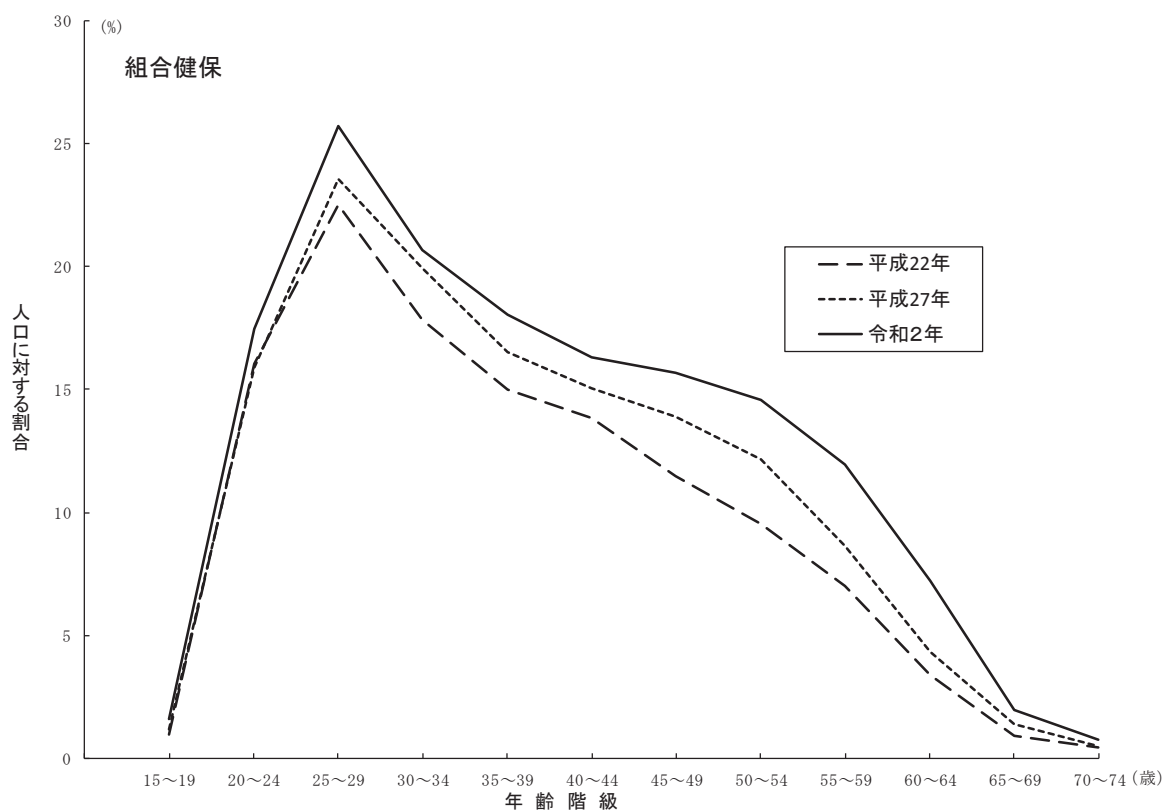


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10－2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）・組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加、定年退職の影響によって60代で大きく減少し、平成22年から平成27年にかけては20～54歳のコーホートで増加し、平成27年から令和2年にかけては20～59歳のコーホートで増加している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、70～74歳で最小になっている。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.8	4.5	5.0	－	－	－
20～24	37.6	40.2	42.2	36.3	37.8	1.4
25～29	57.3	60.9	66.1	23.2	25.9	2.7
30～34	53.5	57.7	62.7	0.4	1.8	1.4
35～39	49.9	54.5	60.3	0.9	2.7	1.7
40～44	48.7	52.8	59.1	2.9	4.6	1.7
45～49	47.3	51.4	58.2	2.7	5.4	2.7
50～54	44.2	49.4	55.9	2.0	4.5	2.5
55～59	38.2	44.0	52.3	－0.2	2.9	3.2
60～64	28.5	32.5	43.2	－5.7	－0.8	5.0
65～69	11.6	15.0	22.3	－13.5	－10.2	3.3
70～74	5.7	6.6	11.0	－5.0	－4.1	0.9

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.3	2.8	2.7	－	－	－
20～24	20.4	22.9	23.4	20.6	20.7	0.0
25～29	29.6	32.2	35.7	11.8	12.8	1.0
30～34	28.4	31.1	35.4	1.5	3.2	1.8
35～39	26.0	30.3	34.8	1.8	3.8	1.9
40～44	24.7	29.2	35.2	3.1	4.9	1.8
45～49	25.5	28.1	34.6	3.4	5.4	2.0
50～54	25.5	27.9	32.8	2.4	4.7	2.3
55～59	23.3	26.9	31.6	1.4	3.7	2.3
60～64	18.9	21.8	29.3	-1.5	2.4	3.9
65～69	8.3	11.2	17.0	-7.7	-4.7	3.0
70～74	3.8	4.8	8.7	-3.6	-2.5	1.1

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.6	1.7	2.2	－	－	－
20～24	17.3	17.3	18.8	15.7	17.1	1.4
25～29	27.7	28.7	30.4	11.4	13.2	1.7
30～34	25.1	26.6	27.3	-1.1	-1.4	-0.3
35～39	23.9	24.2	25.5	-0.9	-1.1	-0.2
40～44	24.0	23.6	23.9	-0.2	-0.3	0.0
45～49	21.9	23.3	23.6	-0.7	0.0	0.7
50～54	18.7	21.5	23.1	-0.4	-0.3	0.1
55～59	14.9	17.1	20.7	-1.6	-0.8	0.8
60～64	9.7	10.7	13.9	-4.2	-3.2	1.0
65～69	3.2	3.8	5.3	-5.8	-5.5	0.4
70～74	1.9	1.8	2.2	-1.4	-1.6	-0.2

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

協会（一般）・組合健保計の、男性についての被保険者割合をコーホートでみると、男女計と同様に、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加し、定年退職の影響によって60代で大きく減少しており、平成22年から平成27年にかけては60歳未満、平成27年から令和2年にかけては65歳未満のコーホートで増加している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、30～34歳を除く全ての年齢階級で増加している。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.5	5.2	5.9	—	—	—
20～24	37.1	40.1	42.2	35.7	36.9	1.3
25～29	65.0	68.2	71.2	31.1	31.1	0.1
30～34	67.3	70.5	73.4	5.4	5.2	-0.2
35～39	66.4	69.7	74.2	2.4	3.7	1.3
40～44	64.9	68.5	73.1	2.1	3.4	1.3
45～49	62.3	66.2	71.7	1.2	3.1	1.9
50～54	58.2	63.1	68.9	0.8	2.7	1.9
55～59	52.3	58.3	65.9	0.1	2.8	2.7
60～64	43.1	47.3	58.7	-5.0	0.4	5.4
65～69	18.7	23.2	33.4	-19.9	-13.8	6.0
70～74	9.5	10.7	17.0	-8.0	-6.2	1.8

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.3	3.0	3.0	－	－	－
20～24	18.6	21.6	22.1	19.3	19.1	－0.2
25～29	32.3	34.5	36.4	15.9	14.8	－1.1
30～34	35.1	37.3	39.7	5.0	5.2	0.2
35～39	33.8	38.0	41.3	2.9	4.0	1.1
40～44	30.8	36.5	41.7	2.7	3.7	1.0
45～49	30.0	33.4	40.3	2.6	3.8	1.2
50～54	30.3	32.3	37.3	2.3	3.8	1.6
55～59	29.3	32.6	36.4	2.3	4.0	1.7
60～64	26.9	30.0	37.8	0.6	5.2	4.5
65～69	12.9	16.7	24.6	－10.2	－5.3	4.9
70～74	5.9	7.4	13.1	－5.6	－3.6	1.9

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.2	2.3	2.9	－	－	－
20～24	18.5	18.6	20.1	16.4	17.8	1.4
25～29	32.7	33.7	34.9	15.2	16.3	1.1
30～34	32.2	33.1	33.7	0.4	0.0	－0.4
35～39	32.6	31.7	32.8	－0.5	－0.3	0.2
40～44	34.1	32.0	31.4	－0.5	－0.3	0.2
45～49	32.2	32.7	31.4	－1.4	－0.6	0.7
50～54	27.9	30.8	31.6	－1.5	－1.1	0.3
55～59	23.0	25.7	29.5	－2.2	－1.2	1.0
60～64	16.2	17.3	20.8	－5.7	－4.8	0.8
65～69	5.8	6.5	8.8	－9.7	－8.5	1.2
70～74	3.6	3.3	3.9	－2.5	－2.6	－0.1

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

協会（一般）・組合健保計の、女性についての被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20代で大きく増加した後、30代前半で減少し、定年退職の影響によって60代で大きく減少している。

また、協会（一般）・組合健保計のコーホートでみた増減の差は、全ての年齢階級で増加している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.2	3.7	4.0	-	-	-
20～24	38.2	40.2	42.3	37.0	38.6	1.6
25～29	49.3	53.3	60.6	15.1	20.4	5.3
30～34	39.3	44.5	51.5	-4.7	-1.8	3.0
35～39	33.0	38.8	46.1	-0.5	1.6	2.1
40～44	32.2	36.7	44.8	3.7	5.9	2.2
45～49	32.3	36.4	44.4	4.2	7.7	3.5
50～54	30.3	35.6	42.8	3.3	6.4	3.1
55～59	24.4	29.8	38.7	-0.5	3.1	3.6
60～64	14.5	18.2	28.2	-6.2	-1.6	4.6
65～69	5.1	7.4	11.8	-7.2	-6.4	0.8
70～74	2.4	3.0	5.6	-2.0	-1.8	0.2

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.2	2.5	2.5	－	－	－
20～24	22.2	24.3	24.9	22.1	22.4	0.3
25～29	26.8	29.8	34.9	7.6	10.6	3.0
30～34	21.6	24.7	30.9	－2.2	1.1	3.3
35～39	18.0	22.4	28.1	0.8	3.5	2.7
40～44	18.4	21.7	28.5	3.6	6.1	2.5
45～49	20.9	22.6	28.8	4.2	7.1	2.9
50～54	20.8	23.4	28.3	2.5	5.7	3.1
55～59	17.4	21.2	26.8	0.4	3.4	2.9
60～64	11.1	13.8	21.0	－3.6	－0.2	3.3
65～69	4.2	6.0	9.9	－5.1	－4.0	1.2
70～74	2.0	2.5	4.8	－1.6	－1.2	0.4

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	0.9	1.2	1.6	－	－	－
20～24	16.0	15.9	17.4	14.9	16.3	1.3
25～29	22.5	23.5	25.6	7.5	9.8	2.2
30～34	17.8	19.9	20.6	－2.6	－2.9	－0.4
35～39	14.9	16.5	18.0	－1.3	－1.9	－0.6
40～44	13.8	15.0	16.3	0.1	－0.2	－0.3
45～49	11.4	13.8	15.6	0.0	0.6	0.6
50～54	9.5	12.2	14.5	0.7	0.7	0.0
55～59	7.0	8.6	11.9	－0.9	－0.2	0.7
60～64	3.4	4.3	7.2	－2.6	－1.4	1.2
65～69	0.9	1.4	1.9	－2.0	－2.4	－0.4
70～74	0.4	0.5	0.8	－0.4	－0.6	－0.2

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

1) 子の場合

各年度の男女の被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

まず、男性被保険者について同じ年齢階級でみると、協会（一般）、組合健保ともに子の扶養率は出生率の減少や未婚率の増加の影響で55歳未満の年齢階級では概ね年々減少している。また、令和2年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳となっている。女性被保険者について同じ年齢階級でみると、平成22年から平成27年にかけて扶養率が協会（一般）は概ね増加し、組合健保は30代前半まで増加し、以降は50代前半と60代後半を除き減少している。平成27年から令和2年にかけて協会（一般）は概ね減少しており、組合健保では25～44歳と65歳以上を除き概ね減少している。また、令和2年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳となっている。

次に、その特徴をコーホートで①20～30代、②40代以降の年齢階級別にみると次のようになる。

①20歳～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。

平成27年から令和2年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）、組合健保ともに、男性については30～34歳、女性については35～39歳が最も大きい。

②40歳代以降

40代以降は男女ともに、子の成長により概ね扶養率は減少している。

平成27年から令和2年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）、組合健保の男女ともに45歳以降は概ね全ての年齢階級で減少している。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、男性について、協会（一般）では15～44歳で減少しており、45～59歳で増加している。この45～59歳においては、コーホートでみた扶養率は減少しているが平成22年から平成27年にかけての扶養率の増減に比べて平成27年から令和2年にかけての扶養率の減少は小さくなっている。その後60～74歳で再びコーホートでみた扶養率の増減の差は減少している。組合健保では、概ね年齢階級による明確な傾向は見られない。女性について、協会（一般）では、20～24歳を除き、すべての年齢階級で減少している。組合健保では35～54歳及び65～69歳で増加している。

表22-1 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差②－①
総数	0.655	0.621	0.559	-	-	-
15～19歳	0.012	0.012	0.010	-	-	-
20～24	0.096	0.073	0.063	0.061	0.051	-0.010
25～29	0.311	0.266	0.213	0.171	0.140	-0.030
30～34	0.669	0.655	0.561	0.344	0.295	-0.049
35～39	0.957	0.949	0.906	0.279	0.251	-0.028
40～44	1.124	1.037	1.019	0.080	0.070	-0.010
45～49	1.153	0.985	0.914	-0.139	-0.123	0.016
50～54	0.891	0.781	0.673	-0.371	-0.312	0.060
55～59	0.454	0.454	0.400	-0.438	-0.382	0.056
60～64	0.198	0.213	0.198	-0.240	-0.256	-0.015
65～69	0.107	0.123	0.116	-0.074	-0.097	-0.023
70～74	0.074	0.082	0.083	-0.025	-0.041	-0.016

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差②－①
総数	0.721	0.709	0.660	-	-	-
15～19歳	0.022	0.003	0.001	-	-	-
20～24	0.060	0.044	0.027	0.022	0.024	0.002
25～29	0.220	0.189	0.151	0.129	0.108	-0.021
30～34	0.614	0.610	0.570	0.390	0.381	-0.009
35～39	0.945	0.973	0.987	0.360	0.377	0.017
40～44	1.154	1.130	1.125	0.185	0.152	-0.033
45～49	1.238	1.126	1.079	-0.029	-0.050	-0.022
50～54	1.058	0.953	0.877	-0.285	-0.249	0.036
55～59	0.518	0.528	0.502	-0.530	-0.451	0.079
60～64	0.194	0.210	0.207	-0.308	-0.322	-0.014
65～69	0.085	0.104	0.101	-0.090	-0.110	-0.020
70～74	0.072	0.078	0.080	-0.006	-0.024	-0.017

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

表22-2 女性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差②－①
総数	0.169	0.179	0.167	-	-	-
15～19歳	0.002	0.004	0.003	-	-	-
20～24	0.013	0.014	0.017	0.012	0.013	0.001
25～29	0.056	0.059	0.057	0.046	0.043	-0.003
30～34	0.159	0.171	0.156	0.115	0.098	-0.018
35～39	0.300	0.297	0.290	0.138	0.119	-0.019
40～44	0.378	0.362	0.335	0.062	0.038	-0.024
45～49	0.310	0.315	0.283	-0.063	-0.079	-0.016
50～54	0.181	0.197	0.185	-0.114	-0.131	-0.017
55～59	0.082	0.100	0.096	-0.081	-0.100	-0.019
60～64	0.045	0.054	0.053	-0.028	-0.047	-0.019
65～69	0.030	0.036	0.037	-0.009	-0.017	-0.008
70～74	0.024	0.030	0.031	0.001	-0.005	-0.006

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差②－①
総数	0.115	0.118	0.116	-	-	-
15～19歳	0.000	0.003	0.000	-	-	-
20～24	0.006	0.012	0.009	0.012	0.006	-0.006
25～29	0.023	0.032	0.033	0.026	0.021	-0.005
30～34	0.083	0.089	0.090	0.066	0.059	-0.007
35～39	0.170	0.150	0.186	0.067	0.097	0.030
40～44	0.250	0.224	0.224	0.054	0.074	0.020
45～49	0.246	0.221	0.207	-0.030	-0.017	0.012
50～54	0.130	0.154	0.138	-0.092	-0.083	0.009
55～59	0.075	0.073	0.073	-0.058	-0.081	-0.024
60～64	0.037	0.034	0.029	-0.041	-0.043	-0.002
65～69	0.000	0.016	0.017	-0.021	-0.017	0.004
70～74	0.125	0.014	0.016	0.014	-0.000	-0.015

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

同じ年齢階級でみると、配偶者の扶養率は被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートでみると次のようになる。

平成27年から令和2年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）は30代後半まで増加し、40～50代で減少した後、60代では再び増加している。組合健保は30代後半まで増加し、その後は減少している。

この変化の要因は、それぞれ40代以降の減少は配偶者が働き始めるため、60代以降の増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は70歳以降を除き全ての年齢階級において減少している。組合健保は全ての年齢階級で減少している。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

（1）協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差②－①
総数	0.417	0.377	0.322	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.016	0.014	0.011	－	－	－
20 ～ 24	0.079	0.056	0.040	0.040	0.025	-0.014
25 ～ 29	0.196	0.153	0.103	0.074	0.048	-0.026
30 ～ 34	0.339	0.294	0.215	0.097	0.063	-0.035
35 ～ 39	0.421	0.372	0.304	0.033	0.011	-0.022
40 ～ 44	0.445	0.398	0.334	-0.023	-0.038	-0.015
45 ～ 49	0.443	0.394	0.334	-0.051	-0.064	-0.013
50 ～ 54	0.449	0.402	0.333	-0.041	-0.061	-0.020
55 ～ 59	0.499	0.444	0.367	-0.005	-0.035	-0.030
60 ～ 64	0.602	0.548	0.456	0.050	0.013	-0.037
65 ～ 69	0.646	0.613	0.549	0.011	0.001	-0.010
70 ～ 74	0.584	0.569	0.548	-0.076	-0.065	0.012

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

（2）組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年→平成27年①	平成27年→令和2年②	差②－①
総数	0.479	0.443	0.374	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.014	0.006	0.001	－	－	－
20 ～ 24	0.051	0.034	0.016	0.019	0.010	-0.009
25 ～ 29	0.160	0.129	0.084	0.078	0.050	-0.028
30 ～ 34	0.356	0.309	0.236	0.148	0.107	-0.041
35 ～ 39	0.477	0.435	0.351	0.079	0.042	-0.037
40 ～ 44	0.546	0.495	0.413	0.018	-0.022	-0.040
45 ～ 49	0.578	0.523	0.445	-0.023	-0.050	-0.027
50 ～ 54	0.618	0.550	0.462	-0.027	-0.061	-0.034
55 ～ 59	0.653	0.594	0.521	-0.024	-0.030	-0.006
60 ～ 64	0.726	0.681	0.585	0.028	-0.009	-0.037
65 ～ 69	0.770	0.751	0.677	0.026	-0.004	-0.029
70 ～ 74	0.763	0.792	0.703	0.023	-0.048	-0.071

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約7割、50人未満の事業所が全体の約97%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が9割、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、不動産業・物品賃貸業は事業所規模5人未満、医療・福祉及び公務については、100～299人、複合サービス業及びサービス業については、1,000人以上の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、令和2年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総 数	100.0%	66.9%	15.5%	14.5%	1.8%	1.1%	0.2%	0.1%	0.0%
農 林 水 産 業	100.0%	64.7%	20.5%	13.6%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	47.3%	20.8%	28.5%	2.4%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
建 設 業	100.0%	65.3%	19.6%	14.0%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製 造 業	100.0%	52.3%	17.8%	23.7%	3.7%	2.1%	0.3%	0.1%	0.0%
食 料 品	100.0%	49.9%	17.1%	23.8%	4.8%	3.4%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	59.6%	15.5%	20.7%	2.8%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木 材 ・ 木 製 品	100.0%	61.6%	18.1%	17.6%	1.6%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化 学 工 業	100.0%	47.3%	17.6%	27.7%	4.2%	2.7%	0.4%	0.2%	0.0%
金 属 工 業	100.0%	49.9%	20.2%	24.9%	3.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
機 械 器 具	100.0%	47.7%	18.4%	26.2%	4.5%	2.6%	0.3%	0.2%	0.1%
そ の 他	100.0%	58.4%	16.4%	20.5%	2.8%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	69.2%	15.0%	13.4%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
情 報 通 信 業	100.0%	73.6%	12.0%	12.2%	1.4%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	100.0%	37.8%	18.8%	34.0%	5.4%	3.1%	0.4%	0.2%	0.2%
卸 売 業 ・ 小 売 業	100.0%	70.6%	15.0%	12.1%	1.4%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金 融 業 ・ 保 険 業	100.0%	78.1%	13.0%	7.2%	0.8%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	90.9%	5.2%	3.3%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	79.2%	11.8%	7.9%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	73.8%	13.6%	10.6%	1.2%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	70.2%	14.3%	12.9%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	100.0%	65.7%	13.2%	17.8%	1.9%	1.0%	0.1%	0.2%	0.1%
医 療 ・ 福 祉	100.0%	48.4%	19.5%	23.4%	4.4%	3.3%	0.6%	0.3%	0.1%
複 合 サ ー ビ ス 業	100.0%	73.9%	11.3%	10.1%	1.6%	1.7%	0.6%	0.5%	0.3%
サ ー ビ ス 業	100.0%	64.5%	16.4%	14.9%	2.2%	1.5%	0.3%	0.2%	0.1%
公 務	100.0%	48.6%	14.5%	20.2%	5.8%	6.7%	2.1%	1.5%	0.7%

(2) 被保険者数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	10.2%	9.7%	27.6%	11.9%	16.8%	6.2%	6.4%	11.2%
農林水産業	100.0%	19.3%	20.7%	37.2%	8.2%	6.7%	2.1%	1.5%	4.3%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	7.0%	12.4%	49.0%	13.9%	11.7%	1.8%	1.5%	2.7%
建設業	100.0%	18.5%	21.7%	42.4%	8.1%	5.5%	1.4%	1.3%	1.1%
製造業	100.0%	5.8%	7.4%	31.0%	15.8%	21.4%	6.6%	6.1%	5.8%
食品	100.0%	3.9%	5.0%	22.3%	14.6%	24.0%	9.8%	9.3%	11.0%
繊維工業・繊維製品	100.0%	8.8%	9.7%	38.4%	17.9%	18.1%	2.4%	4.6%	0.0%
木材・木製品	100.0%	12.0%	13.3%	39.1%	12.5%	15.8%	4.5%	0.7%	2.1%
化学工業	100.0%	4.6%	6.4%	31.8%	15.5%	23.6%	7.8%	7.3%	3.0%
金属工業	100.0%	7.3%	10.1%	38.5%	16.4%	18.4%	4.8%	3.6%	0.8%
機械器具	100.0%	4.7%	6.5%	29.5%	16.4%	22.4%	6.7%	6.2%	7.8%
その他	100.0%	8.1%	8.8%	34.2%	16.0%	19.3%	5.0%	4.6%	3.9%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	12.2%	11.2%	29.6%	12.1%	15.1%	4.5%	4.4%	11.0%
情報通信業	100.0%	14.9%	11.0%	34.0%	13.6%	15.3%	4.1%	2.7%	4.3%
運輸業・郵便業	100.0%	2.5%	5.1%	29.4%	14.7%	20.2%	6.1%	6.7%	15.2%
卸売業・小売業	100.0%	13.2%	11.1%	26.8%	10.6%	13.8%	4.7%	6.1%	13.7%
金融業・保険業	100.0%	19.2%	12.6%	20.1%	8.4%	17.9%	7.9%	7.0%	7.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	36.9%	10.6%	20.1%	7.9%	9.7%	3.6%	3.9%	7.3%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	24.4%	15.8%	30.5%	9.7%	10.1%	3.4%	3.4%	2.7%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	14.0%	10.5%	24.7%	9.7%	13.0%	5.1%	5.8%	17.3%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	12.9%	10.8%	29.7%	12.2%	14.8%	5.9%	5.1%	8.6%
教育・学習支援業	100.0%	9.1%	7.4%	32.6%	11.0%	13.9%	4.6%	10.4%	10.9%
医療・福祉	100.0%	3.6%	6.1%	23.8%	14.8%	25.6%	10.0%	8.8%	7.3%
複合サービス業	100.0%	5.0%	3.2%	9.1%	4.9%	13.3%	10.3%	16.1%	38.1%
サービス業	100.0%	6.8%	6.7%	18.8%	9.3%	15.7%	6.6%	7.5%	28.6%
公務	100.0%	1.5%	1.9%	8.7%	8.0%	22.4%	15.7%	20.2%	21.6%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(令和2年9月1日現在) (厚生労働省年金局)

第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（58,803人）及び異動者（35,413人）について集計を行った。

1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1－1及び図1－2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の16.5%に対し24.0%、20～39歳では総人口の21.2%に対し26.1%、40～64歳では総人口の33.6%に対し38.0%と、65歳未満では総人口より船員保険の方が高いが、65～74歳では、総人口の13.9%に対して11.3%と、船員保険の方が低い。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、40歳未満及び50～69歳では船員保険が総人口を上回っているが、それ以外の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別（船舶種別）に比較してみると、どの適用区分においても概ね同じような構成割合だが、汽船等については55～59歳、漁船（い）については55～59歳及び60～64歳、漁船（ろ）については20～24歳で割合が高い。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（令和2年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (70.6)	100.0 (2.3)	100.0 (24.0)
0～4歳	3.7	5.6	5.8	4.6	5.8
5～9	4.0	6.0	6.0	5.3	6.7
10～14	4.2	5.9	6.1	5.0	5.9
15～19	4.5	6.5	6.6	5.6	6.7
20～24	5.1	7.9	7.6	7.7	9.5
25～29	5.0	5.9	6.1	7.2	5.5
30～34	5.2	5.9	6.2	7.6	5.6
35～39	5.9	6.4	6.4	8.4	6.8
40～44	6.7	6.6	6.9	7.5	6.1
45～49	7.8	7.1	7.6	8.0	6.1
50～54	6.9	7.4	7.7	7.3	7.0
55～59	6.3	8.3	8.5	8.5	8.0
60～64	5.9	8.6	7.9	8.5	8.8
65～69	6.6	7.0	6.2	5.5	6.7
70～74	7.3	4.3	3.8	2.8	4.1
75歳以上	14.9	0.6	0.6	0.4	0.7
（再 掲）					
0～19	16.5	24.0	24.5	20.6	25.0
うち未就学児	5.0	7.4	7.6	6.2	7.7
20～39	21.2	26.1	26.3	30.9	27.4
40～64	33.6	38.0	38.6	39.8	36.0
65～74	13.9	11.3	10.0	8.3	10.9
平均年齢（歳）	—	38.7	38.1	38.5	37.9

（注1）「総人口」は、総務省統計局「令和2年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

図 1－1 船員保険加入者の年齢構成（令和 2 年10月 1 日現在）

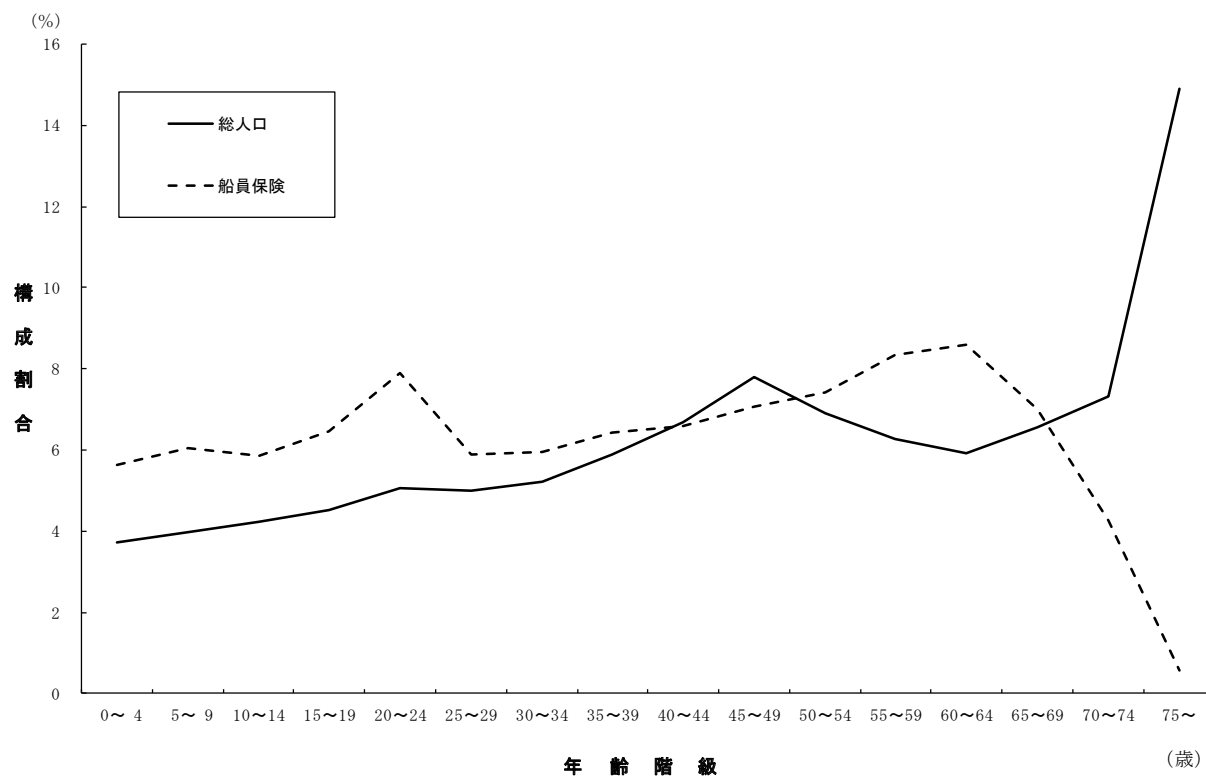
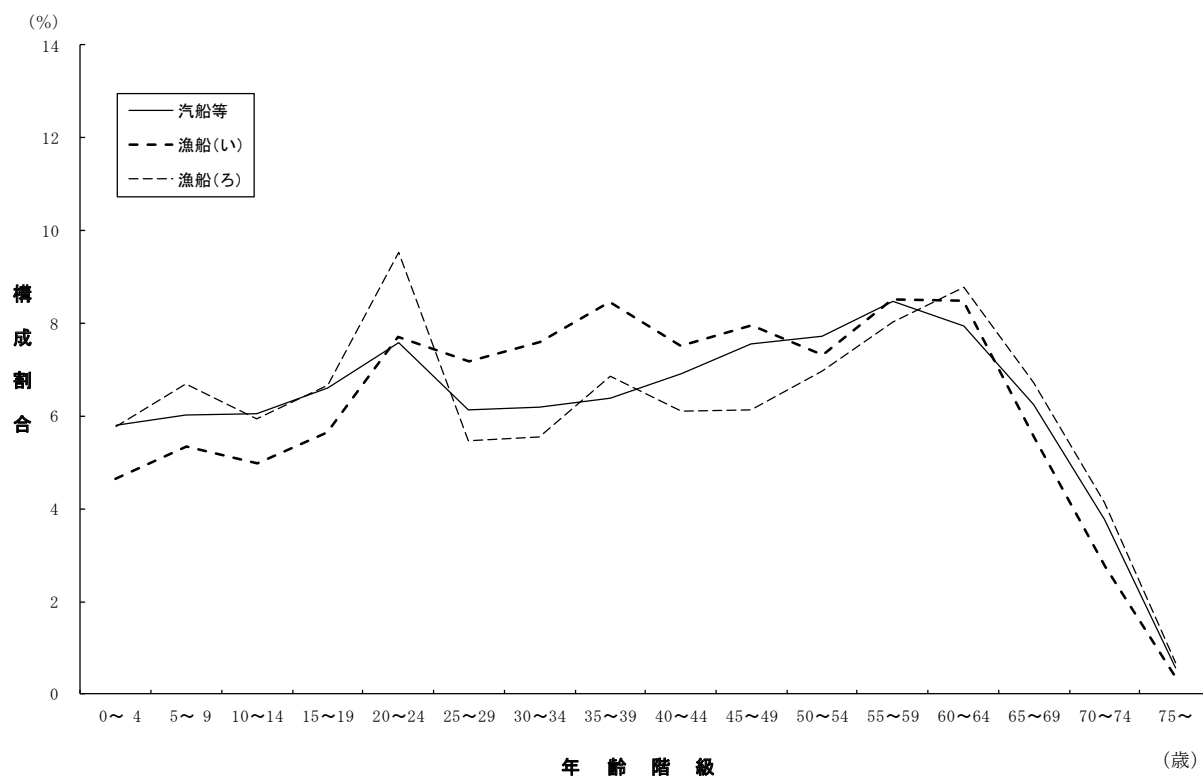


図 1－2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（令和 2 年10月 1 日現在）



2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成28～令和2年までの調査結果を示したものが表2である。

まず、20歳未満の構成割合は増加傾向であったが、令和2年は1.5%に減少している。20～39歳の構成割合は増加傾向が続いており、令和2年は34.8%である。40～64歳の構成割合は減少傾向にあり、令和2年は48.9%である。65～74歳の年齢構成は増加傾向にあり、令和2年は13.6%である。

次に、令和2年の年齢構成を男女別にみると、男性は60～64歳の割合が最も高く11.0%、続いて55～59歳の10.7%、50～54歳の9.6%であり、45～64歳で4割を占めている。女性は20～24歳の割合が最も高く26.7%、続いて25～29歳の18.7%であり、20代で5割弱を占めている。

また、船舶種別にみると、汽船等は55～59歳の割合が最も高く11.0%、漁船（い）は35～39歳の割合が最も高く11.0%となっており、漁船（ろ）は20～24歳の割合が最も高く13.8%である。

最後に、被保険者の平均年齢は低下傾向にあり、令和2年には46.9歳である。男女別の平均年齢は、男性が47.1歳、女性が34.3歳であり、船舶種別の平均年齢は、汽船等が46.6歳、漁船（い）が44.3歳、漁船（ろ）が45.8歳である。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成 28年	29年	30年	令和 元年	令和2年					
					総数	男性	女性	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.1)	100.0 (1.9)	100.0 (69.4)	100.0 (2.7)	100.0 (24.6)
15～19歳	1.6	1.6	1.7	1.8	1.5	1.4	6.1	1.2	2.3	2.5
20～24	8.2	8.8	9.2	9.6	9.8	9.5	26.7	8.9	9.0	13.8
25～29	8.0	8.3	8.5	8.6	8.7	8.5	18.7	9.4	9.8	7.4
30～34	7.9	7.9	7.8	7.8	8.0	7.9	12.0	8.6	10.4	6.7
35～39	8.0	8.1	8.2	8.3	8.4	8.4	8.9	8.3	11.0	9.1
40～44	8.8	8.8	8.6	8.7	8.7	8.7	5.3	9.2	9.9	7.9
45～49	9.4	9.2	9.2	9.0	9.3	9.3	6.2	10.0	10.6	7.9
50～54	9.9	9.9	9.8	9.6	9.5	9.6	6.3	10.1	8.5	9.0
55～59	12.7	11.9	11.5	10.9	10.6	10.7	3.7	11.0	10.4	10.2
60～64	13.1	12.4	11.7	11.2	10.8	11.0	1.7	10.2	9.5	11.4
65～69	9.3	9.3	9.3	9.0	8.7	8.8	1.6	7.8	5.3	8.2
70～74	2.4	2.9	3.5	4.3	4.9	5.0	1.6	4.3	2.6	4.6
75歳以上	0.7	0.9	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2	0.6	1.3
（再 掲） 20～39歳	32.1	33.1	33.6	34.3	34.8	34.2	66.3	35.2	40.2	37.0
40～64	53.9	52.2	50.8	49.5	48.9	49.4	23.3	50.4	48.9	46.4
65～74	11.7	12.2	12.8	13.2	13.6	13.8	3.3	12.1	8.0	12.8
平均年齢（歳）	47.4	47.1	47.0	46.9	46.9	47.1	34.3	46.6	44.3	45.8

（注1）令和元年以前の数値は、男女総数のものである。

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

3. 被扶養者の年齢構成

まず、被扶養者の年齢構成について、平成28～令和2年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は増加傾向にあり、令和2年は46.5%である。20～39歳の割合は減少傾向にあり、令和2年は17.4%である。40～64歳の割合は減少傾向にあり、令和2年には27.1%である。65～74歳の割合は増加傾向にあり、令和2年には8.9%である。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、どの適用区分においても概ね適用区分総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	平成 28年	29年	30年	令和元年	令和2年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (71.8)	100.0 (1.8)	100.0 (23.5)
0～4歳	10.7	11.0	11.2	11.1	11.3	11.4	11.5	11.8
5～9	10.7	11.2	11.5	11.9	12.1	11.9	13.3	13.7
10～14	10.7	10.8	11.0	11.4	11.7	11.9	12.3	12.2
15～19	12.0	12.0	11.9	11.6	11.4	11.8	10.6	11.0
20～24	6.6	6.3	6.0	6.0	6.0	6.3	5.7	5.1
25～29	3.6	3.5	3.3	3.2	3.1	2.9	3.2	3.5
30～34	4.1	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.4	4.3
35～39	4.3	4.3	4.4	4.5	4.5	4.5	4.7	4.5
40～44	4.7	4.7	4.6	4.5	4.5	4.7	4.0	4.2
45～49	5.1	5.1	5.1	4.9	4.9	5.2	4.1	4.3
50～54	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3	5.5	5.6	4.9
55～59	6.8	6.6	6.4	6.3	6.1	6.0	5.7	5.7
60～64	6.9	6.6	6.6	6.5	6.3	5.8	7.0	6.0
65～69	5.6	5.7	5.6	5.4	5.3	4.7	5.8	5.2
70～74	2.3	2.5	2.8	3.2	3.6	3.3	3.0	3.6
75歳以上	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0
(再 掲)								
0～19歳	44.2	45.0	45.6	46.1	46.5	47.0	47.6	48.7
うち未就学児	14.0	14.5	14.6	14.8	14.9	15.0	15.5	15.7
20～39	18.6	18.2	17.8	17.7	17.4	17.7	17.1	17.3
40～64	29.3	28.5	28.2	27.6	27.1	27.2	26.4	25.1
65～74	7.9	8.3	8.4	8.6	8.9	8.0	8.8	8.8

（注）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、令和２年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表４である。

被扶養者全体に占める子の割合は54.2%である。また、子の大半は20歳未満で、20歳以上の子の割合は8.0%である。配偶者の割合は41.1%であり、55～59歳及び60～64歳の割合が最も高い。直系尊属は3.4%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.3%であり、年齢階級で大きな違いはみられない。

表４ 被扶養者の続柄別年齢構成（令和２年10月１日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	100.0	54.2	41.1	3.4	1.3
0～ 4歳	11.3	11.2	・	－	0.1
5～ 9	12.1	12.0	・	－	0.1
10～14	11.7	11.7	・	－	0.1
15～19	11.4	11.3	0.0	－	0.1
20～24	6.0	5.2	0.6	－	0.1
25～29	3.1	1.2	1.8	－	0.0
30～34	3.9	0.8	3.1	－	0.0
35～39	4.5	0.5	4.0	0.0	0.0
40～44	4.5	0.2	4.2	0.0	0.1
45～49	4.9	0.1	4.7	0.1	0.1
50～54	5.3	0.0	5.1	0.1	0.1
55～59	6.1	0.0	5.7	0.2	0.1
60～64	6.3	－	5.7	0.5	0.1
65～69	5.3	0.0	4.3	0.9	0.1
70～74	3.6	－	1.9	1.5	0.2
75歳以上	0.0	－	0.0	0.0	0.0
（再掲）未就学児	14.9	14.8	・	－	0.1

4. 年齢階級別扶養率

まず、被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成28～令和2年の調査結果を示したものが表5であり、令和2年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数における扶養率は低下傾向にあり、令和2年は0.997となっている。また、近年の扶養率の動きを年齢階級別に見ると、ピークとなる年齢階級は直近5年は全て40～44歳である。

令和2年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は、年齢の上昇とともに概ね上昇し、40～44歳の1.832がピークである。それ以降は低下傾向に転じ、平均扶養率は1.015となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は0.074である。

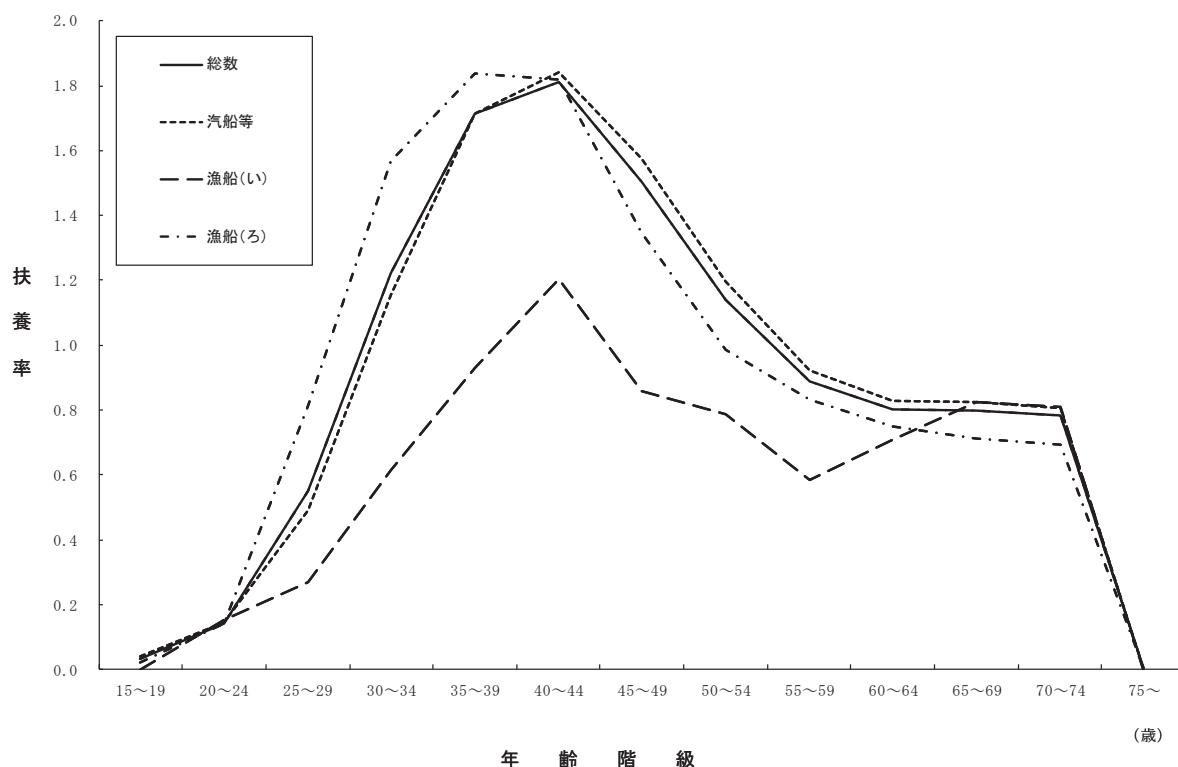
また、船舶種別にみると、平均扶養率は汽船等が1.032、漁船（い）が0.676、漁船（ろ）が0.953となっている。年齢階級別扶養率は年齢の上昇とともに概ね上昇し、汽船等及び漁船（い）は40～44歳、漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後低下傾向に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成 28年	29年	30年	令和元年	令和2年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	1.097	1.065	1.036	1.012	0.997	1.015	0.074	1.032	0.676	0.953
15～19歳	0.040	0.048	0.046	0.026	0.031	0.034	-	0.041	-	0.022
20～24	0.167	0.171	0.163	0.147	0.143	0.148	0.041	0.144	0.153	0.140
25～29	0.677	0.622	0.610	0.574	0.552	0.572	0.058	0.489	0.268	0.813
30～34	1.395	1.382	1.325	1.277	1.224	1.257	0.068	1.155	0.614	1.569
35～39	1.784	1.776	1.753	1.757	1.716	1.747	0.184	1.714	0.931	1.836
40～44	1.813	1.803	1.808	1.814	1.813	1.832	0.169	1.842	1.203	1.818
45～49	1.600	1.555	1.536	1.501	1.502	1.520	0.145	1.575	0.858	1.346
50～54	1.264	1.232	1.199	1.164	1.139	1.152	0.086	1.196	0.787	0.988
55～59	1.002	0.957	0.928	0.912	0.888	0.893	0.098	0.922	0.584	0.833
60～64	0.882	0.858	0.831	0.814	0.803	0.805	0.053	0.829	0.709	0.751
65～69	0.841	0.832	0.818	0.806	0.797	0.800	-	0.825	0.824	0.712
70～74	0.805	0.797	0.789	0.788	0.783	0.787	-	0.805	0.810	0.693
75歳以上	0.011	0.011	0.013	0.004	0.005	0.005	-	0.004	-	-

（注）令和元年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（令和2年10月1日現在）



次に、令和2年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.540、配偶者は0.410、直系尊属は0.034、その他は0.013となっている。

被保険者の年齢階級別にみると、子及び直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークはともに40～44歳で、それぞれ1.243、0.100である。配偶者の扶養率は35～54歳で横ばいとなっているものの、概ね年齢の上昇とともに増加する傾向にあり、ピークは70～74歳の0.679である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総 数	0.997	0.540	0.410	0.034	0.013
15～19歳	0.031	0.004	0.004	0.015	0.008
20～24	0.143	0.073	0.051	0.014	0.006
25～29	0.552	0.332	0.173	0.037	0.010
30～34	1.224	0.813	0.348	0.053	0.009
35～39	1.716	1.194	0.434	0.075	0.012
40～44	1.813	1.243	0.454	0.100	0.017
45～49	1.502	0.978	0.430	0.077	0.017
50～54	1.139	0.659	0.440	0.025	0.014
55～59	0.888	0.380	0.490	0.001	0.017
60～64	0.803	0.211	0.573	—	0.019
65～69	0.797	0.123	0.661	—	0.013
70～74	0.783	0.091	0.679	—	0.013
75歳以上	0.005	0.002	0.003	—	—

5. 標準報酬月額別扶養率

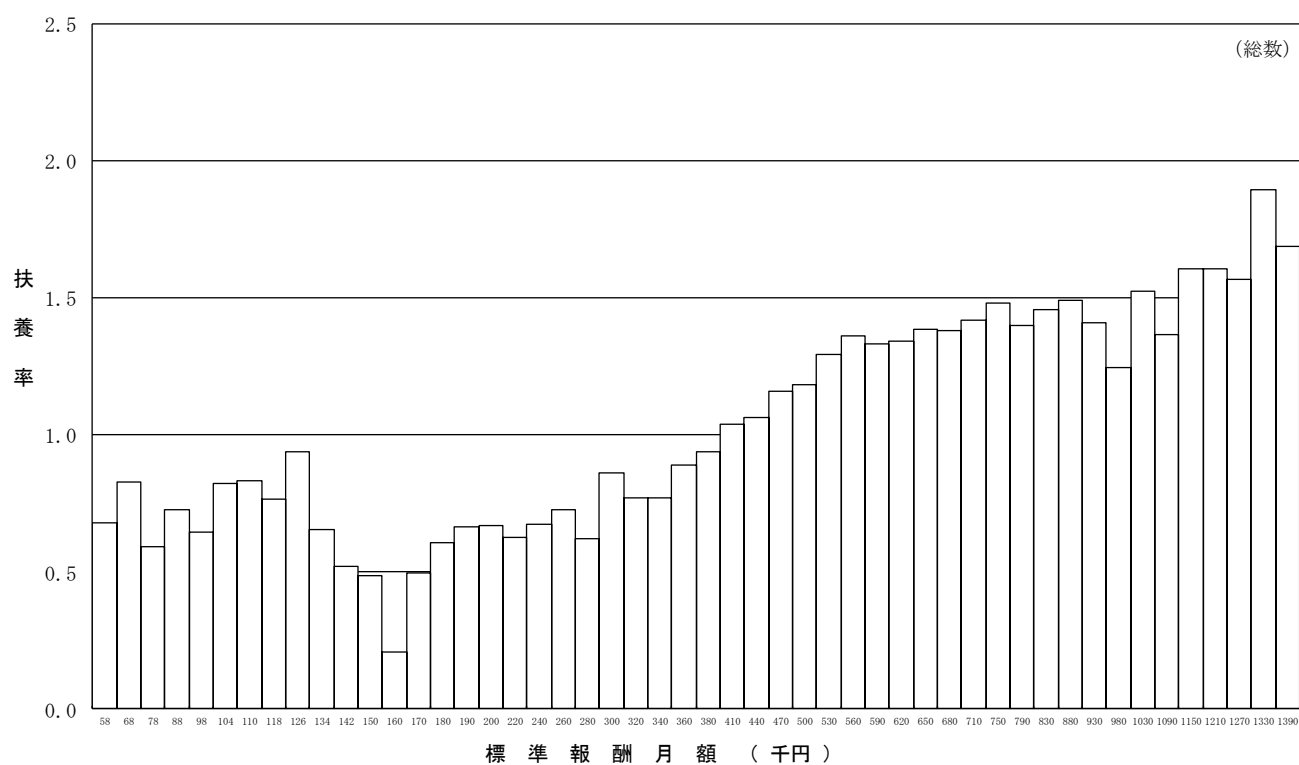
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。

男性についてみると、概ね標準報酬月額34万円程度から70万円台程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も上昇する傾向にある。また扶養率のピークは、標準報酬月額133万円の1.896である。

表7 標準報酬月額別扶養率（令和2年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.997	1.015	0.074	1.032	0.676	0.953
58,000円	0.681	0.684	—	0.605	0.583	0.772
68,000	0.830	0.830	—	0.800	2.000	0.889
78,000	0.594	0.621	—	0.543	0.500	0.600
88,000	0.728	0.770	—	0.625	2.000	0.765
98,000	0.648	0.670	0.083	0.630	1.000	0.571
104,000	0.825	0.846	—	0.692	1.000	1.023
110,000	0.835	0.856	—	0.641	1.000	0.934
118,000	0.768	0.767	0.800	0.686	1.000	0.771
126,000	0.940	0.956	—	0.536	—	1.025
134,000	0.653	0.663	0.250	0.706	—	0.611
142,000	0.520	0.535	—	0.634	0.250	0.488
150,000	0.489	0.500	—	0.677	0.571	0.392
160,000	0.210	0.213	—	0.595	0.400	0.165
170,000	0.499	0.503	0.200	0.710	0.500	0.382
180,000	0.605	0.642	0.073	0.553	0.429	0.673
190,000	0.665	0.703	0.088	0.398	0.273	0.866
200,000	0.669	0.695	0.103	0.553	0.714	0.732
220,000	0.625	0.671	0.013	0.412	0.635	0.839
240,000	0.675	0.717	0.064	0.572	0.230	0.977
260,000	0.725	0.757	0.060	0.641	0.531	0.926
280,000	0.620	0.648	0.054	0.587	0.529	0.796
300,000	0.864	0.888	0.108	0.845	0.464	1.014
320,000	0.772	0.793	0.080	0.739	0.500	0.930
340,000	0.773	0.789	0.055	0.750	0.553	0.932
360,000	0.892	0.904	0.024	0.883	0.449	0.995
380,000	0.940	0.950	0.073	0.936	0.704	1.010
410,000	1.040	1.047	0.152	1.059	0.619	1.020
440,000	1.065	1.073	0.108	1.116	0.728	1.088
470,000	1.158	1.163	—	1.178	0.899	1.106
500,000	1.181	1.186	0.176	1.200	0.808	1.138
530,000	1.295	1.300	0.167	1.303	0.919	1.311
560,000	1.362	1.369	0.091	1.394	0.698	1.281
590,000	1.331	1.335	0.167	1.380	1.189	1.137
620,000	1.340	1.344	0.167	1.380	0.968	1.207
650,000	1.385	1.392	—	1.420	1.200	1.283
680,000	1.382	1.387	—	1.413	0.706	1.340
710,000	1.416	1.423	—	1.474	1.417	1.235
750,000	1.479	1.483	—	1.488	1.357	1.464
790,000	1.399	1.402	—	1.341	3.000	1.480
830,000	1.456	1.467	—	1.483	2.429	1.385
880,000	1.492	1.492	—	1.544	1.500	1.444
930,000	1.409	1.428	—	1.580	2.667	1.191
980,000	1.246	1.251	—	1.324	0.200	1.197
1,030,000	1.526	1.544	—	1.889	—	1.133
1,090,000	1.366	1.374	—	1.597	—	1.200
1,150,000	1.607	1.607	—	1.788	—	1.494
1,210,000	1.606	1.618	—	2.105	—	1.266
1,270,000	1.566	1.566	—	2.045	1.500	1.170
1,330,000	1.896	1.896	—	2.136	—	1.643
1,390,000	1.690	1.699	—	2.014	1.000	1.511

図3 標準報酬月額別扶養率（令和2年10月1日現在）



6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。

男性についてみると、概ね総報酬額150万円から1,100万円の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率のピークは、2,000万円以上2,050万円未満の2.500である。

表8 総報酬額階級別扶養率（令和2年10月1日現在）

総報酬額階級	総 数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	0.997	1.015	0.074	1.032	0.676	0.953
～ 999,000 円	0.687	0.694	-	0.613	0.615	0.762
1,000,000 ～ 1,499,000	0.740	0.759	0.185	0.651	1.100	0.781
1,500,000 ～ 1,999,000	0.413	0.420	0.027	0.647	0.500	0.337
2,000,000 ～ 2,499,000	0.651	0.675	0.068	0.548	0.375	0.710
2,500,000 ～ 2,999,000	0.692	0.730	0.058	0.545	0.505	0.895
3,000,000 ～ 3,499,000	0.692	0.726	0.067	0.623	0.570	0.864
3,500,000 ～ 3,999,000	0.816	0.838	0.088	0.799	0.364	0.934
4,000,000 ～ 4,499,000	0.773	0.792	0.051	0.743	0.503	0.916
4,500,000 ～ 4,999,000	0.858	0.872	0.082	0.847	0.356	0.969
5,000,000 ～ 5,499,000	0.929	0.942	0.105	0.935	0.455	1.055
5,500,000 ～ 5,999,000	1.028	1.037	0.027	1.021	0.804	1.117
6,000,000 ～ 6,499,000	1.091	1.099	0.029	1.065	0.797	1.241
6,500,000 ～ 6,999,000	1.214	1.220	0.222	1.205	1.034	1.321
7,000,000 ～ 7,499,000	1.272	1.280	0.083	1.299	1.026	1.189
7,500,000 ～ 7,999,000	1.363	1.370	0.231	1.371	1.146	1.351
8,000,000 ～ 8,499,000	1.432	1.435	0.200	1.452	0.788	1.388
8,500,000 ～ 8,999,000	1.415	1.423	0.000	1.455	1.103	1.243
9,000,000 ～ 9,499,000	1.421	1.426	0.167	1.413	1.800	1.427
9,500,000 ～ 9,999,000	1.441	1.447	-	1.444	1.923	1.393
10,000,000 ～ 10,499,000	1.504	1.504	-	1.515	1.385	0.750
10,500,000 ～ 10,999,000	1.551	1.554	-	1.585	1.100	1.497
11,000,000 ～ 11,499,000	1.411	1.420	-	1.456	2.444	1.207
11,500,000 ～ 11,999,000	1.498	1.501	-	1.614	1.625	1.205
12,000,000 ～ 12,499,000	1.566	1.578	-	1.798	2.000	1.114
12,500,000 ～ 12,999,000	1.796	1.796	-	1.841	1.000	1.667
13,000,000 ～ 13,499,000	1.443	1.450	-	1.644	-	1.208
13,500,000 ～ 13,999,000	1.589	1.589	-	1.758	-	1.464
14,000,000 ～ 14,499,000	1.800	1.800	-	1.846	2.000	1.000
14,500,000 ～ 14,999,000	1.649	1.660	-	2.099	1.000	1.256
15,000,000 ～ 15,499,000	1.545	1.545	-	1.909	1.500	1.182
15,500,000 ～ 15,999,000	1.869	1.869	-	2.063	-	1.603
16,000,000 ～ 16,499,000	2.400	2.400	-	2.400	-	-
16,500,000 ～ 16,999,000	1.703	1.712	-	2.063	1.000	1.493
17,000,000 ～ 17,499,000	1.556	1.556	-	1.556	-	-
17,500,000 ～ 17,999,000	1.286	1.286	-	1.286	-	-
18,000,000 ～ 18,499,000	2.111	2.111	-	2.000	-	3.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.857	1.857	-	1.833	-	2.000
19,000,000 ～ 19,499,000	-	-	-	-	-	-
19,500,000 ～ 19,999,000	2.000	2.000	-	2.000	-	2.000
20,000,000 ～ 20,499,000	2.500	2.500	-	-	-	2.500
20,500,000 ～ 20,999,000	-	-	-	-	-	-
21,000,000 ～ 21,499,000	1.000	1.000	-	-	-	1.000
21,500,000 ～ 21,999,000	0.500	0.500	-	-	-	0.500
22,000,000 ～	2.000	2.000	-	-	-	2.000

(注)総報酬額は、標準報酬月額額の12ヶ月分に標準賞与額（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。

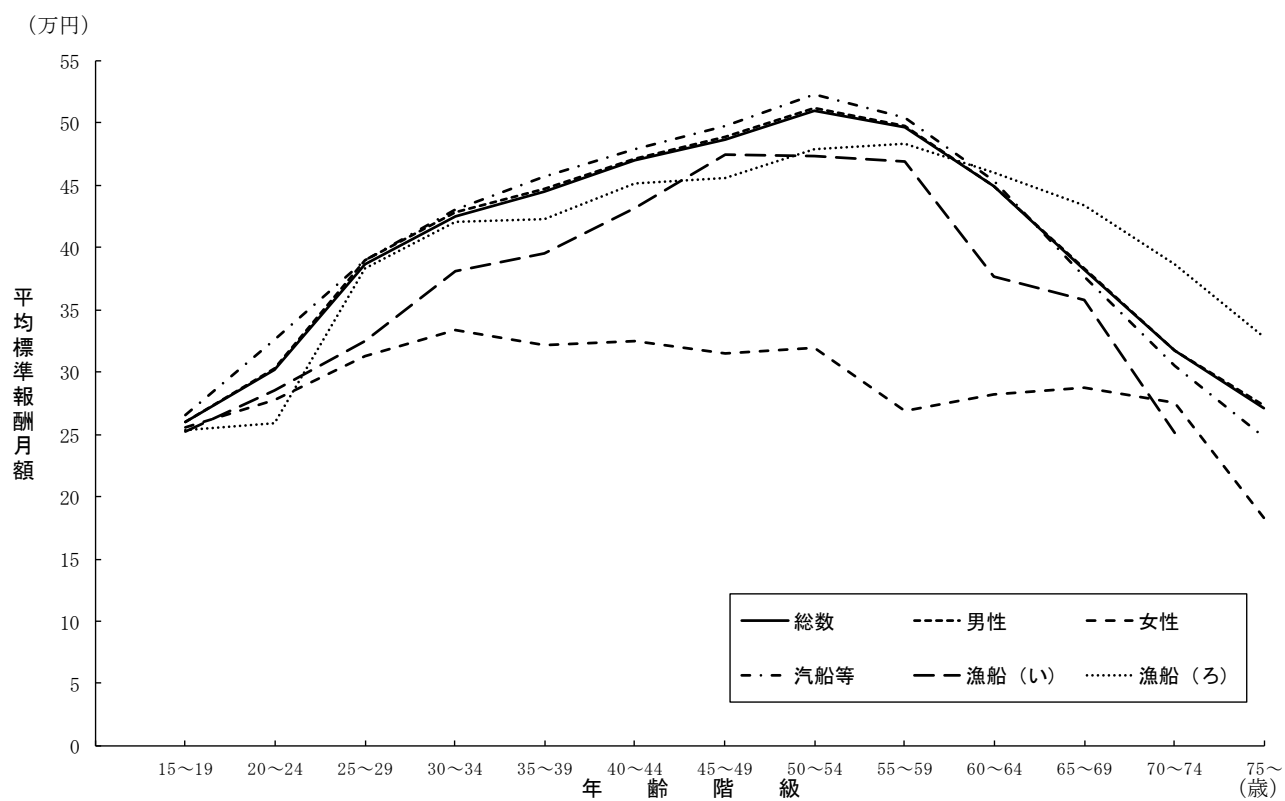
男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは50～54歳の511,420円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約1.97倍である。また、55歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに増加しているが、その後は年齢階級の上昇とともに減少する傾向にある。一方、女性の平均標準報酬月額のピークは30～34歳で、333,308円である。また、男性と比べるとなだらかな変化となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で522,466円、漁船(い)が45～49歳で474,379円、漁船(ろ)が55～59歳の482,722円である。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総 数	425,542	427,955	299,664	436,619	391,757	411,093
15～19歳	259,875	260,240	255,373	264,988	252,432	253,655
20～24	301,182	302,450	277,620	325,384	285,403	258,323
25～29	386,422	389,545	312,502	390,064	324,662	383,460
30～34	425,391	428,087	333,308	430,027	381,145	420,297
35～39	444,506	447,008	321,388	456,607	395,714	422,795
40～44	469,596	471,291	324,949	478,662	430,962	450,833
45～49	486,347	488,546	314,696	497,144	474,379	455,914
50～54	509,021	511,420	319,171	522,466	472,941	478,681
55～59	496,120	497,628	268,390	504,252	468,855	482,722
60～64	448,683	449,182	281,684	454,003	376,623	460,414
65～69	382,255	382,590	287,778	376,358	357,459	434,002
70～74	317,167	317,430	275,000	304,886	250,762	386,048
75歳以上	271,042	272,669	182,667	248,212	311,600	328,022

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（令和2年10月1日現在）



8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別にみると、男性の平均標準賞与額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは45～49歳の700,935円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約4.71倍であり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きい。女性の平均標準賞与額も概ね山型をなしており、ピークは20～24歳の506,065円である。

船舶種別にみても、男性及び女性と同様に概ね山型をなしており、ピークは汽船等が45～49歳の871,806円、漁船（い）が65～69歳の720,047円、漁船（ろ）が55～59歳の127,080円である。

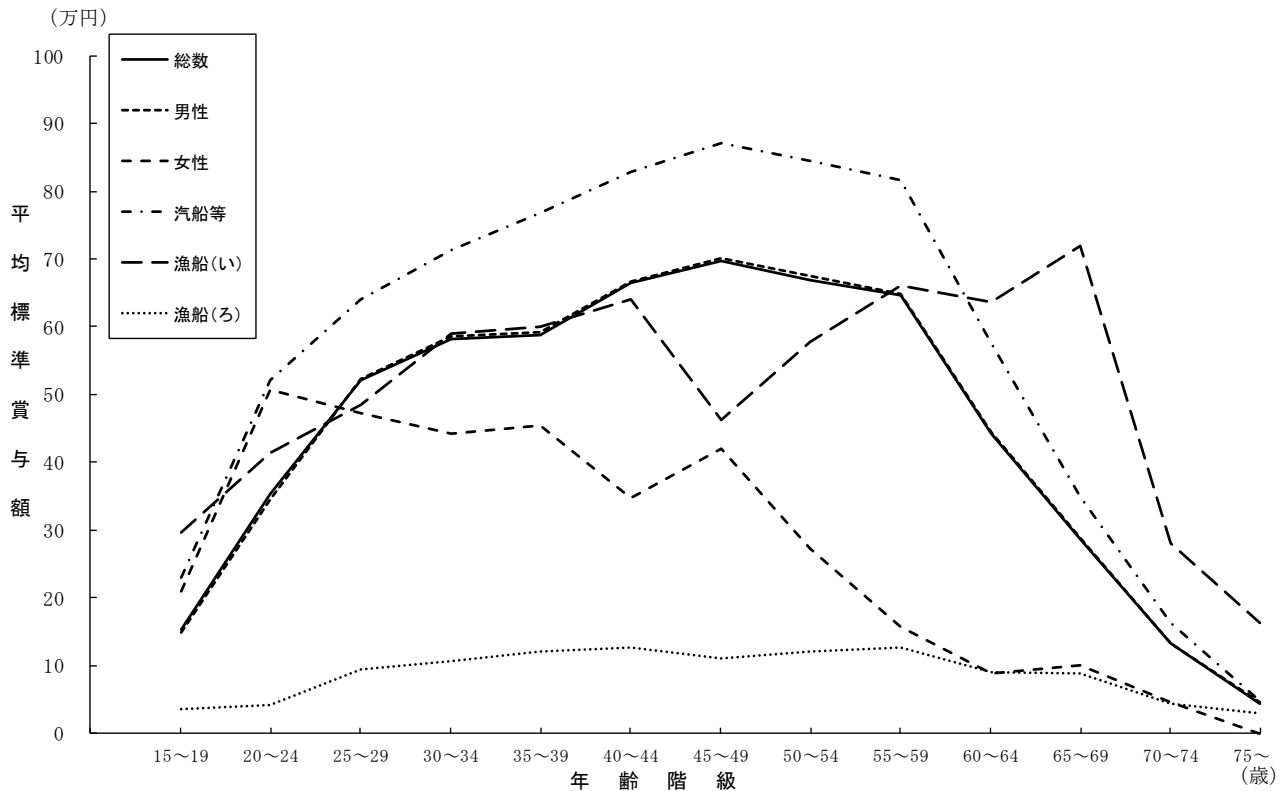
なお、漁船（ろ）については、大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する（表13参照）。

表10 年齢階級別平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総 数	517,198	519,462	401,994	665,435	556,116	93,924
15～19 歳	153,151	148,683	209,076	229,912	295,703	35,652
20～24	352,650	344,432	506,065	520,822	413,618	41,074
25～29	521,004	523,034	472,549	640,806	483,815	94,200
30～34	580,915	584,998	442,782	712,911	590,434	106,679
35～39	587,983	590,740	453,459	768,484	600,280	120,533
40～44	663,789	667,544	346,068	829,225	639,437	125,476
45～49	697,350	700,935	420,522	871,806	462,799	110,532
50～54	668,916	673,988	272,786	844,814	577,625	119,672
55～59	645,999	649,141	155,923	815,655	660,596	127,080
60～64	442,269	443,403	88,368	575,621	635,556	90,012
65～69	286,732	287,443	100,647	348,696	720,047	87,636
70～74	132,678	133,285	45,882	163,070	280,381	44,274
75歳以上	44,069	44,880	-	46,862	163,000	30,291

(注) 平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.22ヶ月分である。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは45～49歳の約1.43ヶ月分である。

男女別でみると、男性は45～49歳、女性は20～24歳がピークであり、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.43ヶ月分、女性が約1.82ヶ月分である。

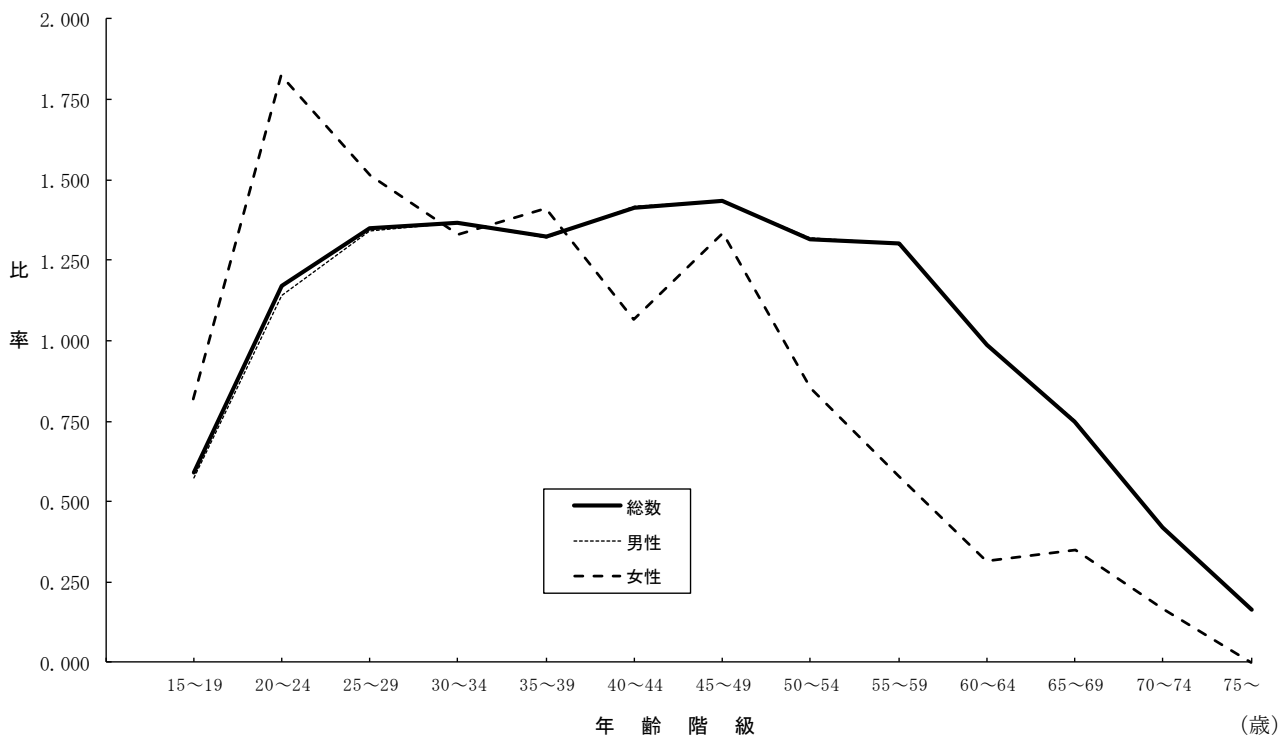
また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、30代後半までは女性の方が概ね高いが、40代以降は男性の方が高い。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和2年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総 数	425,542	427,955	299,664	517,198	519,462	401,994	1.215	1.214	1.341
15～19歳	259,875	260,240	255,373	153,151	148,683	209,076	0.589	0.571	0.819
20～24	301,182	302,450	277,620	352,650	344,432	506,065	1.171	1.139	1.823
25～29	386,422	389,545	312,502	521,004	523,034	472,549	1.348	1.343	1.512
30～34	425,391	428,087	333,308	580,915	584,998	442,782	1.366	1.367	1.328
35～39	444,506	447,008	321,388	587,983	590,740	453,459	1.323	1.322	1.411
40～44	469,596	471,291	324,949	663,789	667,544	346,068	1.414	1.416	1.065
45～49	486,347	488,546	314,696	697,350	700,935	420,522	1.434	1.435	1.336
50～54	509,021	511,420	319,171	668,916	673,988	272,786	1.314	1.318	0.855
55～59	496,120	497,628	268,390	645,999	649,141	155,923	1.302	1.304	0.581
60～64	448,683	449,182	281,684	442,269	443,403	88,368	0.986	0.987	0.314
65～69	382,255	382,590	287,778	286,732	287,443	100,647	0.750	0.751	0.350
70～74	317,167	317,430	275,000	132,678	133,285	45,882	0.418	0.420	0.167
75歳以上	271,042	272,669	182,667	44,069	44,880	-	0.163	0.165	-

(注) 平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和2年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは50～54歳の6,802,146円である。女性の平均総報酬額は標準報酬月額と同様に、30～34歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかな変化である。

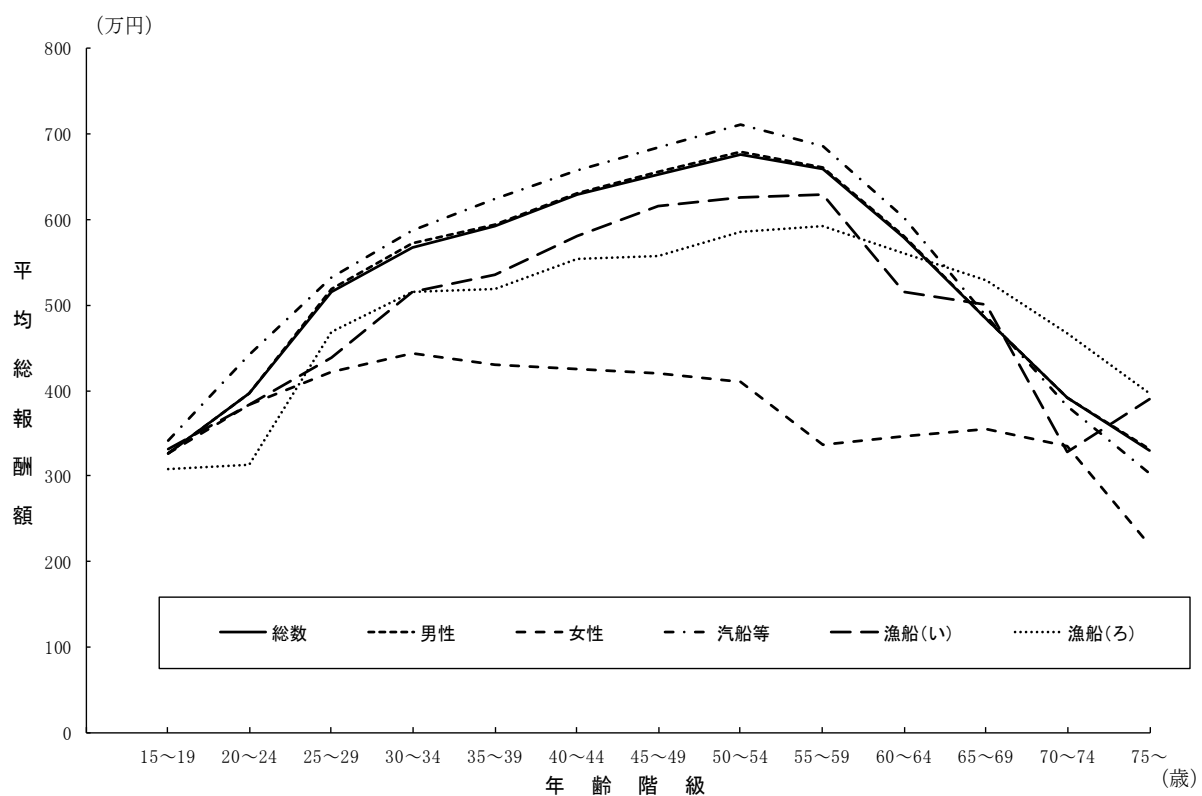
船舶種別でみても山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で7,114,405円、漁船（い）及び漁船（ろ）が55～59歳で、それぞれ6,286,861円、5,919,744円である。

表12 年齢階級別平均総報酬額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総 数	5,606,686	5,637,593	3,994,323	5,904,863	5,257,199	5,027,045
15～19	3,271,475	3,271,559	3,270,433	3,409,765	3,324,892	3,079,510
20～24	3,965,801	3,972,886	3,834,078	4,425,432	3,838,451	3,140,950
25～29	5,154,801	5,194,480	4,215,729	5,321,579	4,379,764	4,695,722
30～34	5,680,261	5,716,506	4,442,481	5,873,241	5,164,169	5,150,248
35～39	5,917,276	5,949,939	4,310,112	6,247,767	5,348,851	5,194,067
40～44	6,293,340	6,317,332	4,245,458	6,573,169	5,810,981	5,535,474
45～49	6,526,347	6,556,201	4,196,870	6,837,529	6,155,343	5,581,506
50～54	6,768,465	6,802,146	4,102,843	7,114,405	6,252,919	5,863,839
55～59	6,587,833	6,609,143	3,369,000	6,866,684	6,286,861	5,919,744
60～64	5,796,842	5,803,801	3,468,579	6,023,656	5,155,026	5,614,980
65～69	4,838,320	4,842,896	3,548,389	4,864,990	5,009,553	5,295,656
70～74	3,917,637	3,921,216	3,343,333	3,821,702	3,289,524	4,676,850
75歳以上	3,296,575	3,316,905	2,192,000	3,025,405	3,902,200	3,966,555

（注）総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（令和2年10月1日現在）



10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、0.469と約半数の者が賞与を受けていない。

男女別、年齢階級別にみると、男性については、15～19歳から25～29歳にかけて、年齢の上昇に伴っていったん減少した後、しばらくは概ね横ばいだが、60歳以降で上昇している。最も割合が低いのは25～29歳で0.397であり、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.893である。女性については、最も割合が低いのは、15～19歳で0.182となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で1.000である。

船舶種別にみると、汽船等は約3割、漁船（い）は約4割の者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）に至っては9割以上の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合が低いのは、汽船等が20～24歳で0.222、漁船（い）が65～69歳で0.259、漁船（ろ）が50～54歳の0.889であり、逆に最も割合が高いのは、汽船等及び漁船（い）は75歳以上でそれぞれ0.873、0.800、漁船（ろ）では20～24歳で0.959である。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総 数	0.469	0.470	0.408	0.313	0.409	0.918
15～19歳	0.531	0.559	0.182	0.245	0.270	0.942
20～24	0.481	0.492	0.266	0.222	0.417	0.959
25～29	0.394	0.397	0.333	0.250	0.382	0.918
30～34	0.401	0.400	0.451	0.258	0.434	0.909
35～39	0.425	0.425	0.418	0.238	0.377	0.915
40～44	0.406	0.404	0.576	0.249	0.405	0.920
45～49	0.403	0.401	0.551	0.257	0.533	0.906
50～54	0.423	0.421	0.557	0.277	0.419	0.889
55～59	0.430	0.428	0.667	0.278	0.392	0.897
60～64	0.519	0.519	0.579	0.372	0.338	0.905
65～69	0.610	0.610	0.706	0.505	0.259	0.921
70～74	0.775	0.774	0.941	0.711	0.667	0.949
75歳以上	0.895	0.893	1.000	0.873	0.800	0.956

(注1) 標準賞与額(令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われたもの)0円の被保険者を被保険者総数で除して算出している。

(注2) 疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和2年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で20.2%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多く、年齢の上昇に伴い概ね低下傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、65～74歳の各年齢区分の1年未満の被保険者の割合はやや高い。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が17.2%、漁船（い）が14.9%、漁船（ろ）が30.3%となっている。年齢階級別で見ると、どの適用区分も、総数と概ね同様の構成割合となっている。各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）よりも漁船（ろ）の方が1年未満の被保険者割合が概ね高い。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和2年10月1日現在）

(単位：％)

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	20.2	79.8	100.0	17.2	82.8
15～19歳	100.0	77.9	22.1	100.0	77.1	22.9
20～24	100.0	30.4	69.6	100.0	33.0	67.0
25～29	100.0	20.7	79.3	100.0	18.1	81.9
30～34	100.0	19.3	80.7	100.0	16.5	83.5
35～39	100.0	19.2	80.8	100.0	15.6	84.4
40～44	100.0	16.7	83.3	100.0	13.2	86.8
45～49	100.0	16.7	83.3	100.0	13.2	86.8
50～54	100.0	16.6	83.4	100.0	13.1	86.9
55～59	100.0	15.7	84.3	100.0	12.3	87.7
60～64	100.0	17.6	82.4	100.0	14.9	85.1
65～69	100.0	20.2	79.8	100.0	16.5	83.5
70～74	100.0	20.4	79.6	100.0	16.7	83.3
75歳以上	100.0	18.5	81.5	100.0	15.0	85.0
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総 数	100.0	14.9	85.1	100.0	30.3	69.7
15～19歳	100.0	54.1	45.9	100.0	81.4	18.6
20～24	100.0	24.3	75.7	100.0	26.3	73.7
25～29	100.0	20.4	79.6	100.0	30.4	69.6
30～34	100.0	18.1	81.9	100.0	29.2	70.8
35～39	100.0	11.4	88.6	100.0	29.2	70.8
40～44	100.0	12.7	87.3	100.0	28.4	71.6
45～49	100.0	16.6	83.4	100.0	28.9	71.1
50～54	100.0	8.1	91.9	100.0	28.2	71.8
55～59	100.0	8.4	91.6	100.0	27.1	72.9
60～64	100.0	5.3	94.7	100.0	27.1	72.9
65～69	100.0	11.8	88.2	100.0	35.3	64.7
70～74	100.0	16.7	83.3	100.0	35.1	64.9
75歳以上	100.0	30.0	70.0	100.0	26.9	73.1

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、総数をみると、60～64歳でピークを迎え、65歳以降は徐々に低下する傾向にある。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は汽船等が1.180と最も大きい。年齢階級の状況は、汽船等については75歳以上の1.014で最小、55～59歳の1.170で最大、漁船(い)については45～49歳の0.872で最小、75歳以上の1.426で最大、漁船(ろ)については75歳以上の0.633で最小、15～19歳の1.122で最大である。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
総数	円 393,121	円 433,760	1.103	円 379,878	円 448,383	1.180
15～19歳	255,537	275,198	1.077	261,931	275,304	1.051
20～24	309,664	297,478	0.961	315,516	330,249	1.047
25～29	371,203	390,390	1.052	357,591	397,218	1.111
30～34	416,582	427,491	1.026	396,478	436,671	1.101
35～39	423,822	449,423	1.060	412,000	464,870	1.128
40～44	453,793	472,756	1.042	443,769	483,958	1.091
45～49	451,294	493,359	1.093	453,113	503,842	1.112
50～54	489,373	512,946	1.048	487,830	527,708	1.082
55～59	454,751	503,808	1.108	438,779	513,442	1.170
60～64	409,642	457,022	1.116	398,087	463,800	1.165
65～69	377,289	383,515	1.016	334,072	384,723	1.152
70～74	337,352	311,992	0.925	280,862	309,704	1.103
75歳以上	326,000	258,547	0.793	245,239	248,738	1.014
年齢階級	(再掲) 漁船(い)			(再掲) 漁船(ろ)		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
総数	円 351,479	円 398,816	1.135	円 422,964	円 405,933	0.960
15～19歳	244,000	262,353	1.075	248,027	278,235	1.122
20～24	282,514	286,330	1.014	298,138	244,146	0.819
25～29	305,063	329,680	1.081	406,951	373,217	0.917
30～34	361,667	385,441	1.066	467,144	400,948	0.858
35～39	402,000	394,903	0.982	445,219	413,535	0.929
40～44	374,600	439,130	1.172	478,892	439,712	0.918
45～49	531,071	463,121	0.872	445,033	460,334	1.034
50～54	440,000	475,840	1.081	503,104	469,111	0.932
55～59	383,571	476,711	1.243	482,578	482,775	1.000
60～64	339,500	378,699	1.115	440,085	467,955	1.063
65～69	263,400	370,000	1.405	452,336	423,982	0.937
70～74	227,143	255,486	1.125	429,991	362,300	0.843
75歳以上	240,000	342,286	1.426	448,286	283,714	0.633

被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、総数をみると55～59歳の9.834が最大である。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。年齢階級別の状況は、汽船等については75歳以上の4.003で最小、55～59歳の6.878で最大、漁船（い）については60～64歳の3.321で最小、30～34歳の25.126で最大、漁船（ろ）については15～19歳の4.608で最小、40～44歳の569.027で最大となっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総 数	90,698	626,797	6.911	144,877	773,361	5.338
15～19歳	84,724	394,558	4.657	134,074	553,366	4.127
20～24	113,674	457,377	4.024	164,329	696,576	4.239
25～29	108,647	628,732	5.787	156,315	747,533	4.782
30～34	107,554	693,813	6.451	161,496	822,097	5.091
35～39	96,440	704,329	7.303	161,532	880,922	5.454
40～44	104,560	775,157	7.414	173,229	928,783	5.362
45～49	113,660	813,854	7.160	186,473	976,067	5.234
50～54	110,352	779,493	7.064	183,065	944,967	5.162
55～59	76,516	752,432	9.834	132,527	911,533	6.878
60～64	70,595	524,076	7.424	118,497	655,718	5.534
65～69	47,140	351,975	7.467	73,479	403,142	5.486
70～74	17,951	164,506	9.164	32,869	189,183	5.756
75歳以上	7,618	52,357	6.873	13,197	52,823	4.003
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総 数	79,983	639,562	7.996	4,497	132,802	29.529
15～19歳	93,550	533,529	5.703	21,320	98,250	4.608
20～24	32,743	535,917	16.367	2,747	54,722	19.920
25～29	124,531	575,792	4.624	4,827	133,172	27.588
30～34	28,433	714,404	25.126	6,674	147,986	22.174
35～39	120,650	662,168	5.488	5,339	168,097	31.487
40～44	102,550	717,246	6.994	308	175,085	569.027
45～49	50,071	544,759	10.880	471	155,232	329.370
50～54	137,364	616,368	4.487	1,665	165,910	99.655
55～59	43,286	717,454	16.575	0	174,217	-
60～64	198,750	659,993	3.321	2,074	122,632	59.133
65～69	160,800	794,613	4.942	11,065	129,484	11.702
70～74	0	336,457	-	0	68,201	-
75歳以上	0	232,857	-	0	41,451	-

(注) 平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

1 2. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模30～49人が最も多く17.0%であり、規模100人未満は81.6%である。適用区分別にみると、被保険者の構成割合が最も高いのは、汽船等が規模50～99人の19.0%、漁船（い）が規模30～49人の25.9%、漁船（ろ）が規模10～19人の23.6%である。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模10～19人をピークとする山型となっている。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にある。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にあるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人で、漁船（い）では規模100～299人で大幅に下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和2年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				（再掲）汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.997	425,542	517,198	100.0	1.032	436,619	665,435
1～4人	7.1	0.961	327,783	220,869	6.2	0.999	378,408	333,600
5～9	12.6	1.014	387,111	268,005	11.8	1.041	401,607	391,152
10～19	16.6	0.996	401,076	348,436	15.2	1.055	402,280	511,085
20～29	11.6	1.036	426,052	550,714	11.8	1.068	433,391	666,622
30～49	17.0	1.007	431,696	507,968	17.9	1.044	428,224	657,189
50～99	16.8	1.011	445,199	787,327	19.0	1.011	445,155	922,051
100～299	14.0	1.006	508,758	789,134	16.6	1.041	491,839	902,074
300～499	1.1	0.594	696,745	5,031	1.6	0.594	696,745	5,031
500～999	—	—	—	—	—	—	—	—
1,000人以上	—	—	—	—	—	—	—	—
疾病任継	3.3	0.864	327,561	—	—	—	—	—
使用する被保険者数	（再掲）漁船（い）				（再掲）漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.676	391,757	556,116	100.0	0.953	411,093	93,924
1～4人	4.8	0.597	272,026	201,039	10.6	0.915	246,109	33,736
5～9	5.8	0.859	367,826	293,011	17.4	0.967	360,102	31,637
10～19	9.3	0.973	332,473	202,088	23.6	0.888	401,868	59,757
20～29	5.7	0.923	455,231	878,747	13.1	0.960	405,877	238,461
30～49	25.9	0.582	364,329	549,490	15.8	0.964	455,003	23,446
50～99	23.2	0.876	406,200	1,015,830	12.1	1.036	453,658	141,055
100～299	25.3	0.399	442,327	326,493	7.5	1.012	640,037	252,396
300～499	—	—	—	—	—	—	—	—
500～999	—	—	—	—	—	—	—	—
1,000人以上	—	—	—	—	—	—	—	—
疾病任継	—	—	—	—	—	—	—	—

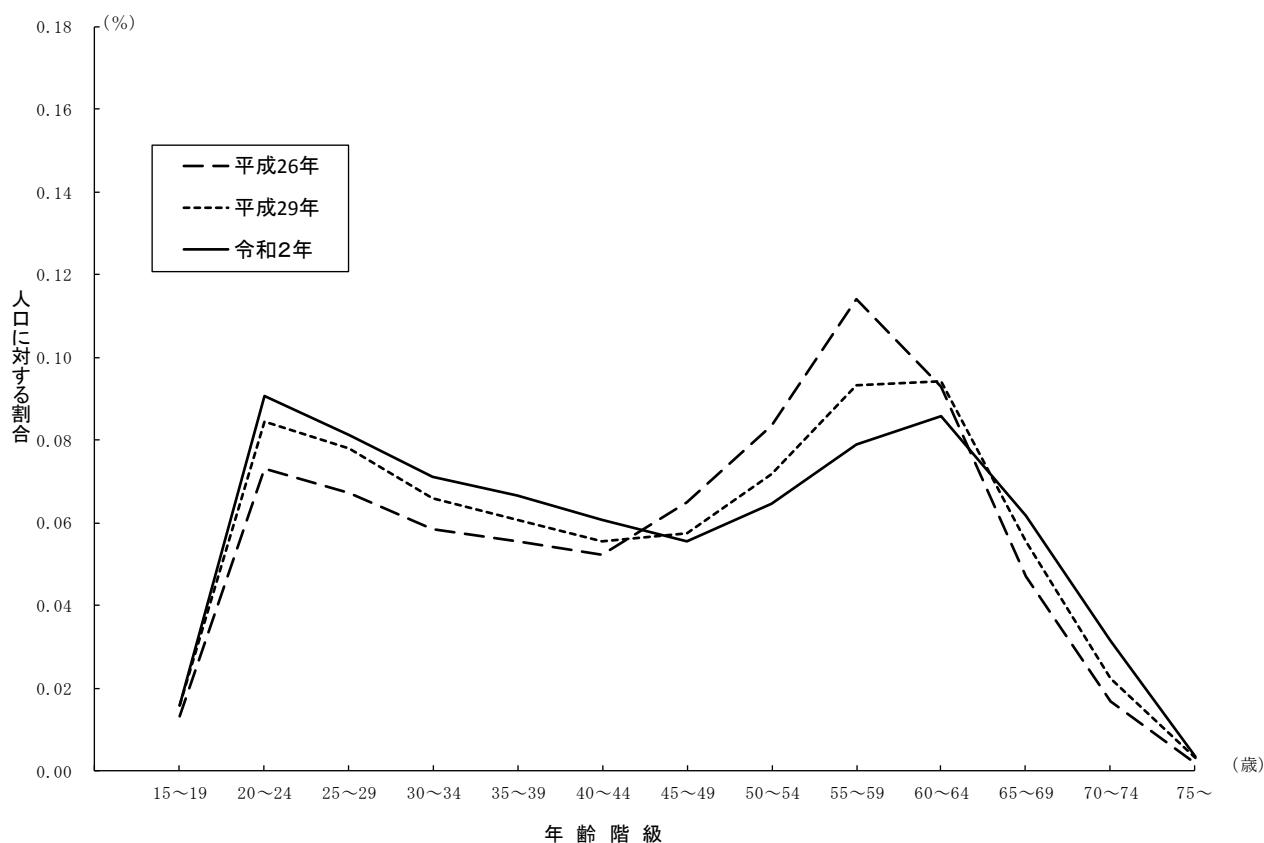
（注）平均標準賞与額は、令和2年10月1日現在の被保険者について、令和元年10月1日から令和2年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

1 3．被保険者数の推移について

まず、総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合は、平成26年から平成29年にかけては、40代後半から50代後半までは減少し、その他の年齢階級では増加している。平成29年から令和2年にかけては、40代後半から60代前半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月1日現在）



次に、男女別の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、平成26年から平成29年にかけては、40代後半から50代後半までは減少し、その他の年齢階級では増加している。また、平成29年から令和2年にかけては、40代後半から60代前半までは減少し、その他の年齢階級では増加している。

女性については、平成26年から平成29年にかけては概ね増加している。また、平成29年から令和2年にかけては、40代後半及び60代以降を除き概ね増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

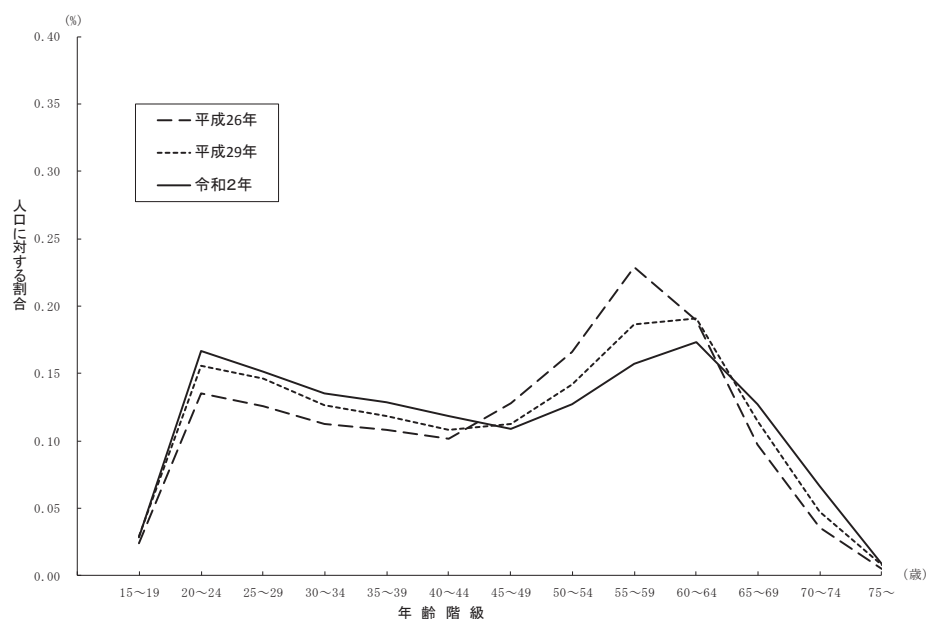


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
(各年10月1日現在)

